

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第 1 項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 6 月27日
【事業年度】	第 6 期（自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日）
【会社名】	株式会社日本政策金融公庫
【英訳名】	Japan Finance Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役総裁 細川 興一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目 9 番 4 号
【電話番号】	03 - 3270 - 7440
【事務連絡者氏名】	企画管理本部 財務部長 能登 謙一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目 9 番 4 号
【電話番号】	03 - 3270 - 7440
【事務連絡者氏名】	企画管理本部 財務部長 能登 謙一
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月		平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
経常収益	(百万円)	751,079	768,105	857,197	665,597	788,255
経常損失()	(百万円)	1,118,754	875,599	290,430	285,856	35,817
当期純損失()	(百万円)	1,112,890	886,503	295,408	286,268	35,936
持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失()	(百万円)	15	76	48	2	15
資本金	(百万円)	3,251,797	3,352,547	4,366,709	3,455,015	3,709,538
発行済株式総数	(千株)	6,994,374,407	7,696,424,407	9,751,486,407	10,374,342,407	10,733,565,407
純資産額	(百万円)	4,574,609	4,389,560	6,142,730	4,184,472	4,507,759
総資産額	(百万円)	35,634,209	36,789,867	38,250,634	25,421,145	24,653,427
貸出金残高	(百万円)	29,178,591	29,009,231	29,420,809	21,232,320	20,660,457
1株当たり純資産額	(円)	0円65銭	0円57銭	0円62銭	0円40銭	0円41銭
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	(円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純損失金額()	(円)	0円21銭	0円12銭	0円3銭	0円2銭	0円0銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	12.8	11.9	16.1	16.5	18.3
自己資本利益率	(%)	-	-	-	-	-
株価収益率	(倍)	-	-	-	-	-
配当性向	(%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	2,006,944	217,542	2,838,529	707,374	331,502
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	15,428	1,081,892	597,130	201,063	192,136
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	2,835,538	682,661	2,022,520	620,572	357,136
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	1,194,787	1,003,355	779,717	418,118	251,615
従業員数	(人)	8,158	8,203	8,148	7,325 [910]	7,153 [914]

(注) 1. 当公庫は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 平成24年4月1日付けで国際協力銀行が当公庫から分離しております。

- 4．発行済株式総数は、国際協力銀行業務に係るもの（第6期においては1,291,000,000千株）を含んでおります。国際協力銀行業務に係る資本金1,291,000百万円は減額して整理しております。

5. 株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第47条に基づき配当を実施していないので、1株当たり配当額及び配当性向については記載しておりません。
6. 潜在株式が存在しないので、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については記載しておりません。
7. 当公庫は銀行法（昭和56年法律第59号）の適用を受けておらず、自己資本比率は、期末純資産の部の合計を期末資産の部の合計で除しております。
8. 当公庫株式は非上場であるので、株価収益率については記載しておりません。
9. 当期純損失を計上しているので、自己資本利益率については記載しておりません。
10. 従業員数は、当公庫から社外への出向者を除き、社外から当公庫への出向者を含みます。また海外の現地採用者を含み、臨時従業員を含みません。
なお、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載し、従業員数の100分の10未満である第2期から第4期においては、記載を省略しております。

2【沿革】

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「公庫法」という。）に基づき、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行（国際金融等業務）の一切の権利及び義務について、国が承継する資産を除き承継し、平成20年10月1日に設立されました。その後、平成23年4月28日に、株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）が可決・成立し、同5月2日に公布・施行されたことを受け、平成24年4月1日付けで国際協力銀行が当公庫から分離し、株式会社国際協力銀行が発足しております。

なお、参考として、統合前の国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫の「沿革」についても記載しております。

年月	事項
平成17年12月	「行政改革の重要方針」が閣議決定
平成18年5月	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が成立
6月	「政策金融改革に係る制度設計」が政策金融改革推進本部にて決定
平成19年5月	「株式会社日本政策金融公庫法」及び駐留軍再編促進金融業務を規定する「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」が成立
平成20年10月	「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、株式会社日本政策金融公庫を設立 国民生活金融公庫（現 国民生活事業）、農林漁業金融公庫（現 農林水産事業）、中小企業金融公庫（現 中小企業事業）及び（旧）国際協力銀行（うち国際金融等業務）（現 株式会社国際協力銀行）の一切の権利及び義務について、国が承継する資産を除き承継 「株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」に基づき、当公庫設立後も駐留軍再編促進金融業務は国際協力銀行の行う業務として承継 危機対応円滑化業務を創設
平成22年4月	駐留軍再編促進金融業務にかかる特別勘定（駐留軍再編促進金融勘定）を設置
平成22年8月	特定事業促進円滑化業務にかかる特別勘定（特定事業促進円滑化業務勘定）を設置
平成23年4月	「株式会社国際協力銀行法」が可決・成立、平成24年4月1日に国際協力銀行が当公庫から分離することが決定
平成23年7月	事業再構築等促進円滑化業務を開始
平成24年3月	「沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律」が可決・成立、平成34年度以降に沖縄振興開発金融公庫が当公庫に統合することが決定
平成24年4月	国際協力銀行が分離 国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務を株式会社国際協力銀行に移管
平成26年1月	事業再編促進円滑化業務を開始

（政策金融改革の経緯）

政策金融改革については、「特殊法人等整理合理化計画」（閣議決定：平成13年12月19日）において、民業補完、政策コスト最小化、機関・業務の統合合理化の原則の下、抜本的な検討を行った上で、公的金融の対象分野、規模、組織の見直しを行うこととされ、「政策金融改革について」（経済財政諮問会議：平成14年12月13日）により、不良債権集中処理期間（平成16年度末まで）、あるべき姿に移行するための準備期間（平成17年度から平成19年度まで）を経て、政策金融機関は平成20年度以降速やかに新体制に移行すること等が決定されました。

その後、「行政改革の重要方針」（閣議決定：平成17年12月24日）において、「政策金融改革の基本方針」（経済財政諮問会議：平成17年11月29日）及び「政策金融改革について」（政府・与党合意：平成17年11月29日）に基づき、政策金融の抜本的改革を行い、平成20年度から新体制に移行することとされました。

平成18年5月26日には、「行政改革の重要方針」に沿って作成された「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号。以下「行政改革推進法」という。）が成立し、「政策金融改革に係る制度設計」（政策金融改革推進本部決定及び行政改革推進本部決定：平成18年6月27日）において、新政策金融機関の在り方等が示され、これらに基づき、公庫法が平成19年5月18日に成立し、平成20年10月1日に当公庫が設立されました。

(参考)

国民生活金融公庫（現国民生活事業）

年月	国民金融公庫に係る事項	年月	環境衛生金融公庫に係る事項
昭和24年 6 月 昭和42年10月	国民金融公庫設立 環境衛生金融公庫設立に伴い同公庫からの 受託業務を開始	昭和42年 9 月 昭和47年 7 月 昭和57年 1 月	環境衛生金融公庫設立 民間金融機関に対し業務の直接委託を開始 直接貸付による業務開始
年月	国民生活金融公庫に係る事項		
平成 9 年 9 月 平成11年 5 月	環境衛生金融公庫と国民金融公庫の統合を含む「特殊法人等の整理合理化について」が閣議決定 「国民生活金融公庫法」（国民金融公庫法の一部を改正する法律）が成立		
平成11年10月 平成20年10月	「国民生活金融公庫法」に基づき、国民金融公庫が国民生活金融公庫に改称 解散した環境衛生金融公庫の一切の権利及び義務を承継 「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、株式会社日本政策金融公庫に統合、国が承継する資産を除 き一切の権利及び義務を承継（国民生活事業）		

農林漁業金融公庫（現農林水産事業）

年月	事項
昭和28年 4 月 昭和33年 9 月 平成14年 7 月 平成20年10月	農林漁業金融公庫設立。委託貸付により業務を開始 直接貸付による業務開始 農業法人投資育成会社への出資事業創設 「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、株式会社日本政策金融公庫に統合、国が承継する資産を除 き一切の権利及び義務を承継（農林水産事業）

中小企業金融公庫（現中小企業事業）

年月	中小企業金融公庫に係る事項	年月	中小企業信用保険公庫に係る事項
昭和28年 8 月 9 月 昭和30年10月	中小企業金融公庫設立 代理貸付による業務開始 直接貸付による業務開始	昭和33年 7 月 昭和59年10月 平成10年12月	中小企業信用保険公庫設立（中小企業庁か ら中小企業信用保険事業及び信用保証協会 に対する融資事業を承継） 通商産業省から機械類信用保険事業を承継 破綻金融機関等関連特別保険等業務の開始
		年月	中小企業総合事業団に係る事項
		平成11年 7 月 平成15年 4 月	中小企業総合事業団設立（中小企業信用保 険公庫等の事業を承継） 機械類信用保険業務の機械保険経過業務へ の移行
平成16年 7 月 平成20年10月	「中小企業金融公庫法」の一部改正に伴う業務範囲拡大（証券化支援業務の開始、中小企業総合事業団 の信用保険事業の承継） 「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、株式会社日本政策金融公庫に統合、国が承継する資産を除 き一切の権利及び義務を承継（中小企業事業）		

3【事業の内容】

当公庫及び当公庫の関係会社は、平成26年3月31日現在、当公庫及び関連会社1社から構成されており、当公庫は、公庫法その他の法令により定められた以下の業務を行っております。

（事業目的）

当公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般（生活衛生関係営業者を含む。）、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的として、公庫法第11条に規定する業務を行っております。

（業務の区分及び各業務の内容）

当公庫は、その目的を達成するため、公庫法その他法令により定められた業務について、以下の業務ごとに区分して運営しております。

（1）国民生活事業

国民一般向け業務

国民一般向け業務は、独立して継続が可能な事業について当該事業の経営の安定を図るための資金の貸付け、小口の教育資金の貸付け、生活衛生関係営業について衛生水準を高めるため及び近代化を促進するために必要な資金等の貸付け及び恩給等を担保とする小口貸付けを行っております。

（2）農林水産事業

農林水産業者向け業務

農林水産業者向け業務は、農林漁業者や食品の製造等の事業を営む者に対し、農林漁業の持続的かつ健全な発展又は食料の安定供給の確保に資する事業について、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、長期かつ低利の資金を供給しております。

また、民間金融機関が行う農業向け融資の証券化支援業務を行っております。

（3）中小企業事業

イ 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務は、中小企業の成長発展を支援するため、民間金融機関を補完して長期資金の安定的な供給を行っております。

融資業務には、中小企業者に対する貸付け、中小企業者が発行する社債の取得並びに中小企業投資育成株式会社及び設備貸与機関に対する貸付け等があります。

証券化支援保証業務は、民間金融機関等が自ら貸付債権等の証券化に取り組む場合に当公庫が当該貸付債権等の部分保証や証券化商品等の保証を行う業務（保証型）、民間金融機関等が行う中小企業者の売掛金債権証券化等を支援・促進することを目的とし、民間金融機関等による特別目的会社への貸付債権に対しての保証や特別目的会社への貸付けを行う業務（売掛金債権証券化等支援業務）があります。また、平成24年度から、中小企業者の海外現地法人等の現地流通通貨建て資金調達を支援する「スタンドバイ・クレジット制度（信用状発行業務）」の取扱いを開始しています。

ロ 中小企業者向け証券化支援買取業務

中小企業者向け証券化支援買取業務は、証券化手法を活用した民間金融機関等による中小企業・小規模事業者への無担保資金供給の促進及び中小企業・小規模事業者向け貸付債権の証券化市場の育成を目的としております。証券化支援買取業務には、証券化を前提とした中小企業・小規模事業者への無担保貸付債権等を複数の民間金融機関から当公庫が譲り受け証券化する業務（キャッシュ方式）とCDS（クレジット・デフォルト・スワップ）契約を活用し、債権譲渡せずに貸付債権等の信用リスクのみを投資家等に移転させる業務（シンセティック方式）があります。

八 信用保険等業務

信用保険等業務は、(イ)信用保証協会が中小企業者の金融機関からの借入れ又は中小企業者が発行する社債のうち金融機関が引き受けるものに係る債務等の保証をした場合において、その保証金額の総額が保険契約額に達するまで自動的に保険関係が成立する包括保険業務(中小企業信用保険)、(ロ)信用保証協会に対して行う、その保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき長期資金と保証債務の履行を円滑にするために必要な短期資金の貸付業務、(ハ)成立している機械類(プログラムを含む。)に係るリース契約及び割賦・ローン保証販売契約についての保険に関する保険金の支払い、回収金の収納等の業務(機械保険経過業務)及び(ニ)信用保証協会が破綻金融機関等の融資先である中堅事業者の金融機関からの借入れによる債務の保証をした場合において、その保証金額の総額が保険契約額に達するまで自動的に保険関係が成立する包括保険業務(破綻金融機関等関連特別保険等)を行っております。

(4) 危機対応等円滑化業務

イ 危機対応円滑化業務

危機対応円滑化業務は、主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、主務大臣が指定する指定金融機関に対して一定の信用の供与を行っております。

危機発生時には、一般の事業者の信用リスクが上昇するため、民間金融機関による資金供給が十分になされない事態が想定されます。このような事態に対処するため、当公庫は指定金融機関への信用の供与を通じて、指定金融機関による事業者への円滑な資金供給を促進しております。

具体的な業務については以下のとおりであります。

- (イ) 貸付け：当公庫が財政融資資金の借入れ等により調達した資金を指定金融機関に対し貸付けするもの。
- (ロ) 損害担保：当公庫が指定金融機関が行う貸付け等に損失が発生した場合において、一定割合の補填を行うもの。
- (ハ) 利子補給：当公庫による信用供与を受けて指定金融機関が行った貸付け等について、当公庫が指定金融機関に対し利子補給金を支給するもの。

ロ 特定事業等促進円滑化業務

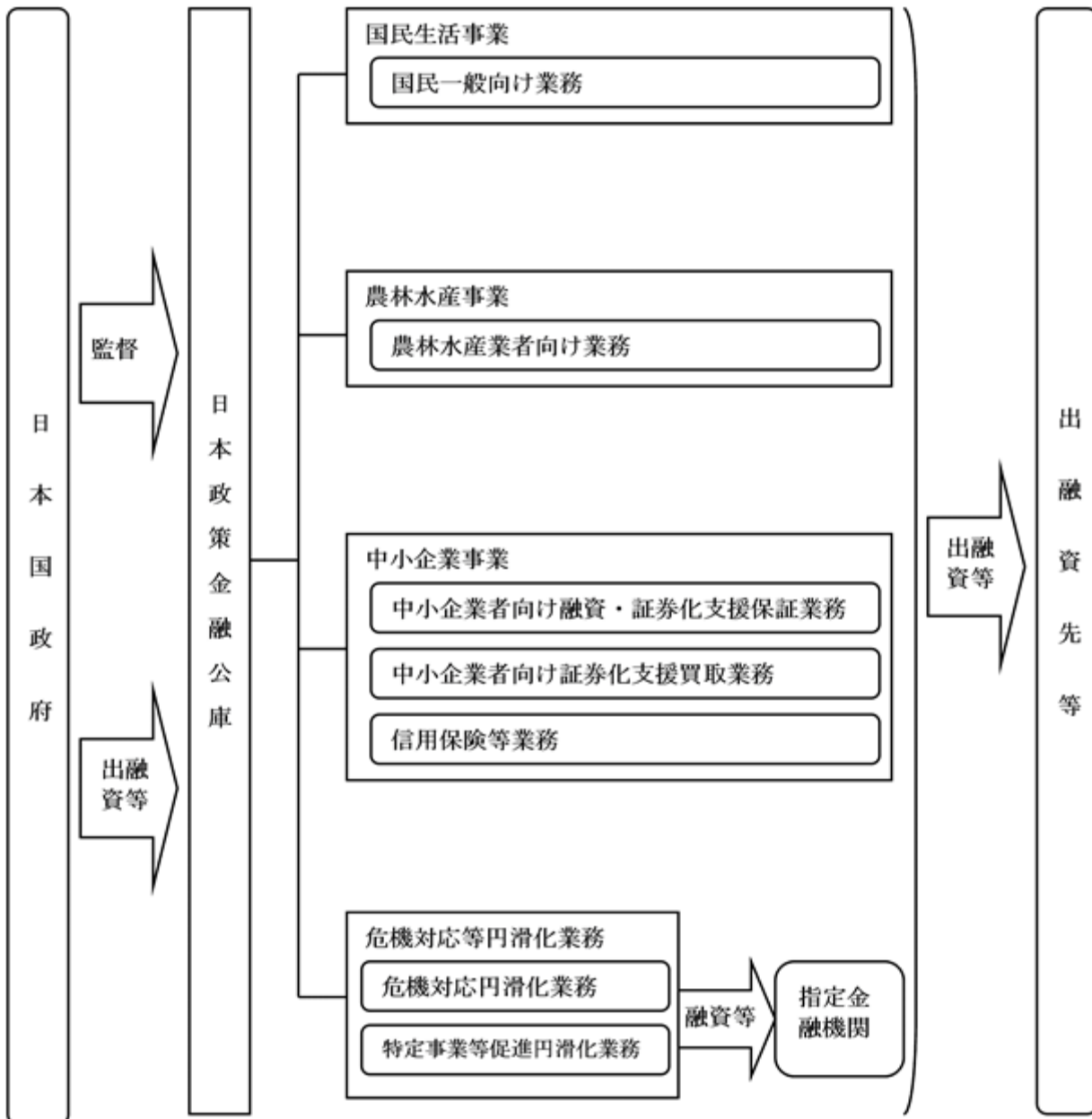
(イ) 特定事業促進円滑化業務

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)に基づき、主務大臣が認定した特定事業を実施しようとする認定事業者に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けを行っております。

(ロ) 事業再編促進円滑化業務

産業競争力強化法(平成25年法律第98号)に基づき、主務大臣が認定した事業再編又は特定事業再編を実施しようとする認定事業者等に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けを行っております。

(当公庫の事業系統図)



(経理の特徴)

(1) 区分経理

当公庫は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定（以下「業務勘定」という。）を設けて整理を行うこととされております（公庫法第41条）。

（注） 以下に特段の記載のない限り、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定による特定事業促進円滑化業務、産業競争力強化法第39条第2項の規定による事業再編促進円滑化業務及び産業競争力強化法附則第13条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第24条の3第2項の規定による事業再構築等促進円滑化業務についても公庫法の規定が適用されます。

また、当公庫が政府出資、借入れ及び社債発行により調達した資金は、かかる経理の区分に従って、各業務勘定ごとに整理することとなります（公庫法第4条及び第51条）。収入支出予算も、業務別（ただし中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務は同一区分）に区分され（公庫法第31条）、予算の目的外使用の禁止（公庫法第37条）も法定されております。勘定間の資金融通については基本的に想定されておらず、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令（平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第3号）第12条において、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務及び中小企業者向け証券化支援買取業務の間の資金融通（短期のものに限る。）についてのみ定められております。

(2) 予算区分

当公庫の収入支出予算は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け業務（中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務）、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務に区分することとされております（公庫法第31条第4項）。

(3) 剰余金処分及び国庫納付

当公庫の剰余金の額の計算は、区分経理を行っているそれぞれの勘定において会社法（平成17年法律第86号）第446条を準用することとされております（公庫法第42条第1項）。

当公庫は、毎事業年度の決算において計上した各業務勘定の剰余金の額が、

イ 零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3カ月以内に国庫に納付しなければならないとされております（公庫法第47条第1項）。

ロ 零を下回るときは、準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないとされております（公庫法第47条第2項）。

当公庫の剰余金の処分はイ又はロのほか、経営改善資金特別準備金への戻入（公庫法第47条第6項）以外の方法をもって処分・配当を行ってはならないとされております（公庫法第47条第7項）。

なお、会社法第448条（準備金の額の減少）、会社法第449条（債権者の異議）、会社法第828条（会社の組織に関する行為の無効の訴え）第1項第5号及び第2項第5号は、上記の準備金の積み立て又は取り崩しの場合を除き、各業務勘定の準備金について準用され、当公庫全体としての準備金には適用されません。会社法第447条（資本金の額の減少）についても同様の扱いとなります（公庫法第42条第2項及び第3項）。

(日本国政府との関係)

(1) 株式の政府保有

当公庫の発行済株式については、政府がその総数を常時保有することとされております(公庫法第3条)。

(2) 日本国政府による監督等

イ 監督

主務大臣(財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣)は、当公庫を、公庫法等の定めるところに従い監督し、当公庫に対してその業務に関し監督上必要な命令をすることができます(公庫法第58条)。また、主務大臣は、必要があると認めるときは、当公庫(資金の貸付けの業務等を委託した法人並びに危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務に関しては指定金融機関を含む。)に対して報告を求め、又はその職員に、当公庫を検査させることができます(公庫法第59条)。

なお、特定事業等促進円滑化業務については経済産業大臣及び財務大臣の監督下で実施することとなります(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条、産業競争力強化法第39条第2項及び産業競争力強化法附則第13条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第24条の3第2項)。

また、主務大臣は検査権限の一部を内閣総理大臣に委任することができ、内閣総理大臣は当該委任を受けた権限を金融庁長官に委任します(公庫法第60条)。

ロ 役員の選任及び解任等

当公庫の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、主務大臣(財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣。以下本八において同じ。)の認可を受けなければ、その効力は生じません(公庫法第6条第1項)。また、当公庫の代表取締役の選定及び解職の決議についても、主務大臣の認可を受けなければ、その効力は生じません(公庫法第6条第2項)。

なお、主務大臣は、これらの認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣と協議する必要があります(公庫法第65条)。

八 定款の変更の決議

当公庫の定款の変更の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません(公庫法第61条)。

なお、主務大臣は、上記の認可をしようとするときには、あらかじめ、厚生労働大臣と協議する必要があります(公庫法第65条)。

二 合併、会社分割、事業譲渡、解散等

当公庫を当事者とする合併、会社分割、事業譲渡、解散等については、当公庫が独自で決定することはできず、法律によって定められることになっております(公庫法第62条)。

(3) 財務面の関与

イ 予算及び決算

(イ) 予算

当公庫の予算は、政府関係機関予算として、主務大臣(財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣。以下本イ、八及びへにおいて同じ。)を経由して財務大臣に提出し、閣議決定後に国の予算の議決の例によって、国会において議決されます(公庫法第29条、第30条及び第33条)。

また、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸付金等)についても、予算に添付して国会に提出されます。

(ロ) 決算

当公庫は、財産目録を作成し、会社法第435条の規定に基づき作成する貸借対照表、損益計算書及び事業報告とともに、主務大臣を経由して財務大臣に提出しております(公庫法第40条)。

また、貸借対照表、損益計算書及び財産目録(以下「貸借対照表等」という。)の提出をした後は、予算の区分に従い決算報告書を作成し、監査役の意見を付して主務大臣を経由して財務大臣に提出しております。決算報告書は、財務大臣により貸借対照表等を添えて内閣に送付され(公庫法第44条)、会計検査院の検査を経て国会に提出されます(公庫法第45条、第46条)。

ロ 政府からの借入れ及び政府保証債の発行

当公庫は、政府から借入れをすることができます（公庫法第48条）。

また、政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和21年法律第24号）第3条の規定にかかわらず、予算をもって定める金額の範囲内において、当公庫の社債に係る債務について、保証契約をすることができます（公庫法第55条）。

ハ 借入金及び社債発行の制限

当公庫（信用保険等業務を除く。）は、主務大臣の認可を受けて、政府からの借入れ及び社債（政府保証債を含む。）の発行をすることができます、資金繰りのため必要がある場合に主務省令で定める金融機関から短期借入金の借入れをすることができます。（公庫法第48条及び第49条）。

なお、信用保険等業務については、社債を発行してはならないとされており（公庫法第49条第4項）。

政府からの借入れ及び社債の発行の限度額については、当公庫の予算において定められております。

また、当公庫の予算における当該限度額について、財務大臣は、予見し難い経済事情の変動等やむを得ない事由により借入金及び社債により調達する資金の増額を必要とする特別の事由がある場合は当初限度額の50%の範囲内で増額できるものと定められております。

ニ 補給金等

当公庫は、各々の政策目的のために政府から補給金等を受け入れております。当公庫に対する補給金等の国からの交付については、毎年度予算措置により行われております。

ホ 出資金

政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、当公庫に出資することができます（公庫法第4条）。

なお、政府からの出資金の受入額は、平成25年3月期が6,228億円、平成26年3月期が3,592億円となっております。

ヘ 検査

（イ）会計検査院の検査

当公庫に対しては、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第20条及び第22条に基づき、会計検査院による検査が行われます。検査結果は、毎年一回会計検査院から内閣を経由して国会に提出されます。

（ロ）主務大臣の検査

当公庫に対しては、主務大臣による検査が行われます（公庫法第59条）。

（ハ）金融庁の検査

当公庫に対しては、金融庁による検査が行われます。主務大臣は、公庫法第59条に規定する検査権限の一部を内閣総理大臣へ委任することができます、内閣総理大臣は当該委任を受けた権限を金融庁長官に委任します（公庫法第60条）。

4【関係会社の状況】

（平成26年3月31日現在）

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合（％）	当公庫との関係内容				
					役員の兼任等（人）	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
（関連会社） アグリビジネス投資育成株式会社	東京都千代田区	4,070 百万円	農業法人に対する投資育成業等	49.88	-	-	-	-	-

5 【従業員の状況】

当公庫の従業員数

(平成26年3月31日現在)

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
7,153 [914]	40.8	18.2	7,554

業務名	従業員数(人)
国民一般向け業務	4,376 [568]
農林水産業者向け業務	831 [112]
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務及び中小企業者向け証券化支援買取業務	1,633 [220]
信用保険等業務	301 [14]
危機対応円滑化業務	8 [-]
特定事業等促進円滑化業務	4 [-]
合計	7,153 [914]

- (注) 1. 従業員数は、当公庫から社外への出向者を除き、社外から当公庫への出向者を含みます。また海外の現地採用者を含み、臨時従業員を含みません。
 なお、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与は、社外から当公庫への出向者及び海外の現地採用者を含んでおりません。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 当公庫の従業員組合は、日本政策金融公庫国民生活事業労働組合、政府系金融機関労働組合、日本政策金融公庫農林水産事業労働組合及び日本政策金融公庫中小企業事業労働組合と称し、組合員数は4,452人であり、労使間においては、特筆すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

第6期事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

総括

当事業年度における我が国経済を振り返ると、経済政策の効果が発現する中で、持直しに転じ、緩やかな回復が続きました。当初は、株価上昇による資産効果や消費者マインドの改善を背景に個人消費が景気をけん引し、その後、生産の持直しや円安方向への動きによる企業収益の改善が所得や設備投資への増加へとつながり、支出、生産、所得の好循環が動き出しました。

このような中、当公庫におきましては、お客さまサービスの向上、東日本大震災からの復興支援などセーフティネット機能の発揮及び成長戦略分野等への貢献などに取り組みしました。

イ お客さまサービスの向上

お客さまへの丁寧な応対に加え、お客さまの抱える様々な経営課題に対応するため、経営相談や財務診断サービスをはじめとしたコンサルティング機能の強化、関係団体との連携強化など、日本公庫の総合力を発揮した資金と情報の両面から金融サービスの強化に努めました。

このうち、統合支店ごとに策定していた「総合力発揮推進計画」について、単独支店を含む全152支店で策定し推進しました。具体的には、地方公共団体が地域活性化対策として取り組んでいる地域プロジェクトに241件参画し、うち190件でお客さまへの具体的な融資支援を実施したほか、複数事業が連携した一体融資や複数事業の情報を活用したコンサルティング機能の発揮に取り組みしました。

さらに、アグリフードEXPOなどの全国規模の商談会のほか、全国各地で展開した支店規模の商談会やセミナーを通じてサービスを提供した結果、当事業年度の事業間連携によるお客さまの紹介件数は合計2,909件となりました。

また、3事業本部が構築しているネットワークを相互に活用した関係団体との連携強化に努め、特に、民間金融機関との連携につきましては、協調融資スキームの構築などによる協調融資の拡大に向けた取組みを推進しました。

このほか、平成25年12月に公表された「経営者保証に関するガイドライン」の要請を受け、新たな貸付制度を創設し、特約条項の見直しや各種対応マニュアルの整備を行いました。

ロ 東日本大震災からの復興支援

東日本大震災により影響を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者の皆さまからの融資や返済に関するご相談に対して、できる限り迅速かつきめ細かく対応するとともに、東日本大震災復興特別貸付など各種融資による復興支援に取り組みしました。

これらにより、東日本大震災復興特別貸付など震災関連融資の貸付実績は2,209億円となり、震災以降の融資実績は累計で3兆8,321億円となりました。特に、被災地の復興に向けた創業ニーズに対応した支援を行った結果、被災地5県（青森、岩手、宮城、福島及び茨城県）における創業支援数は1,555企業と震災前の平成22年度と比べ146%となりました。加えて、東日本大震災復興緊急特例による保険引受や危機対応円滑化業務での対応を行いました。このように、政策金融機関として腰を据えて復興支援に取り組みしました。

ハ セーフティネット需要への対応

経営環境の悪化などの影響を受けている中小企業・小規模事業者の皆さまに対して、従来の制度を拡充した「経営支援型セーフティネット貸付」を活用して、資金繰り支援と経営面のアドバイスをセットで行いました。これは、融資後3年間にわたり、半期に1回経営状況を把握したうえで、経営上のアドバイスを行っていくものです。

また、中小企業金融円滑化法の終了や飼料価格の高騰などを踏まえ開設した相談窓口を通じて、中小企業・小規模事業者や農林漁業者の皆さまからの融資相談及び返済相談に、迅速かつきめ細かく対応しました。

さらに、平成25年7月の豪雨や平成26年2月の大雪などの自然災害の影響を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者の皆さまに対しては、速やかに相談窓口を設置し、地元関係機関とも連携しながら、被害状況の把握に努め、融資相談及び返済相談に迅速かつきめ細かく対応しました。

二 成長戦略分野等への貢献

日本経済の発展への貢献を念頭に、政府の成長戦略等に基づき、中小企業・小規模事業者の皆さまの海外展開、創業・新事業、ソーシャルビジネス、事業再生、農林漁業の6次産業化などへの支援に取り組みました。

このうち創業・新事業支援や海外展開支援につきましては、各事業本部がそれぞれの融資制度、審査ノウハウ、融資後の支援ノウハウ、顧客ネットワークなどの共有を図り、連携してサービス強化に取り組むための検討を行いました。

当事業年度の損益の状況につきましては、経常収益は7,882億円（前事業年度比1,226億円増加）、特別損益を含めた当期純損失は359億円（同2,503億円減少）となりました。

〔国民一般向け業務〕

当事業年度の国民一般向け業務におきましては、引き続き、東日本大震災の影響を受けた小規模事業者の皆さまからの相談に的確に対応するとともに、復興支援会議や復興支援プロジェクトにも参画し、被災地の復旧・復興を支援しました。

また、国内景気に回復の動きがみられる一方で、地方の人口減少、流通構造の変化などに伴い、小規模事業者を取り巻く環境は長期的に厳しい状況が続いています。このような経営環境の中にあって、小規模事業者の皆さまの資金繰りや経営改善を支援するなど、セーフティネット機能の発揮に努めました。

成長戦略分野等への対応につきましては、創業の分野で地方公共団体や支援機関とのネットワークを全国で32スキーム構築し、各機関が提供するサービスのワンストップ化を推進しました。

また、ベンチャーキャピタルなどと連携し、技術・ノウハウに新規性が見られる小規模事業者の皆さまに対し、資本性ローンの活用を推進したほか、創業計画の策定支援、融資後のフォローアップなど、創業の各段階に応じた総合的な支援を実施しました。さらに、全国78の地域金融機関と創業分野を中心とする協調融資スキームを構築し、民間金融機関との協調融資態勢の整備に取り組みました。加えて、新たに若年層に対する起業教育のサポートとして、高校生ビジネスプラン・グランプリを開催しました。

NPO法人をはじめ子育て・介護・障害者福祉などの分野で社会的課題を解決するソーシャルビジネスを行う事業者に対する支援では、広報活動の推進により認知度の向上を図ったほか、認定NPO法人など一定の要件を満たすソーシャルビジネスに対する貸付けに金利優遇措置を導入しました。

海外展開を検討する小規模事業者の皆さまに対しては、全国の支店に設置した海外展開サポートデスクの活用や日本貿易振興機構などの外部専門機関との連携強化により、資金と情報の両面から支援を行いました。

企業再生の分野では、今年度から全国の支店に企業支援担当者を配置し、経営改善計画書の策定支援を行ったほか、中小企業再生支援協議会や民間金融機関との連携を強化し、資金支援を推進しました。

さらに、家計の経済的負担の軽減と教育の機会均等に貢献するため、低所得世帯への金利軽減や貸付期間の延長といった教育資金貸付制度の拡充を行うなど、教育資金の支援に取り組みました。

これらにより、当事業年度の国民一般向け業務における貸付実績は2兆4,545億円（前事業年度比1,194億円減少）となりました。国民一般向け業務勘定の当事業年度の損益の状況につきましては、経常収益は1,527億円（同63億円減少）、特別損益を含めた当期純利益は78億円（同92億円増加）となりました。

〔農林水産業者向け業務〕

当事業年度の農林水産業者向け業務におきましては、食料・農業・農村基本法及び食料・農業・農村基本計画、森林・林業基本法及び森林・林業基本計画並びに水産基本法及び水産基本計画などの国の農林水産業における施策を受けて、農林水産業者の皆さまのニーズ及び地域・業界の実態を把握し、迅速かつ的確に業務を遂行しました。

特に、東日本大震災からの復興支援をはじめとして、当事業年度に発生した大雨・大雪などの自然災害や飼料価格高騰などの経営環境変化の影響を受けた農林漁業者の皆さまへのセーフティネット機能の発揮に努めました。

また、人・農地プラン（地域農業マスタープラン）において地域の中心経営体と定められた農業者の皆さまへの支援に取り組むとともに、農林漁業者の皆さまが加工・販売へ進出して事業の多角化及び高度化に取り組む6次産業化を関係機関と連携し支援しました。

加えて、国産ブランドを担い、魅力ある農産物づくりに取り組んでいる農業者の皆さまに広域的な販路拡大の機会を提供するため、東京及び大阪においてアグリフードEXPOを開催しました。さらに、日本貿易振興機構・貿易商社などと連携し、輸出に取り組む農林漁業者の皆さまへの輸出支援を実施しました。

これらにより、当事業年度の農林水産業者向け業務における貸付実績は3,318億円（前事業年度比131億円増加）となりました。農林水産業者向け業務勘定の当事業年度の損益の状況につきましては、経常収益は587億円（同51億円減少）、特別損益を含めた当期純利益は0円（前事業年度も当期純利益0円）となりました。

〔中小企業者向け融資・証券化支援保証業務〕

当事業年度の中小企業者向け融資業務におきましては、引き続き、東日本大震災の被災地域の復興支援に取り組むなどセーフティネット機能を発揮するとともに、各種特別貸付制度や資本性ローンを活用して、中小企業の皆さまの成長戦略分野等への取り組みや事業再生を支援しました。

具体的には、経営改善に取り組む中小企業の皆さまに対しては、資金繰り支援にとどまらず、従来から行ってきた経営支援（経営指導、コンサルティング、モニタリングなど）を一層強化しました。

成長戦略分野等への対応につきましては、経済のグローバル化の進展などを背景に中小企業の皆さまの海外展開が加速する中、海外展開支援に注力しました。当事業年度におきましては、中小企業の皆さまによる海外での現地流通通貨の円滑な調達を支援する「スタンドバイ・クレジット制度（信用状発行業務）」では、海外金融機関7行と提携したほか、幅広く中小企業の皆さまが同制度を活用できるよう、平成25年10月に国内の地域金融機関と連携した資金調達スキームを構築し、当事業年度末においては、全国30の地域金融機関と連携しました。さらに専門部署である国際業務部や上海及びバンコクの海外駐在員事務所を活用してASEAN諸国及び中国などの主要都市で交流会を開催したほか、日本貿易振興機構などの外部専門機関との連携や全国ビジネス商談会への海外バイヤーの招聘を行いました。

また、中小企業の皆さまの新たな分野へのチャレンジに対する支援を行う専門部署である新事業室とベンチャーキャピタルや研究開発機関などとの連携を推進しました。加えて、事業再生に取り組む中小企業の皆さまに対しては、従来からの手法に加えて、新たに創設した「DES制度（貸付金の株式化）」を活用し、再生支援協議会や民間金融機関と連携した支援を行いました。

これらにより、当事業年度の中小企業向け融資業務の貸付実績は1兆9,289億円（前事業年度比1,684億円減少）となりました。

なお、中小企業者向け証券化支援保証業務におきましては、証券化手法を活用した無担保資金の供給推進を図る金融機関がなかったことから案件組成には至りませんでした。

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定の当事業年度の損益の状況につきましては、経常収益は1,140億円（同49億円減少）、特別損益を含めた当期純損失は145億円（同105億円減少）となりました。

〔中小企業者向け証券化支援買取業務〕

当事業年度の中小企業者向け証券化支援買取業務におきましては、証券化手法を活用した民間金融機関などによる中小企業・小規模事業者の皆さまへの無担保資金供給の促進及び中小企業・小規模事業者向け貸付債権の証券化市場の育成を目的として、案件組成に向けた制度の周知及び証券化市場の情報収集に努めました。しかしながら、当事業年度におきましては、証券化手法を活用した無担保資金の供給推進を図る金融機関がなかったことから案件組成には至りませんでした。

中小企業者向け証券化支援買取業務勘定の当事業年度の損益の状況につきましては、経常収益は385百万円（前事業年度比85百万円減少）、特別損益を含めた当期純利益は346百万円（同64百万円減少）となりました。

〔信用保険等業務〕

当事業年度の信用保険等業務におきましては、引き続き、東日本大震災復興緊急特例保険などにより、東日本大震災の被災地域の復興に向けた支援に取り組むとともに、経営安定関連保証や借換保証などに係る保険引受により、厳しい経営環境にある中小企業・小規模事業者の皆さまの資金繰り支援を行いました。

また、成長戦略分野等への対応につきましては、創業関連特例などを通じて創業支援に努めたほか、経営力強化保証に係る保険引受を通じて中小企業・小規模事業者の経営支援を行いました。

さらに、事業再生計画実施関連特例の創設など再生支援スキームを拡充するほか、資金調達の多様化を促進するため、信用保険の対象に新たに電子記録債権を追加しました。

これらにより、当事業年度の信用保険等業務における保険引受額は8兆9,844億円（前事業年度比3,817億円減少）となりました。

信用保険等業務勘定の当事業年度の損益の状況につきましては、経常収益は4,150億円（同1,421億円増加）、特別損益を含めた当期純損失は132億円（同2,181億円減少）となりました。

〔危機対応円滑化業務〕

当事業年度の危機対応円滑化業務におきましては、主務大臣により定められた「東日本大震災に関する事案」、「災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の災害に関する特別相談窓口に係る事案」、「円高等対策特別相談窓口に係る事案」などへの取組みに努めました。

これらにより、当事業年度の危機対応円滑化業務における実績は、指定金融機関に対する貸付けが5,593億円（前事業年度比1,743億円減少）、指定金融機関が行う貸付け等に係る損害担保引受が1兆4,656億円（同360億円減少）、指定金融機関に対する利子補給が109億円（同30億円増加）となりました。

危機対応円滑化業務勘定の当事業年度の損益の状況につきましては、経常収益は475億円（同29億円減少）、特別損益を含めた当期純損失は163億円（同124億円減少）となりました。

〔特定事業等促進円滑化業務〕

当事業年度の特定事業促進円滑化業務におきましては、「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」（平成22年法律第38号）に基づき、主務大臣が認定した特定事業を実施しようとする認定事業者に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けを行いました。当事業年度の貸付実績は106億円（前事業年度比28億円増加）となりました。

また、事業再編促進円滑化業務（平成26年1月20日付けで「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」（平成11年法律第131号）が廃止されるまでは、事業再構築等促進円滑化業務）におきましては、「産業競争力強化法」（平成25年法律第98号）に基づき、主務大臣が認定した事業再編又は特定事業再編を実施しようとする認定事業者等に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けを業務としていますが、当事業年度におきましては、貸付実績はありませんでした（前事業年度は250億円）。

特定事業等促進円滑化業務勘定の当事業年度の損益の状況につきましては、経常収益は436百万円（前事業年度比146百万円増加）、特別損益を含めた当期純損失は5百万円（同4百万円減少）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度のキャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の純増減額の増加等により前事業年度比3,758億円増加して3,315億円の支出となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の償還による収入の減少等により前事業年度比3,931億円減少して1,921億円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、株式の発行による収入の減少等により前事業年度比2,634億円減少して3,571億円の収入となりました。以上の結果、現金及び現金同等物の当事業年度末残高は、前事業年度末比1,665億円減少して2,516億円となりました。

(3) 業務の種類別の業績

イ 業務別の財産及び損益等の状況
(前事業年度)

(単位：百万円)

	国民一般向け 業務	農林水産業者 向け業務	中小企業者向け 融資・証券化 支援保証業務	中小企業者向け 証券化支援買取 業務	信用保険等 業務
経常収益	159,123	63,928	118,992	471	272,914
経常利益又は経常損失()	1,079	46	25,040	411	231,402
当期純利益又は当期純損失 ()	1,366	-	25,098	411	231,423
資本金	949,207	363,122	1,222,585	24,476	(注) 2 . -
純資産額	510,635	365,777	767,769	24,149	1,765,508
総資産	7,023,768	2,601,392	6,131,914	24,930	3,399,285
貸出金残高	7,001,783	2,531,463	6,282,844	-	-
支払承諾(注) 3 . (支払承諾見返)	-	1,151	1,212	763	-
備考	-	-	-	(注) 4 .	(注) 4 .

	危機対応円滑化業務	特定事業等 促進円滑化業務	消去	合計
経常収益	50,465	289	589	665,597
経常利益又は経常損失()	28,781	9	-	285,856
当期純利益又は当期純損失 ()	28,781	9	-	286,268
資本金	895,358	267	-	3,455,015
純資産額	750,391	239	-	4,184,472
総資産	6,186,090	54,581	818	25,421,145
貸出金残高	5,362,094	54,135	-	21,232,320
支払承諾(注) 3 . (支払承諾見返)	-	-	-	3,126
備考	(注) 4 .	-	-	-

(注) 1 . 上記の各業務別の数値は、公庫法第42条第1項により会社法を準用した監査を受けておりますが、金融商品取引法に基づく監査法人の監査は受けておりません。

2 . 信用保険等業務においては、日本国政府の出資について資本組入せず、全額を資本剰余金(資本準備金)に計上しております。期末の資本剰余金(資本準備金)残高は1,996,932百万円であります。

3 . 当公庫の保証債務にかかる貸借対照表計上額であります。

4 . 上記数値以外に、各業務において重要性が高いと考えられる科目は、以下のとおりであります。

(中小企業者向け証券化支援買取業務)

有価証券：証券化支援買取業務に係る当該業務の有価証券の保有残高 322百万円

(信用保険等業務)

保険契約準備金：保険引受に係る準備金 1,622,928百万円(保険引受残高：32,477,391百万円)

(危機対応円滑化業務)

補償損失引当金：指定金融機関に対する損害担保契約に係る引当金 65,512百万円(補償引受残高：2,757,556百万円)

(当事業年度)

(単位 : 百万円)

	国民一般向け 業務	農林水産業者 向け業務	中小企業者向け 融資・証券化 支援保証業務	中小企業者向け 証券化支援買取 業務	信用保険等 業務
経常収益	152,799	58,769	114,051	385	415,098
経常利益又は経常損失 ()	7,404	570	14,576	346	13,228
当期純利益又は当期純損失 ()	7,863	-	14,582	346	13,229
資本金	1,030,573	373,811	1,347,985	24,476	(注) 2 . -
純資産額	599,864	376,466	878,586	24,496	1,856,979
総資産	6,967,617	2,609,060	6,022,626	24,516	3,239,518
貸出金残高	6,959,776	2,524,111	6,202,711	-	-
支払承諾 (注) 3 . (支払承諾見返)	-	1,565	2,176	-	-
備考	-	-	-	-	(注) 4 .

	危機対応円滑化業務	特定事業等 促進円滑化業務	消去	合計
経常収益	47,522	436	808	788,255
経常利益又は経常損失 ()	16,329	5	-	35,817
当期純利益又は当期純損失 ()	16,329	5	-	35,936
資本金	932,426	267	-	3,709,538
純資産額	771,130	234	-	4,507,759
総資産	5,728,392	62,822	1,127	24,653,427
貸出金残高	4,911,541	62,318	-	20,660,457
支払承諾 (注) 3 . (支払承諾見返)	-	-	-	3,741
備考	(注) 4 .	-	-	-

(注) 1 . 上記の各業務別の数値は、公庫法第42条第 1 項により会社法を準用した監査を受けておりますが、金融商品取引法に基づく監査法人の監査はを受けておりません。

2 . 信用保険等業務においては、日本国政府の出資について資本組入せず、全額を資本剰余金 (資本準備金) に計上しております。期末の資本剰余金 (資本準備金) 残高は1,870,208百万円であります。

3 . 当公庫の保証債務にかかる貸借対照表計上額であります。

4 . 上記数値以外に、各業務において重要性が高いと考えられる科目は、以下のとおりであります。

(信用保険等業務)

保険契約準備金 : 保険引受に係る準備金 1,371,312百万円 (保険引受残高 : 30,108,772百万円)

(危機対応円滑化業務)

補償損失引当金 : 指定金融機関に対する損害担保契約に係る引当金 37,938百万円 (補償引受残高 : 2,793,332百万円)

ロ 国民一般向け業務
(イ) 収支の状況

種類	期別	金額(百万円)
資金運用収支	前事業年度	108,445
	当事業年度	109,888
うち資金運用収益	前事業年度	141,501
	当事業年度	135,580
うち資金調達費用	前事業年度	33,055
	当事業年度	25,691
役務取引等収支	前事業年度	917
	当事業年度	828
うち役務取引等収益	前事業年度	4
	当事業年度	2
うち役務取引等費用	前事業年度	921
	当事業年度	831
その他業務収支	前事業年度	359
	当事業年度	312
うちその他業務収益	前事業年度	-
	当事業年度	-
うちその他業務費用	前事業年度	359
	当事業年度	312

(口) 資金運用 / 調達 の 状 況

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	(%)
資金運用勘定	前事業年度	7,294,518	141,501	1.94
	当事業年度	7,206,633	135,580	1.88
うち貸出金	前事業年度	7,284,081	141,492	1.94
	当事業年度	7,194,475	135,570	1.88
うち有価証券	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち預け金	前事業年度	6,615	5	0.08
	当事業年度	8,623	5	0.07
資金調達勘定	前事業年度	6,401,913	33,055	0.52
	当事業年度	6,274,756	25,691	0.41
うち短期社債	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち社債	前事業年度	880,998	7,098	0.81
	当事業年度	758,484	5,203	0.69
うち借入金	前事業年度	5,488,002	25,919	0.47
	当事業年度	5,480,315	20,445	0.37

(注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

(ハ) 業種別貸出金残高の状況

種類	平成25年 3月31日現在		平成26年 3月31日現在	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内	7,248,205	100.00	7,175,877	100.00
製造業	764,743	10.55	725,782	10.11
農業	25,590	0.35	25,537	0.36
林業	6,420	0.09	6,529	0.09
漁業	21,190	0.29	20,799	0.29
鉱業	4,056	0.06	3,698	0.05
建設業	968,415	13.36	932,052	12.99
電気・ガス・熱供給・水道業	12,404	0.17	79,541	1.11
情報通信業	110,106	1.52	111,178	1.55
運輸業	213,576	2.95	212,802	2.97
卸売・小売業	1,561,230	21.54	1,515,629	21.12
金融・保険業	24,375	0.34	24,476	0.34
不動産業	705,225	9.73	708,835	9.88
各種サービス業	1,430,400	19.73	1,432,904	19.97
地方公共団体	-	-	-	-
その他	537,853	7.42	519,975	7.25
教育貸付等	862,617	11.90	856,133	11.93
海外	-	-	-	-
合計	7,248,205	100.00	7,175,877	100.00

（注）１．業種区分は、国民一般向け業務におけるものであります。

２．上記数値は、部分直接償却実施前かつ貸付受入金控除前の計数であり、前事業年度末における貸付金に係る部分直接償却額は230,382百万円（仮払金に係る部分直接償却額444百万円は除く。）、貸付受入金は16,039百万円であり、当事業年度末における貸付金に係る部分直接償却額は195,666百万円（仮払金に係る部分直接償却額343百万円は除く。）、貸付受入金は20,435百万円であります。

ハ 農林水産業者向け業務
(イ) 収支の状況

種類	期別	金額(百万円)
資金運用収支	前事業年度	6,960
	当事業年度	9,386
うち資金運用収益	前事業年度	46,052
	当事業年度	42,823
うち資金調達費用	前事業年度	39,091
	当事業年度	33,437
役務取引等収支	前事業年度	4,417
	当事業年度	3,945
うち役務取引等収益	前事業年度	13
	当事業年度	18
うち役務取引等費用	前事業年度	4,431
	当事業年度	3,964
その他業務収支	前事業年度	85
	当事業年度	39
うちその他業務収益	前事業年度	-
	当事業年度	-
うちその他業務費用	前事業年度	85
	当事業年度	39

(口) 資金運用 / 調達 の 状 況

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	(%)
資金運用勘定	前事業年度	2,424,799	46,052	1.90
	当事業年度	2,403,733	42,823	1.78
うち貸出金	前事業年度	2,403,693	46,033	1.92
	当事業年度	2,384,932	42,809	1.80
うち有価証券	前事業年度	2,030	-	-
	当事業年度	2,030	-	-
うち預け金	前事業年度	13,998	14	0.10
	当事業年度	11,881	9	0.08
資金調達勘定	前事業年度	2,117,864	39,091	1.85
	当事業年度	2,082,480	33,437	1.61
うち短期社債	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち社債	前事業年度	211,760	3,908	1.85
	当事業年度	204,133	3,764	1.84
うち借入金	前事業年度	1,904,665	32,208	1.69
	当事業年度	1,877,277	29,671	1.58

(注) １．資金運用勘定は、無利息貸出金及び預け金の平均残高を控除して表示しております。

２．資金調達勘定は、無利息借入金の平均残高を控除して表示しております。

(ハ) 業種別貸出金残高の状況

種類	平成25年 3 月31日現在		平成26年 3 月31日現在	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内	2,546,062	100.00	2,536,946	100.00
製造業	295,321	11.60	306,387	12.08
農業	960,224	37.71	994,699	39.21
林業	313,351	12.31	267,010	10.52
漁業	66,812	2.62	66,988	2.64
鉱業	-	-	-	-
建設業	2,356	0.09	2,251	0.09
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-
運輸業	-	-	-	-
卸売・小売業	77,091	3.03	75,932	2.99
金融・保険業	-	-	-	-
不動産業	-	-	-	-
各種サービス業	173,951	6.83	181,527	7.16
地方公共団体	402,472	15.81	402,694	15.87
その他	254,479	10.00	239,454	9.44
海外	-	-	-	-
合計	2,546,062	100.00	2,536,946	100.00

(注) 1. 業種区分は、農林水産業者向け業務におけるものであります。

2. 上記数値は、部分直接償却実施前の計数であり、前事業年度末における貸付金に係る部分直接償却額は14,600百万円（仮払金に係る部分直接償却額141百万円を除く。）であり、当事業年度末における貸付金に係る部分直接償却額は12,835百万円（仮払金に係る部分直接償却額125百万円を除く。）であります。

(二) 有価証券の状況

種類	平成25年 3 月31日現在残高	平成26年 3 月31日現在残高
	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	-	-
地方債	-	-
社債	-	-
株式	2,030	2,030
その他の証券	-	-
合計	2,030	2,030

二 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務
(イ) 収支の状況

種類	期別	金額(百万円)
資金運用収支	前事業年度	64,607
	当事業年度	65,520
うち資金運用収益	前事業年度	103,363
	当事業年度	97,724
うち資金調達費用	前事業年度	38,756
	当事業年度	32,204
役務取引等収支	前事業年度	80
	当事業年度	86
うち役務取引等収益	前事業年度	10
	当事業年度	13
うち役務取引等費用	前事業年度	91
	当事業年度	100
その他業務収支	前事業年度	384
	当事業年度	386
うちその他業務収益	前事業年度	-
	当事業年度	-
うちその他業務費用	前事業年度	384
	当事業年度	386

(口) 資金運用 / 調達 の 状況

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	(%)
資金運用勘定	前事業年度	6,410,669	103,363	1.61
	当事業年度	6,384,916	97,724	1.53
うち貸出金	前事業年度	6,391,911	103,092	1.61
	当事業年度	6,362,510	97,606	1.53
うち有価証券	前事業年度	1,178	258	21.93
	当事業年度	138	104	75.49
うち預け金	前事業年度	11,653	6	0.06
	当事業年度	16,397	6	0.04
資金調達勘定	前事業年度	5,442,600	38,756	0.71
	当事業年度	5,221,884	32,204	0.62
うち短期社債	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち社債	前事業年度	1,510,230	14,193	0.94
	当事業年度	1,314,170	10,798	0.82
うち借入金	前事業年度	3,834,871	24,449	0.64
	当事業年度	3,851,533	21,340	0.55

(注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

(ハ) 業種別貸出金残高の状況

種類	平成25年 3 月31日現在		平成26年 3 月31日現在	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内	6,453,057	100.00	6,349,551	100.00
製造業	3,132,337	48.54	3,039,997	47.88
農業	-	-	-	-
林業	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-
鉱業	9,850	0.15	10,249	0.16
建設業	320,387	4.96	305,367	4.81
電気・ガス・熱供給・水道業	61,592	0.95	128,582	2.03
情報通信業	69,866	1.08	68,064	1.07
運輸業	521,821	8.09	509,978	8.03
卸売・小売業	1,097,934	17.01	1,084,847	17.09
金融・保険業	754	0.01	702	0.01
不動産業	552,901	8.57	527,724	8.31
各種サービス業	685,611	10.62	674,038	10.62
地方公共団体	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
海外	-	-	-	-
合計	6,453,057	100.00	6,349,551	100.00

(注) 1. 業種区分は、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務におけるものであります。

2. 上記数値には、社債の取得を含み、設備貸与機関貸付を含んでおりません。前事業年度末における社債の取得は150百万円、設備貸与機関貸付は6,225百万円であり、当事業年度末における社債の取得は105百万円、設備貸与機関貸付は4,727百万円であります。

3. 上記数値は、部分直接償却実施前かつ貸付受入金控除前の計数であり、前事業年度末における貸付金に係る部分直接償却額は109,027百万円（求償権等811百万円を除く。）、貸付受入金は67,260百万円であり、当事業年度末における貸付金に係る部分直接償却額は105,401百万円（求償権等578百万円を除く。）、貸付受入金は46,061百万円であります。

(二) 有価証券の状況

種類	平成25年 3 月31日現在残高	平成26年 3 月31日現在残高
	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	-	-
地方債	-	-
社債	150	105
株式	-	0
その他の証券	365	-
合計	515	105

ホ 中小企業者向け証券化支援買取業務
(イ) 収支の状況

種類	期別	金額（百万円）
資金運用収支	前事業年度	406
	当事業年度	346
うち資金運用収益	前事業年度	406
	当事業年度	346
うち資金調達費用	前事業年度	-
	当事業年度	-
役務取引等収支	前事業年度	0
	当事業年度	2
うち役務取引等収益	前事業年度	12
	当事業年度	4
うち役務取引等費用	前事業年度	12
	当事業年度	6
その他業務収支	前事業年度	2
	当事業年度	0
うちその他業務収益	前事業年度	-
	当事業年度	-
うちその他業務費用	前事業年度	2
	当事業年度	0

(ロ) 資金運用 / 調達 の 状況

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	(%)
資金運用勘定	前事業年度	23,846	406	1.70
	当事業年度	24,204	346	1.43
うち貸出金	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち有価証券	前事業年度	21,615	404	1.87
	当事業年度	21,268	344	1.62
うち預け金	前事業年度	2,079	1	0.09
	当事業年度	2,936	2	0.08
資金調達勘定	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち短期社債	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち社債	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち借入金	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-

(注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

(ハ) 有価証券の状況

種類	平成25年 3 月31日現在残高	平成26年 3 月31日現在残高
	金額 (百万円)	金額 (百万円)
国債	21,069	21,047
地方債	-	-
社債	315	-
株式	-	-
その他の証券	7	-
合計	21,391	21,047

へ 信用保険等業務
(イ) 収支の状況

種類	期別	金額(百万円)
資金運用収支	前事業年度	3,305
	当事業年度	2,597
うち資金運用収益	前事業年度	3,305
	当事業年度	2,597
うち資金調達費用	前事業年度	-
	当事業年度	-
保険引受収支	前事業年度	227,262
	当事業年度	7,844
うち保険引受収益	前事業年度	268,432
	当事業年度	411,844
うち保険引受費用	前事業年度	495,694
	当事業年度	419,688
その他業務収支	前事業年度	-
	当事業年度	-
うちその他業務収益	前事業年度	-
	当事業年度	-
うちその他業務費用	前事業年度	-
	当事業年度	-

(口) 資金運用 / 調達 の 状 況

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	(%)
資金運用勘定	前事業年度	3,327,683	3,305	0.10
	当事業年度	3,243,899	2,597	0.08
うち貸出金	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち有価証券	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち預け金	前事業年度	3,327,683	3,305	0.10
	当事業年度	3,241,936	2,596	0.08
資金調達勘定	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち短期社債	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち社債	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち借入金	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-

(注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

(ハ) 業種別保険引受残高の状況

種類	平成25年 3 月31日現在		平成26年 3 月31日現在	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内	32,471,129	100.00	30,105,649	100.00
製造業	7,379,854	22.73	6,750,524	22.42
農業	-	-	-	-
林業	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-
鉱業	50,646	0.16	45,975	0.15
建設業	7,087,225	21.83	6,583,522	21.87
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-
運輸業	1,606,398	4.95	1,501,220	4.99
卸売・小売業	10,044,540	30.93	9,291,272	30.86
金融・保険業	-	-	-	-
不動産業	1,309,561	4.03	1,213,855	4.03
各種サービス業	4,407,642	13.57	4,131,359	13.72
地方公共団体	-	-	-	-
その他	585,259	1.80	587,918	1.95
海外	-	-	-	-
合計	32,471,129	100.00	30,105,649	100.00

(注) 1. 業種区分は、信用保険等業務におけるものであります。

2. 上記数値には、機械保険経過業務の保険引受残高を含んでおりません。前事業年度末における機械保険経過業務の保険引受残高は6,262百万円であり、当事業年度末における機械保険経過業務の保険引受残高は3,122百万円であります。

ト 危機対応円滑化業務
(イ) 収支の状況

種類	期別	金額(百万円)
資金運用収支	前事業年度	740
	当事業年度	733
うち資金運用収益	前事業年度	45,701
	当事業年度	41,923
うち資金調達費用	前事業年度	44,960
	当事業年度	41,189
役務取引等収支	前事業年度	7,566
	当事業年度	7,709
うち役務取引等収益	前事業年度	3,525
	当事業年度	3,675
うち役務取引等費用	前事業年度	11,091
	当事業年度	11,385
その他業務収支	前事業年度	7,827
	当事業年度	10,925
うちその他業務収益	前事業年度	-
	当事業年度	-
うちその他業務費用	前事業年度	7,827
	当事業年度	10,925

(ロ) 資金運用 / 調達 の 状 況

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	(%)
資金運用勘定	前事業年度	6,226,937	45,701	0.73
	当事業年度	6,085,664	41,923	0.69
うち貸出金	前事業年度	5,497,157	44,960	0.82
	当事業年度	5,287,904	40,927	0.77
うち有価証券	前事業年度	510,564	505	0.10
	当事業年度	349,524	299	0.09
うち預け金	前事業年度	216,136	232	0.11
	当事業年度	447,690	433	0.10
資金調達勘定	前事業年度	5,497,157	44,960	0.82
	当事業年度	5,287,904	41,189	0.78
うち短期社債	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち社債	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち借入金	前事業年度	5,497,157	44,960	0.82
	当事業年度	5,287,904	40,927	0.77

(注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

(ハ) 業種別貸出金残高の状況

危機対応円滑化業務における貸出先は、指定金融機関に対してのみであり、当事業年度末 (平成26年 3月 31日) 現在の貸出金残高は、前事業年度末比4,505億円減少して 4 兆9,115億円となっております。

(ニ) 損害担保残高の状況

危機対応円滑化業務における損害担保契約先は、指定金融機関であり、当事業年度末 (平成26年 3月 31日) 現在の損害担保契約の補償引受残高は、前事業年度末比357億円増加して 2 兆7,933億円となっております。

(ホ) 有価証券の状況

種類	平成25年 3月31日現在残高	平成26年 3月31日現在残高
	金額 (百万円)	金額 (百万円)
国債	246,984	436,972
地方債	-	-
社債	-	-
株式	-	-
その他の証券	-	-
合計	246,984	436,972

チ 特定事業等促進円滑化業務
(イ) 収支の状況

種類	期別	金額(百万円)
資金運用収支	前事業年度	0
	当事業年度	0
うち資金運用収益	前事業年度	221
	当事業年度	360
うち資金調達費用	前事業年度	221
	当事業年度	359
役務取引等収支	前事業年度	-
	当事業年度	-
うち役務取引等収益	前事業年度	-
	当事業年度	-
うち役務取引等費用	前事業年度	-
	当事業年度	-
その他業務収支	前事業年度	-
	当事業年度	-
うちその他業務収益	前事業年度	-
	当事業年度	-
うちその他業務費用	前事業年度	-
	当事業年度	-

(ロ) 資金運用 / 調達 の 状況

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	(%)
資金運用勘定	前事業年度	29,428	221	0.75
	当事業年度	55,844	360	0.64
うち貸出金	前事業年度	29,144	221	0.76
	当事業年度	55,537	359	0.65
うち有価証券	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち預け金	前事業年度	284	0	0.06
	当事業年度	306	0	0.06
資金調達勘定	前事業年度	29,144	221	0.76
	当事業年度	55,537	359	0.65
うち短期社債	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち社債	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち借入金	前事業年度	29,144	221	0.76
	当事業年度	55,537	359	0.65

(注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

(ハ) 業種別貸出金残高の状況

特定事業等促進円滑化業務における貸出先は、指定金融機関に対してのみであり、当事業年度末（平成26年3月31日）現在の貸出金残高は、前事業年度末比81億円増加して623億円となっております。

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、業務の性格上、該当する情報がないので記載しておりません。

3【対処すべき課題】

当公庫では、次の「基本理念」に基づき、平成26年3月18日の取締役会において、「経営方針」及び平成26年度から3ヵ年の目標である「業務運営計画」を決定しました。「基本理念」、「経営方針」及び「業務運営計画」の内容は次のとおりです。

基本理念

(1) 政策金融の的確な実施

国の政策の下、民間金融機関の補完を旨としつつ、社会のニーズに対応して、種々の手法により、政策金融を機動的に実施する。

(2) ガバナンスの重視

高度なガバナンスを求め、透明性の高い効率的な事業運営に努めるとともに、国民に対する説明責任を果たす。さらに、継続的な自己改革に取り組む自律的な組織を目指す。

経営方針

(1) お客さまサービスの向上

- イ お客さまの立場に立って親身に應對し、身近で頼りになる存在を目指す。
- ロ 商品力を高めるとともに、コンサルティング機能・能力の充実を図ることでサービスの質を向上し、資金と情報を活用することにより、政策金融を必要とするさまざまなお客さまのニーズに迅速かつ的確に対応する。

(2) セーフティネット機能の発揮

- イ 自然災害や経済環境の変化等によるセーフティネット需要に機動的に対処する。
- ロ 内外の金融秩序の混乱または大規模災害等の危機による被害に対処する。

(3) 日本経済成長・発展への貢献

国の政策に基づき、新たな事業の創出、事業の再生、海外展開及び農林水産業の新たな展開への支援など、政策金融に求められる各種ニーズに適切に対応し、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の成長・発展に貢献する。

(4) 地域活性化への貢献

日本公庫の総合力を発揮するとともに、地域に根ざした活動を展開し、もって地域経済を支える国民一般、中小企業者及び農林水産業者の活力発揮への支援に取り組むとともに、雇用の維持・創出など地域の活性化に貢献する。

(5) 環境やエネルギーへの配慮、低コストで効率的な業務運営

- イ 環境やエネルギーに配慮した企業活動に努め、社会に貢献する。
 - ロ お客さまサービスの充実、事務の合理化・効率化を図るために、TCO（注）低減の観点で踏まえつつ、効率的な情報システムを実現する。
 - ハ 職員からの積極的な改善提案を踏まえ、事務の合理化や業務の効率的な運営に取り組む。
- （注） トータル・コスト・オブ・オーナーシップ：コンピュータシステムの導入、維持、管理などにかかる費用の総額

(6) 働きがいのある職場づくり

- イ 職員一人ひとりが政策金融を担うための専門性を高めるため、教育の強化を図る。
- ロ 誇りと使命感を持って、能力と多様性を存分に発揮できる職場をつくる。
- ハ 女性管理職の積極的な登用や女性のキャリア開発など女性活躍の推進を図る。

(7) リスク管理態勢の整備、コンプライアンス意識の定着

コーポレート・ガバナンスの観点から、リスク管理態勢の整備及び役職員におけるコンプライアンス意識の向上を図る。

業務運営計画（2014年度～2016年度）

日本公庫は、東日本大震災からの復興支援や経済状況に応じた需要へのきめ細かな対応等セーフティネット機能の発揮に腰を据えて着実かつ機動的に取り組む。その上で、今後の日本経済の発展のため、創業・新事業、事業再生、ソーシャルビジネス、海外展開及び農林水産業の新たな展開への支援など、成長戦略分野等に積極的に力を注いでいくとともに、日本公庫の総合力を発揮した取り組みを強化することにより、政策金融を的確かつ効率的に実施する。さらに、政策金融機関の使命として、政策提言能力を発揮するとともに、コンサルティング機能・能力の充実を図り、融資にとどまらない、政策金融ならではの質の高いサービスの提供に努める。

業務遂行に際しては、お客さまにより身近で頼りになる存在を目指し、日本経済の成長・発展に職員一丸となって貢献する組織づくりや、より働きがいのある職場づくりに努めつつ、職員一人ひとりが、政策金融を担う者として「政策」と事業に取り組む方々等とを「繋ぐ」という使命感をもって、以下の目標に向かって取り組む。

事業運営目標

1 東日本大震災からの復興支援

イ 東日本大震災により影響を受けたお客さまからの融資・返済相談等への親身な対応

（イ）「東日本大震災に関する特別相談窓口」を通じた円滑、迅速かつきめ細かな対応

（ロ）「東日本大震災復興特別貸付」及び「農林漁業者・食品産業事業者向け震災特例融資」による適時適切な融資

（ハ）返済相談や二重債務問題への丁寧かつ迅速な対応

（ニ）「東日本大震災復興緊急保証」等についての保険を通じた迅速かつきめ細かな対応

ロ 被災地域で実施される復興プロジェクトへのきめ細かな対応

ハ 「東日本大震災に関する事案」として認定された危機に即応した業務的的確な実施

2 セーフティネット需要へのきめ細かな対応・資金の安定供給

(1) お客さまからのセーフティネット需要へのきめ細かな対応

資金繰り支援などセーフティネット機能の発揮

（イ）経営環境の悪化等に直面している中小企業・小規模事業者及び経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者へのきめ細かな対応

（ロ）自然災害、家畜伝染病、農産物の価格下落、飼料価格高騰等の影響を受けた農林漁業者及び経営改善に取り組む農林漁業者への支援

(2) お客さまにタイムリーかつ円滑に十分な資金を供給

イ お客さまの資金ニーズ等への積極的な対応

お客さまの資金ニーズに即した各種貸付・資金制度の活用

ロ 危機の発生に即応した迅速かつ円滑な業務運営

危機対応円滑化業務的的確な実施

(3) 信用補完制度の着実な実施

イ 資金繰りの悪化等に直面するお客さまへの信用補完制度を通じた支援

ロ 保証協会等との連携強化

3 成長戦略分野等への重点的な資金供給と政策提言能力の発揮

(1) 創業・新事業、事業再生、ソーシャルビジネス、海外展開及び農林水産業の新たな展開への支援など、成長戦略分野等に対する的確な融資対応

イ 創業や新事業への支援

（イ）創業や新たな事業活動に取り組む企業への支援強化を通じた、地域活性化及び雇用創出への貢献
新規開業貸付（企業数）〔創業前及び創業後1年以内〕：20,000企業

新企業育成貸付契約社数：2,400社

（ロ）複数事業が一体となった金融サービスの強化

ロ 事業再生等への支援

（イ）事業再生の支援機能の強化

再生関連貸付契約社数：900社

（ロ）再生支援協議会等との連携強化

再生支援協議会等への持込み：120社

（ハ）DDS、DES等の金融手法の積極的な活用

- (二) 複数事業が連携した事業再生の取組み強化
日本公庫が主体的に実施する民間金融機関との再生支援に係る情報交換会：100機関
- (ホ) 産業競争力強化法に基づく事業再編に係るツーステップ・ローンの的確な実施
- ハ 社会的課題の解決に取組む企業への支援
ソーシャルビジネスを行う事業者に対する取組みの推進
NPO法人への貸付件数：700件
- ニ 海外展開支援
 - (イ) 海外への展開を図る企業の資金調達の円滑化支援や、スタンドバイ・クレジット業務の着実な実施
海外展開関連制度：430社（スタンドバイ・クレジット80社含む）
 - (ロ) 小規模事業者の海外展開に対する支援
海外展開資金貸付件数：450件
 - (ハ) 複数事業が一体となった金融サービスの強化
- ホ 農林水産業の新たな展開への支援
 - (イ) 法人経営、大規模家族経営の経営改善の取組みを支援
人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体への融資先数：4,400先
 - (ロ) 新たに農業経営を開始する者への支援
青年等就農資金融資先数：800先
 - (ハ) 6次産業化により経営改善に取組む農林漁業者等の取組みを支援
6次産業化融資先数：800先
 - (ニ) 輸出に取組む意向のある農林漁業者の取組みを支援
 - (ホ) 木材需要に影響の大きい大規模木材関連事業者の国産材の安定利用に資する取組みの支援
 - (ヘ) 水産業の生産体制強化、構造改革に資する老朽漁船の代船建造の支援
 - (ト) 農林漁業者との連携強化により国産農林水産物の内外需要の拡大に取組む食品関係企業の支援
食品企業融資先数：190先
 - (チ) 政策情報や各種調査結果など情報提供の実施
- ヘ 地球環境問題への対応支援
 - (イ) 中小企業・小規模事業者の環境エネルギー対策への取組みの推進
 - (ロ) 低炭素投資促進法に基づく特定事業に係るツーステップ・ローンの的確な実施
- ト 教育の機会均等への貢献
- (2) 政策提言能力の強化
 - イ お客さまの声を収集し、政策提言や施策に反映
中小企業・小規模事業者、農林漁業者等の声や顧客の動向を業務運営（貸付制度の新設・改善）に反映
 - ロ 地域における課題を把握し、その解決に向けた政策提言や取組みを推進
政策金融に対する地域のニーズをきめ細かく把握し、政策提言や業務運営に反映

4 日本公庫の総合力を発揮し、地域に根ざした取組みの強化

- (1) 地域のプロジェクトに積極的に参画し地域の活性化に貢献
「総合力発揮」による地域活性化への貢献
地方公共団体等と連携した地域活性化等への取組みの強化：1支店あたり年間1件以上
- (2) 複数事業が一体となった金融サービスの強化、お客さまや地域のニーズに合致した有益な情報の提供
 - イ 各事業本部の経営資源を活用した「総合力発揮」の強力な推進
 - (イ) 地域プロジェクトへの参画状況や各地域の施策情報等を集約し提供
 - (ロ) 複数事業が連携し、お客さまのニーズに沿った融資への対応
1統合支店あたり年間3件以上及び連携する国民生活事業単独支店がある場合は、連携する国民生活事業単独支店とそれぞれ1件以上
 - (ハ) 複数事業の情報を活用したコンサルティング機能の発揮
 - (ニ) 事業間連携によるお客さまのマッチング：1,800件以上
 - (ホ) 複数事業のお客さまが参加する商談会・セミナー等の開催：250回以上
 - (ヘ) 「インターネットビジネスマッチングサイト」の運用
 - (ト) 「高校生ビジネスプラン・グランプリ」の開催
 - ロ 国民生活事業単独支店を含めた「総合力発揮」の推進
統合支店と国民生活事業単独支店との連携強化

- ハ 日本公庫全体の融資制度の習熟度向上に向けた取組みの推進
日本公庫全体の融資制度の習熟によるお客さまへの最適な融資の提供
- (3) 民間金融機関との連携の充実及び関係団体等との連携の強化
 - イ 民間金融機関との連携の充実に向けた取組みの推進
 - ロ 関係団体（商工会議所、専門家団体、業界団体、再生支援協議会、大学等）との連携強化
創業・新たな事業へのチャレンジ、事業再生を支援する機関、団体との連携強化
- 5 利用しやすい、頼りになる日本公庫の実現に向けたお客さまサービスの推進
 - (1) お客さまの満足度向上のため、コンサルティング機能の強化を始めとした各種サービス向上策の推進
 - イ お客さまの目線に立った支店運営を推進
 - ロ お客さまのニーズ実現のために必要な施策を推進
 - （イ）融資判断に要する時間の短縮に向けた取組み
 - （ロ）お客さまへの「適切な提案、アドバイス」に係る満足度向上に向けた取組み
 - （ハ）書類提出負担の軽減に向けた取組み
 - （ニ）支店におけるお客さまの「プライバシーの配慮」への取組み
 - ハ お客さまニーズに合致した有益な情報提供等
 - （イ）「CSプラスワン活動」の推進
 - （ロ）海外展開を図るお客さまへの情報提供
海外展開セミナーの開催（国内）：70回以上
 - （ハ）海外展開支援機関等との連携
 - ニ お客さまへの適切な提案、アドバイス
 - （イ）財務診断、収支シミュレーション等を通じたコンサルティング機能の発揮
 - （ロ）お客さまに対する適切な提案・アドバイスの推進
お客さまのニーズに合わせた顧客支援ツールの提供の推進
- (2) 情報発信の強化などによる広報活動の推進
 - イ 地方メディアへの広報活動強化
地方紙記事掲載件数：4,000件
 - ロ 企画提案型広報活動の強化
記事化に繋がった企画提案数：50件
 - ハ インターネットなど多様な媒体を利用した広報活動の強化
 - ニ 認知度調査の実施
- (3) 総合研究所における研究水準の向上、対外発信力の強化、他の研究機関との交流の強化、事業本部との連携の推進
 - イ 中小企業研究で世界的にも高い水準の追求
 - （イ）景況関係調査の定期的実施
 - （ロ）テーマ別調査の実施とそれに基づく研究成果の公表
 - ロ 対外発信力の強化による、研究機関としての評価向上
 - （イ）定期刊行物や書籍等の編集・発行
 - （ロ）日本公庫シンポジウムの開催
 - （ハ）研究成果の国際的発信の推進
 - （ニ）調査票データの一般学術公開
 - ハ 他の研究機関との交流の強化
 - （イ）国内外での研究発表会・情報交換会などの開催・参加
 - （ロ）共同研究の実施
 - （ハ）外部の研究会・研究プロジェクトへの参加
 - ニ 事業本部との連携の積極的な推進
事業本部の政策提言に資する研究テーマの選定

- 6 信用リスクの適切な管理
イ 適切な与信管理の実施
ロ 適切な信用コストの管理
ハ 保険引受リスク管理態勢の充実・強化
ニ 損害担保取引に係る信用リスク管理態勢の整備

【信用リスクに係る統一指標】

指標	目的	算出式	目標数値
初期デフォルト率（％） 目標指標	貸付後１年以内にデフォルト（倒産、延滞）した先数の割合（注１）を指標とすることにより、審査が機能しているかをモニタリングするとともに、初期デフォルトを低減するための目標とする。	【年間目標】 $\frac{\text{分母のうちデフォルトした先数等}}{\text{当年度に貸付を行った先数等}}$ 【毎月報告（モニタリング指標）】 $\frac{\text{分母のうちデフォルトした先数等}}{\text{報告対象月以前（注２）過去１年間に貸付を行った先数等}}$	国民：０.３０％ 農林：０.１０％ 中小：０.１１％
債務者区分の上方・下方遷移（先数等） モニタリング指標（注３） 〔農林・中小〕	債務者区分の上方遷移（前期決算時からの上方遷移）及び下方遷移（前期決算時からの下方遷移）の先数等を指標として管理することにより、適切な債権管理（経営改善支援を含む。）に資する対策の実施を促進する。	上方遷移先数：要管理先以下からその他要注意先以上へ遷移した先数等 下方遷移先数：その他要注意先以上から要管理先以下へ遷移した先数等 【半期報告（決算確定後）】	-
与信関係費用比率（％） モニタリング指標（注３）	与信関係費用（注４）比率を指標として管理することにより、適切な審査・債権管理による財政負担の極小化（貸倒引当金等の極小化）に資する対策の実施を促進する。	$\frac{\text{与信関係費用}}{\text{期末総与信残高}}$ 【半期報告（決算確定後）】	-

（注１） デフォルトは「貸出条件緩和債権」を除く。国民生活事業本部は金額割合。

（注２） 報告対象月を含む。

（注３） 目標の達成度合い等を判断するうえでの参考指標とする。

（注４） 与信関係費用は、貸倒引当金繰入額・戻入益、補償損失引当金繰入額・戻入益、貸出金償却、株式等償却、国債等債券償却、償却債権取立益、債権売却損、債権放棄損、求償権償却、その他経常費用（DES実施に伴うもの）の合計額

組織運営目標

- 1 支店機能の強化
イ 的確かつ機動的な支店運営のための支店長の責任と職務権限の強化
ロ 各事業の「地区統轄」間の連携及び「地区統轄」と「支店長」間の連携の強化による支店運営の活性化
ハ 支店運営態勢の整備
- 2 日本公庫全体のＩＴ基盤・システムの最適化、ＩＴ部門全体の最適化の推進
(１)「公庫全体システム最適化計画（基本計画書）」に基づく次のプロジェクトの確実な実現
イ 中小融資業務システム再構築、信用保険システムマイグレーション、国民業務システム再構築
ロ 取引照会システム構築、債権管理システム構築、金融機関伝送システム構築
ハ ネットワーク回線増強
(２)各事業本部等のシステム開発要望への積極的な対応
最適化計画推進のため限定的な扱いとしてきた開発要望に対し、共通化や事務の正確性の確保の観点も踏まえた積極的な対応

(3) 最適化後のIT中期計画の具体化と、それに基づく取組みの推進

イ 未統合システムの統合

(イ) 危機対応システム、国民受託ネットワークシステム等の共通基盤への統合

(ロ) 統合WAN(注)への農林事業ネットワークの統合

ロ マイグレーション後の信用保険システムについて共通基盤への統合を踏まえた今後の対処方針の検討・実施

ハ 共通化・標準化による更なるコスト削減及び業務の効率化を図るための情報システムの実現

(イ) CLOVER.net、文書管理システム、端末機管理システム等の拡充・統合

(ロ) モバイルシステム、OCR決算書入力システム等の共用化の検討・実施

(注) WAN(ワイドエリアネットワーク): 本支店間など地理的に離れた地点にあるコンピュータ同士を接続し、データをやり取りする広域通信網。

国民生活事業本部及び中小企業事業本部は、既に統合済み。

(4) より効率的かつ円滑なIT部門の運営を実現するための取組みの実施

イ 各事業間の開発・運用要員の弾力的な配置に向けた知識・ノウハウの融合、手順等の標準化

ロ IT部門のBPRの一層の推進

(5) システム監査体制の整備

3 BPRなどによる事務の合理化・業務の効率的運営

(1) 基本方針

イ これまでのBPR施策の点検を踏まえつつ、職務権限と責任の明確化、仕事のやり方の見直し・効率化、意思決定の透明化・迅速化の継続的な取組み

ロ 職員からの積極的な改善提案を踏まえた、事務の合理化や業務の効率的な運営への取組み

ハ 共通ERP(注)システムの円滑な稼働と、それを最大限に生かした効率的な業務運営体制の構築

(2) 全体目標

イ 共通ERPシステムによる効率的な事務処理体制の構築

ロ 経費予算機能の集約化による統合効果の発揮

ハ 随意契約見直し計画における随意契約比率の年度見通しの達成

ニ 計画的な店舗、職員住宅の整備及び改善

ホ 遊休不動産の処分促進

ヘ 施策の点検・見直しや職員からの改善提案による事務の合理化・業務の効率的運営の推進

ト 名刺、封筒及び印刷物における間伐材利用紙の利用を拡大

チ 債権管理業務共通化を通じた業務の効率化及び専門性向上の推進

(注) エンタープライズ・リソース・プランニング: 企業全体の経営資源の有効活用の観点から統合的に管理し、経営の効率化を図るための統合型(業務横断型)パッケージソフトウェア

(3) 個別目標

〔国民生活事業本部〕

イ 事務集約化拠点の円滑な稼働に向けた取組み

ロ 支店事務の集約化に伴う支店内組織の効率的な態勢の整備及び人員の最適配置

ハ 業務の効率化に向けた事務改善提案制度の定着

〔農林水産事業本部〕

イ 地区統轄を活用した営業推進

ロ さらなる業務効率化のためにBPRを実施し、業務プロセスを見直し・改善

ハ 職員の日常の気づきを集約できるよう提案制度を活性化

〔中小企業事業本部〕

イ 現場力強化の取組みによる適切な融資業務の遂行に向けた効率化・合理化

ロ 効率的な審査事務の実施

ハ 保証協会とのシステム化の推進等による更なる効率化への取組み

ニ 人員の効率的な配置の検討

〔企画管理本部〕

イ 経費管理体制の整備(「経費の多面的分析」の取組みの継続)

ロ 調達能力向上のため人材育成を強化

(4) 目標数値

随意契約比率 件数28.8% / 金額28.8%

支店運営に係る改善提案の件数

統合支店は1支店あたり2件(うち1件は具体的な業務工数の削減効果が得られるもの)

国民生活事業単独支店は1支店あたり1件

4 - 1 人材開発

(1) 基本方針

- イ 「質の高いお客さまサービスの実現」及び「高度なマネジメント能力・専門性の養成」を目的とした職員教育の充実
- ロ 新人事給与制度の定着化と見直し
- ハ 人材活用の推進
- ニ 専門性の強化

(2) 全体目標

- イ 基本理念・経営方針・業務運営計画の浸透・理解
諸会議や集合研修の活用に加え、職場内の担当業務単位の勉強会実施による浸透・理解
- ロ 新入職員から上級管理職までの一貫した教育体系の確立
全階層の研修、義務付け通信教育及び自己啓発支援制度を共通化して実施
- ハ 人材アカデミー各コースの内容充実と円滑な運営の実施
上級業務職及び若手管理職を対象としたコース（ミドルマネジメントコース）の新設
経営陣とのディスカッションの拡充
- ニ 地域総合職の導入と適切な運用
- ホ 新人事給与制度の円滑な運営に向け、制度運用に関するモニタリング及びアンケート調査を実施
- ヘ 経過措置終了（2016年4月）に向けた新人事給与制度の見直しの検討
- ト 事業間人事異動の推進
- チ 共通研修の実施
若手から中堅向けの階層別研修の新設
一部事業本部で実施していた研修を共通化して実施
- リ パートタイマーの一層の活用の推進
- ヌ 業務職育成制度等によるエリア職の活動範囲の拡大
- ル 専門性の強化策の実施
（イ）社内公募、中途採用を拡充
（ロ）専門性強化を狙いとした教育施策の推進・支援
（ハ）中小企業診断士、農林水産業経営アドバイザーの資格取得推進及び有資格者の活用
- ヲ 人事給与システムの改善と活用の推進
- ワ 人事部組織改編後の業務の効率的な運用

(3) 目標数値

職員意識調査項目「基本理念、経営方針の認知度」	100%
職員意識調査項目「業務運営計画の認知度」	100%
職員意識調査項目「業務目標の管理（面接十分、管理も適切）」	75%
職員意識調査項目「人事考課等のフィードバック（十分にある）」	85%

資格取得の促進等

中小企業診断士有資格者数

〔国民〕2014年度：210人	2015年度：220人	2016年度：230人
〔中小〕2014年度：205人	2015年度：210人	2016年度：215人

農林水産業経営アドバイザー有資格者数

〔農林〕2014年度：205人	2015年度：215人	2016年度：225人
-----------------	-------------	-------------

（補足）職員意識調査項目の内容

職員意識調査項目「基本理念、経営方針の認知度」

対象数値：全職員の肯定的比率

質問内容：あなたは、日本公庫の基本理念、経営方針の内容を知っていますか。

職員意識調査項目「業務運営計画の認知度」

対象数値：全職員の肯定的比率

質問内容：あなたは、配属されている事業本部／企画管理本部等の業務運営計画の内容を知っていますか。

職員意識調査項目「業務目標の管理（面接十分、管理も適切）」
対象数値：全職員の肯定的比率
質問内容：あなたの業務目標は、期中の進捗管理や支援などを通じて、上司に適切に管理されていると思いますか。

職員意識調査項目「人事考課等のフィードバック（十分にある）」
対象数値：全職員の肯定的比率
質問内容：業績や人事考課の結果に関して、上司からのフィードバックはありましたか。

4 - 2 女性活躍の推進

(1) 基本方針

- イ 女性管理職の積極的登用
- ロ 総合職、エリア職、ライフステージ別等の各層に応じた女性のキャリア開発支援
- ハ ライフステージに応じた両立支援策を実施し、就業継続を支援
- ニ 本支店における女性活躍推進の活動について、全職員が参加し、意識啓発の段階から業務に貢献する活動に発展

(2) 全体目標

- イ 女性の管理職登用に向けて、「プロジェクトChallenge!!」等により、女性管理職候補者を育成
- ロ メンタリング制度等により、女性総合職のキャリア形成を支援
- ハ 業務職育成制度により、エリア職の職域拡大を支援
- ニ 女性職員に対して、管理職が「実践の場・チャレンジの機会」を積極的に付与し、業務経験を積ませることで、女性職員の能力とチャレンジ意欲を向上
- ホ ワーキングマザーが意欲的にキャリアを形成できる環境を整備
- ヘ 本支店における女性活躍推進活動について、これまでの活動基盤を活かし、意識啓発の段階から業務に貢献する等、活動内容をレベルアップ
- ト 女性活躍推進に関する男性職員の意識をより一層醸成

(3) 数値目標

管理職に占める女性の割合 5%（2018年4月時点）
新卒女性総合職採用比率 30%
職員意識調査項目「管理職による女性の能力開発支援度（女性）」 75%
職員意識調査項目「支店における女性活躍推進活動への評価」 70%

（補足）職員意識調査項目の内容

職員意識調査項目「管理職による女性の能力開発支援度（女性）」
対象数値：女性職員の肯定的比率
質問内容：管理職層は、日常的な業務指導を通じて、女性職員の能力開発を支援していると思いますか。

職員意識調査項目「支店における女性活躍推進活動への評価」
対象数値：全職員の肯定的比率
質問内容：支店における女性活躍推進の活動をどのように思いますか。

5 職場環境の向上

(1) 基本方針

- イ ワークライフ・マネジメントの実践
- ロ ハラスメント対策の強化

(2) 全体目標

- イ 時間生産性を高め、メリハリのある働き方を推進
- ロ 男女共に働きやすい職場環境づくりを推進
- ハ ハラスメント対策の強化（「6 リスク管理態勢、コンプライアンス態勢の整備・強化」と同様の取組み）
- ニ メンタルヘルス対策の強化
- ホ 職員意識調査による経営課題の把握

(3) 目標数値

職員意識調査項目「ノー残業デー週2日の実践」 70%
男性の育児関連休暇（出産休暇、育児参加休暇、育児休業）合計3日の取得率 80%

(補足)職員意識調査項目の内容

職員意識調査項目「ノー残業デー週2日の実践」

対象数値：全職員の「毎週実践」の回答比率

質問内容：ノー残業デー週2日を実践していますか。

6 リスク管理態勢、コンプライアンス態勢の整備・強化

(1) 基本方針

イ 政策要請に応えつつ適切なリスク管理を図るため、リスク管理プログラムを定め、コーポレート・ガバナンス委員会等において同プログラムの実施状況等をモニタリング

ロ コンプライアンス意識の強化・定着化を図るため、コンプライアンス・プログラムを定め、コーポレート・ガバナンス委員会等において同プログラムの実施状況等をモニタリング

ハ B C P (注)の訓練・研修を定期的の実施することによる危機管理態勢の充実・強化

(2) 全体目標

イ リスク管理プログラム及びコンプライアンス・プログラムについて、前年度の実施状況を踏まえて新たに策定、同プログラムに基づき実施状況をモニタリングし、公庫全体として審議、検討すべき事項がある場合は、コーポレート・ガバナンス委員会等に報告

ロ 反社会的勢力排除態勢に係る不断の点検及び適切な対応

ハ 研修・ツールを通じたハラスメントに関する正しい理解の徹底、コンプライアンス・ヘルプライン及び外部相談窓口の周知継続による理解度向上

ニ コンプライアンス共通研修についての充実(対象層の拡大、内容の拡充など)

ホ 策定済のB C Pに係る定期的な訓練を通じた、手順の習熟及び問題点の把握を踏まえたB C Pの見直し

ヘ 支店研修を通じた職員のコンプライアンス及び危機管理に対する意識の向上・強化

ト 大規模地震の被害想定見直し等を踏まえたB C P及び防災用品の見直しについて検討

(注) ビジネス・コンティニュイティ・プラン：自然災害等の緊急事態に遭遇した場合、経済的損失を最小限にとどめ、中核事業の継続あるいは早期復旧を可能とするための計画

4【事業等のリスク】

当公庫の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。

なお、当公庫は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

(1) 日本国政府の政策等について

当公庫は、公庫法により、政府が当公庫の発行済株式の総数を常時保有する旨が定められているほか、前述（第1 企業の概況 3 事業の内容）のとおり、政府の監督や財務面の関与を受ける旨等が定められております。また、当公庫の業務運営は国の政策に基づき行われており、経済及び金融面での環境悪化におけるセーフティネット機能の発揮等、民間金融機関では対応が困難な分野を補完し、政策金融を機動的に実施する役割を有しております。今後においても、当公庫の業務運営、経営成績及び財政状態は、日本国政府の政策に影響を受けることとなります。

なお、以下の点についても留意が必要となります。

イ 政策金融改革について

政策金融改革の経緯については、前述（第1 企業の概況 2 沿革）のとおりです。

なお、統合前機関（旧国民生活金融公庫、旧農林漁業金融公庫、旧中小企業金融公庫及び旧国際協力銀行）が発行した債券の取扱いに関しては、行政改革推進法第13条第2号に「現行政策金融機関の行う資金の貸付けその他の業務の利用者及び現行政策金融機関が発行した債券の所有者の利益が不当に侵害されないようにすること。」とあること等を受け、公庫法附則第23条には、当該債券を当公庫の社債とするみなし規定が置かれております。

加えて、公庫法附則第46条の2及び株式会社国際協力銀行法附則第17条の定めにより、当公庫発足前の旧国際協力銀行が発行した債券については、株式会社国際協力銀行及び独立行政法人国際協力機構との連帯債務とする旨の、当公庫発足時から株式会社国際協力銀行成立前までに当公庫が発行した社債については、当公庫及び株式会社国際協力銀行との連帯債務とすることとされております。

また、平成24年3月30日、沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律が可決・成立、同31日に公布され、同法附則第16条において行政改革推進法の一部を改正し、平成34年度以降に沖縄振興開発金融公庫が当公庫に統合するものとされております。

ロ 経済対策等への対応による影響について

平成20年秋以降の世界的な金融・経済危機に伴い、当公庫は、政府が実施した累次の経済対策への取組みに対応してきました。

具体的には、セーフティネット貸付け等の推進、景気対応緊急保証制度の保証枠拡大に伴う事業規模の拡大、危機対応円滑化業務及び海外事業支援緊急業務の実施に加え、中小・小規模企業者や農林漁業者の皆さまの資金繰りに関するご相談に迅速かつきめ細かく対応するための相談態勢の強化等により、政府系金融機関としてセーフティネット機能の発揮に努めました。また、中小企業金融円滑化法の施行も踏まえ、既往融資に係る返済条件の緩和による資金繰り支援についても積極的に対応してきました。

こうした経済対策等の実施に伴う予算措置等により、日本国政府による出資の受入や政府借入れ、政府保証債等の発行による多額の資金調達等を行うことがあり、当公庫の財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

ハ 法的規制等について

当公庫は、会社法及び公庫法に基づく特殊会社であり、その運営においては同法及び関連法令等の規制を受けております。また、当公庫を当事者とする合併、会社分割、事業譲渡、解散等については、法律において定めることになっております。

従って、将来において、当該法的規制等に変化が生じた場合には当公庫の運営その他に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 東日本大震災の発生に伴うリスクについて

平成23年3月に発生した東日本大震災に起因して、被災した融資先を中心とした経営状態の悪化等の事由が生じる可能性があります。

その結果、当公庫の不良債権及び与信関係費用が増加する等により、当公庫の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 各業務におけるリスクについて

当公庫の各業務においては、信用リスク、市場リスク及び流動性リスクを含む業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております（当該内容は後述「第4 6 コーポレート・ガバナンスの状況等（1）コーポレート・ガバナンスの状況 8 内部管理上の重点6分野 10 リスク管理」をご参照ください。）。

しかしながら、リスク管理においてすべての予期せぬリスクを管理することは困難であり、当公庫の各業務において何らかの想定外の事象が生じた場合には、当公庫の業務運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、各業務において主たるリスクと認識している事項は、以下のとおりであります。

イ 国民一般向け業務のリスクについて

（イ）信用リスク

当業務においては、事業資金融資、教育資金融資等の業務を行っており、これらの業務における与信先の信用状態の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

当業務では、融資審査時の適正な融資判断、融資後の債務者の実態に応じたきめ細かな債権管理を行っているほか、統計手法を用いた管理の導入等、管理手法の高度化に努めております。また、与信ポートフォリオは小口の事業資金、小口の教育資金で構成されており、特定の地域や業種等への与信集中はなく、リスク分散が図られております。しかしながら、今後の経済動向等、与信先を取り巻く環境の変化によっては、信用状況が悪化する与信先が増加したり、貸出条件緩和等の金融支援を求められたりすることなどにより、当業務の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

（ロ）市場リスク

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

なお、当業務は、外貨建ての資産・負債は保有していないため、為替リスクに起因した損失を被る可能性はありません。

（ハ）流動性リスク

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

（ニ）オペレーショナル・リスク

（事務リスク）

当業務は、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクを負っております。

当業務では、マニュアルの整備、事務手続におけるチェックの徹底、システム化推進などを通じ、適正な事務処理の確保に努めておりますが、不測の事態等においてそれに応じた損失等が発生する可能性があります。

(システムリスク)

当業務は、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクを負っております。

当業務では、システム障害及び顧客情報の漏えい等の未然防止に努めるとともに、災害等に伴うシステム停止への対応策としてバックアップセンターを設置し、被災時訓練を実施するなど、緊急時対応の実効性向上にも努め、システムリスクの極小化を図っておりますが、不測の事態等においてそれに応じた損失が発生する可能性があります。

ロ 農林水産業者向け業務のリスクについて

(イ) 信用リスク

当業務は、農林漁業者及び食品産業者向けの与信業務を行っており、与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

このため、適切な融資審査及び期中管理の実行により、資産の健全性の維持・向上に努めております。

しかし、融資先の大多数を占める農林漁業者は、零細経営が多く、気象災害などの自然条件の制約を受け易いという特徴を有しているため、今後の情勢によっては、当業務の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせること等により、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、農林漁業政策の必要性から償還期間が長期、金利は固定となっているなどの特性があり、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

なお、当業務は、外貨建ての資産・負債は保有していないため、為替リスクに起因した損失を被る可能性はありません。

(ハ) 流動性リスク

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(ニ) オペレーショナル・リスク

(事務リスク)

当業務は、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクを負っております。

当業務では、マニュアルの整備、事務手続におけるチェックの徹底、システム化推進などを通じ、適正な事務処理の確保に努めておりますが、不測の事態等においてそれに応じた損失等が発生する可能性があります。

(システムリスク)

当業務は、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクを負っております。

当業務では、システム障害及び顧客情報の漏えい等の未然防止に努めるとともに、災害等に伴うシステム停止への対応策としてバックアップセンターを設置し、被災時訓練を実施するなど、緊急時対応の実効性向上にも努め、システムリスクの極小化を図っておりますが、不測の事態等においてそれに応じた損失が発生する可能性があります。

八 中小企業者向け業務及び信用保険等業務のリスクについて

(イ) 信用リスク

中小企業者向け業務においては、中小企業者に対する貸付け、中小企業者が発行する社債の取得、中小企業者に対する貸付債権・社債の証券化、民間金融機関等の貸付債権を譲り受け証券化する業務、民間金融機関等の貸付債権等の部分保証、証券化商品の一部買取りや保証を行う業務、中小企業者等に対して海外で行われる貸付けに係る債務の保証、中小企業者の株式又は持分の取得を行っております。

当業務では、適切な貸付審査への取組み並びに各種モニタリングを通じた信用リスクの把握及び評価等を行い、必要な管理を実施して信用コストの抑制に向けた対応を着実に進めております。しかしながら、国内外の経済動向の変化等に伴う、貸出先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動、その他想定外の事由が発生した場合には、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

(ロ) 信用保険引受リスク

信用保険等業務においては、中小企業者の金融機関からの借入れに対する信用保証協会の保証等について保険を引き受ける信用保険業務を行っており、中小企業者の信用状態や経済状況の大幅な変化等によって保険事故の発生率、回収率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被る可能性があります。

当業務では、信用保険制度の持続的な運営に資するため、信用保険引受ポートフォリオ、保険事故の状況などのモニタリング及び信用保険引受リスクの計量化を行い、リスクの把握・分析に努めております。なお、今後の経済動向等、保証先中小企業者等を取り巻く環境の変化によっては、保険事故発生が増加や支払った保険金に係る回収納付の減少等により、当業務の保険引受費用が増加する可能性があります。

(ハ) 市場リスク

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクとなっております。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

(ニ) 流動性リスク

- a 中小企業者向け業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。
- b 信用保険等業務では、預金受入を行っておらず、国からの出資金により長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えます。

(ホ) オペレーショナル・リスク

(事務リスク)

当業務は、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクを負っております。

当業務では、マニュアルの整備、事務手続におけるチェックの徹底、システム化推進などを通じ、適正な事務処理の確保に努めておりますが、不測の事態等においてそれに応じた損失等が発生する可能性があります。

(システムリスク)

当業務は、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクを負っております。

当業務では、システム障害及び顧客情報の漏えい等の未然防止に努めるとともに、災害等に伴うシステム停止への対応策としてバックアップセンターを設置し、被災時訓練を実施するなど、緊急時対応の実効性向上にも努め、システムリスクの極小化を図っておりますが、不測の事態等においてそれに応じた損失が発生する可能性があります。

二 危機対応等円滑化業務のリスクについて

(イ) 信用リスク

危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行うこれらの業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

また、危機対応円滑化業務では、指定金融機関が事業者に対して行う貸付け等により発生する損害額の一部の補填を行っております。事業者の信用状況や経済状況等の大幅な変化等により、補償金の支払額が補償料設定時の予測に反して変動することにより損失を被る可能性があります。

(ロ) 市場リスク

危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務は、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については、財政融資資金借入等により調達しております。これらの業務における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸付金利息等で回収していることから、金利リスクについては限定的と考えております。

なお、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務は、外貨建ての資産・負債は保有していないため、為替リスクに起因した損失を被る可能性はありません。

(ハ) 流動性リスク

危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務では、預金受入を行っており、資金調達は財政融資資金等による長期・安定的な資金を確保しております。また、危機対応円滑化業務では、指定金融機関に対する補償金支払資金等についての十分な手元流動性を確保しております。以上から、これらの業務における流動性リスクは限定的と考えますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(二) オペレーショナル・リスク

(事務リスク)

危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務は、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクを負っております。

危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務では、マニュアルの整備、事務手続におけるチェックの徹底、システム化推進などを通じ、適正な事務処理の確保に努めておりますが、不測の事態等においてそれに応じた損失等が発生する可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

(1) 経営成績の分析

イ 主な収支

当事業年度は、資金運用収支が前事業年度比40億円改善して1,884億円の黒字、役務取引等収支が前事業年度比4億円改善して125億円の赤字、保険引受収支が前事業年度比2,194億円改善して78億円の赤字、その他業務収支が前事業年度比30億円悪化して116億円の赤字となり、粗利益は前事業年度比2,208億円改善して1,563億円の黒字となりました。これから営業経費1,128億円を控除した結果、業務純益は前事業年度比2,208億円改善して435億円の黒字となりました。特別損益等を含めた当期純損失は前事業年度比2,503億円改善して359億円となりました。

	前事業年度 (平成25年3月期)	当事業年度 (平成26年3月期)	前事業年度比
資金運用収支(億円)	1,844	1,884	40
資金運用収益(億円)	3,405	3,213	191
資金調達費用(億円)	1,560	1,328	232
役務取引等収支(億円)	129	125	4
役務取引等収益(億円)	35	37	1
役務取引等費用(億円)	165	162	2
保険引受収支(億円)	2,272	78	2,194
保険引受収益(億円)	2,684	4,118	1,434
保険引受費用(億円)	4,956	4,196	760
その他業務収支(億円)	86	116	30
その他業務収益(億円)	-	-	-
その他業務費用(億円)	86	116	30
粗利益(億円) (= + + +)	644	1,563	2,208
営業経費(億円)	1,129	1,128	0
業務純益(億円)	-	435	2,208
政府補給金収入(億円)	463	430	32
その他経常収支(億円)	1,548	1,223	324
その他経常収益(億円)	67	82	15
その他経常費用(億円)	1,615	1,306	308
経常損失()(億円)	2,858	358	2,500
特別損益(億円)	4	1	2
当期純損失()(億円)	2,862	359	2,503

ロ 与信関係費用

当事業年度の貸倒引当金繰入額は、一般貸倒引当金繰入額199億円、個別貸倒引当金繰入額891億円を合せて前事業年度比196億円減の1,091億円となりました。貸出金償却153億円、債権売却損等24億円、償却債権取立益30億円を含めて与信関係費用全体としては前事業年度比166億円減少して1,239億円となりました。

	前事業年度 (平成25年3月期)	当事業年度 (平成26年3月期)	前事業年度比
貸倒引当金繰入額(億円)	1,287	1,091	196
一般貸倒引当金繰入額(億円)	130	199	69
個別貸倒引当金繰入額(億円)	1,157	891	265
貸出金償却(億円)	127	153	26
債権売却損等(億円)	14	24	9
償却債権取立益(億円)	23	30	6
与信関係費用(億円)(注) (= + + -)	1,405	1,239	166

- (注) 1. 危機対応円滑化業務における補償損失引当金繰入額(前事業年度149億円)及び補償損失引当金戻入益(当事業年度0億円)については含んでおりません。
2. 当事業年度から、与信関係費用に債権売却損及び債権放棄損を含めております。この結果、前事業年度の与信関係費用は14億円増加しております。
3. 前事業年度において区分掲記していた株式等償却及び国債等債券償却は、重要性が乏しくなったため、債権売却損等に計上しております。

(2) 財政状態の分析

イ 貸出金

当事業年度末の貸出金残高は、20兆6,604億円となり、前事業年度末と比較して5,718億円の減少となっております。

勘定別では、国民一般向け業務が前事業年度末比420億円減少して6兆9,597億円、農林水産業者向け業務が73億円減少して2兆5,241億円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務が801億円減少して6兆2,027億円、中小企業者向け証券化支援買取業務及び信用保険等業務が前事業年度末及び当事業年度末とも貸出金残高はなく、危機対応円滑化業務が4,505億円減少して4兆9,115億円、特定事業等促進円滑化業務が81億円増加して623億円となっております。

	前事業年度末 (平成25年3月末)	当事業年度末 (平成26年3月末)	前事業年度末比 増減
貸出金残高(末残)(億円)	212,323	206,604	5,718
うちリスク管理債権(億円)	14,968	14,323	645

○リスク管理債権の状況
(イ)国民一般向け業務

債務者区分	前事業年度末 (平成25年3月末)	当事業年度末 (平成26年3月末)	前事業年度末比 増減
破綻先債権額(億円)	252	178	74
延滞債権額(億円)	1,472	1,389	83
3カ月以上延滞債権額(億円)	0	0	0
貸出条件緩和債権額(億円)	5,556	5,255	300
合計(億円)	7,283	6,824	458

貸出金残高(末残)(億円)	70,017	69,597	420
貸出金残高比(%)	10.40	9.81	0.60

(ロ)農林水産業者向け業務

債務者区分	前事業年度末 (平成25年3月末)	当事業年度末 (平成26年3月末)	前事業年度末比 増減
破綻先債権額(億円)	199	7	191
延滞債権額(億円)	729	692	36
3カ月以上延滞債権額(億円)	23	14	8
貸出条件緩和債権額(億円)	276	181	94
合計(億円)	1,228	896	331

貸出金残高(末残)(億円)	25,314	25,241	73
貸出金残高比(%)	4.85	3.55	1.30

(ハ)中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

債務者区分	前事業年度末 (平成25年3月末)	当事業年度末 (平成26年3月末)	前事業年度末比 増減
破綻先債権額(億円)	166	130	35
延滞債権額(億円)	5,577	5,635	57
3カ月以上延滞債権額(億円)	-	0	0
貸出条件緩和債権額(億円)	712	836	123
合計(億円)	6,457	6,602	145

貸出金残高(末残)(億円)	62,828	62,027	801
貸出金残高比(%)	10.28	10.64	0.37

(ニ)中小企業者向け証券化支援買取業務

平成25年3月31日現在及び平成26年3月31日現在において貸出金の残高がありません。

(ホ)信用保険等業務

平成25年3月31日現在及び平成26年3月31日現在において貸出金の残高がありません。

(ヘ) 危機対応円滑化業務

債務者区分	前事業年度末 (平成25年3月末)	当事業年度末 (平成26年3月末)	前事業年度末比 増減
破綻先債権額(億円)	-	-	-
延滞債権額(億円)	-	-	-
3カ月以上延滞債権額(億円)	-	-	-
貸出条件緩和債権額(億円)	-	-	-
合計(億円)	-	-	-

貸出金残高(末残)(億円)	53,620	49,115	4,505
貸出金残高比(%)	-	-	-

(ト) 特定事業等促進円滑化業務

債務者区分	前事業年度末 (平成25年3月末)	当事業年度末 (平成26年3月末)	前事業年度末比 増減
破綻先債権額(億円)	-	-	-
延滞債権額(億円)	-	-	-
3カ月以上延滞債権額(億円)	-	-	-
貸出条件緩和債権額(億円)	-	-	-
合計(億円)	-	-	-

貸出金残高(末残)(億円)	541	623	81
貸出金残高比(%)	-	-	-

□ 証券化支援

証券化支援保証業務につきましては、保証型において既存案件での保証先からの償還等があった一方、スタンドバイ・クレジット制度の取扱いにより、当事業年度末の保証債務残高が前事業年度末と比較して9億円増加して、21億円となっております。なお、保証型の保証債務残高は38百万円減少して1億円、スタンドバイ・クレジット制度の保証債務残高は10億円増加して、20億円となっております。

証券化支援買取業務につきましては、既存案件の償還により、当事業年度末の資産担保証券(社債)残高が前事業年度末と比較して3億円減少して0円となり、信託受益権(その他の証券)残高が前事業年度末と比較して7百万円減少して0円となっております。

八 信用保険

当事業年度末の保険引受残高は30兆1,087億円となり、平成22年度末で取扱いが終了した景気対応緊急保証の償還が進展したこと等により、前事業年度末と比較して2兆3,686億円の減少となっております。

二 政府からの補給金及び出資金

前事業年度における政府からの補給金収入は、国民一般向け業務が165億円、農林水産業者向け業務が152億円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務が138億円、危機対応円滑化業務が6億円、特定事業等促進円滑化業務が0億円、当公庫全体で463億円となっております。

また、前事業年度における政府からの出資金の受入額は、国民一般向け業務が643億円、農林水産業者向け業務が212億円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務が1,826億円、信用保険等業務が2,435億円、危機対応円滑化業務が1,111億円、特定事業等促進円滑化業務が0億円、当公庫全体で6,228億円となっております。

当事業年度における政府からの補給金収入は、国民一般向け業務が152億円、農林水産業者向け業務が128億円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務が143億円、危機対応円滑化業務が6億円、特定事業等促進円滑化業務が0億円、当公庫全体で430億円となっております。

また、当事業年度における政府からの出資金の受入額は、国民一般向け業務が813億円、農林水産業者向け業務が106億円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務が1,254億円、信用保険等業務が1,047億円、危機対応円滑化業務が370億円、当公庫全体で3,592億円となっております。

（参考）金融再生法開示債権の状況

当公庫は、金融再生法（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号））の適用はありませんが、民間金融機関の基準に準じて算出したものであります。

（イ）国民一般向け業務

債務者区分	前事業年度末 （平成25年3月末）	当事業年度末 （平成26年3月末）	前事業年度末比 増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権 （億円）	901	718	183
危険債権（億円）	830	855	24
要管理債権（億円）	5,557	5,256	300
合計（A）（億円）	7,289	6,830	459
正常債権（億円）	62,811	62,848	37

総与信残高（末残）（億円）	70,100	69,678	421
総与信残高比（％）	10.40	9.80	0.60

貸倒引当金（B）（億円）	1,129	1,102	26
引当率（B/A×100）（％）	15.49	16.14	0.65

（注） 正常債権に対する一般貸倒引当金は含んでおりません。

（ロ）農林水産業者向け業務

債務者区分	前事業年度末 （平成25年3月末）	当事業年度末 （平成26年3月末）	前事業年度末比 増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権 （億円）	262	38	223
危険債権（億円）	667	662	4
要管理債権（億円）	299	195	103
合計（A）（億円）	1,228	897	331
正常債権（億円）	24,227	24,480	252

総与信残高（末残）（億円）	25,456	25,377	78
総与信残高比（％）	4.83	3.54	1.29

貸倒引当金（B）（億円）	128	144	15
引当率（B/A×100）（％）	10.44	16.08	5.64

（注） 正常債権に対する一般貸倒引当金は含んでおりません。

(ハ) 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

債務者区分	前事業年度末 (平成25年3月末)	当事業年度末 (平成26年3月末)	前事業年度末比 増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (億円)	472	374	98
危険債権(億円)	5,273	5,392	119
要管理債権(億円)	712	836	123
合計(A)(億円)	6,458	6,602	144
正常債権(億円)	56,428	55,487	941

総与信残高(末残)(億円)	62,889	62,092	797
総与信残高比(%)	10.27	10.63	0.36

貸倒引当金(B)(億円)	1,366	1,447	81
引当率(B/A×100)(%)	21.16	21.92	0.77

(注) 1. 正常債権に対する一般貸倒引当金は含んでおりません。

2. 平成25年3月末及び平成26年3月末の総与信残高は要管理先の求償権で弁済契約を締結したものを含み、合計(A)及び正常債権の合計と相違しております。

(二) 中小企業者向け証券化支援買取業務

平成25年3月31日現在及び平成26年3月31日現在において金融再生法開示債権の残高がありません。

(ホ) 信用保険等業務

平成25年3月31日現在及び平成26年3月31日現在において金融再生法開示債権の残高がありません。

(ヘ) 危機対応円滑化業務

債務者区分	前事業年度末 (平成25年3月末)	当事業年度末 (平成26年3月末)	前事業年度末比 増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (億円)	-	-	-
危険債権(億円)	-	-	-
要管理債権(億円)	-	-	-
合計(A)(億円)	-	-	-
正常債権(億円)	53,633	49,126	4,507

総与信残高(末残)(億円)	53,633	49,126	4,507
総与信残高比(%)	-	-	-

貸倒引当金(B)(億円)	-	-	-
引当率(B/A×100)(%)	-	-	-

(注) 正常債権に対する一般貸倒引当金は含んでおりません。

(ト) 特定事業等促進円滑化業務

債務者区分	前事業年度末 (平成25年3月末)	当事業年度末 (平成26年3月末)	前事業年度末比 増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (億円)	-	-	-
危険債権(億円)	-	-	-
要管理債権(億円)	-	-	-
合計(A)(億円)	-	-	-
正常債権(億円)	542	624	82

総与信残高(末残)(億円)	542	624	82
総与信残高比(%)	-	-	-

貸倒引当金(B)(億円)	-	-	-
引当率(B/A×100)(%)	-	-	-

(注) 正常債権に対する一般貸倒引当金は含んでおりません。

(3) キャッシュ・フローの分析

当事業年度のキャッシュ・フローにつきまして、営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の純増減額の増加等により前事業年度比3,758億円増加して3,315億円の支出となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の償還による収入の減少等により前事業年度比3,931億円減少して1,921億円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、株式の発行による収入の減少等により前事業年度比2,634億円減少して3,571億円の収入となりました。以上の結果、現金及び現金同等物の当事業年度末残高は、前事業年度末比1,665億円減少して2,516億円となりました。

イ 営業活動によるキャッシュ・フロー

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月期)	当事業年度 (平成26年3月期)	前事業年度比増減
国民一般向け業務	54,289	75,975	21,686
農林水産業者向け業務	4,518	5,817	10,336
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	167,998	121,704	46,293
中小企業者向け証券化支援買取業務	807	244	563
信用保険等業務	168,182	287,118	118,935
危機対応円滑化業務	311,607	147,717	459,324
特定事業等促進円滑化業務	29	5	23
合計	707,374	331,502	375,872

ロ 投資活動によるキャッシュ・フロー

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月期)	当事業年度 (平成26年3月期)	前事業年度比増減
国民一般向け業務	3,389	596	2,793
農林水産業者向け業務	1,048	618	430
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	348	1,464	1,115
中小企業者向け証券化支援買取業務	846	322	523
信用保険等業務	449	87	361
危機対応円滑化業務	205,455	189,690	395,145
特定事業等促進円滑化業務	1	1	0
合計	201,063	192,136	393,199

ハ 財務活動によるキャッシュ・フロー

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月期)	当事業年度 (平成26年3月期)	前事業年度比増減
国民一般向け業務	63,521	80,499	16,978
農林水産業者向け業務	21,055	10,601	10,453
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	181,565	124,538	57,027
中小企業者向け証券化支援買取業務	-	-	-
信用保険等業務	243,297	104,429	138,867
危機対応円滑化業務	111,104	37,067	74,037
特定事業等促進円滑化業務	27	0	28
合計	620,572	357,136	263,435

二 現金及び現金同等物の残高

(単位：百万円)

	前事業年度末 (平成25年3月末)	当事業年度末 (平成26年3月末)	前事業年度末比増減
国民一般向け業務	37,586	41,514	3,927
農林水産業者向け業務	22,936	38,737	15,801
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	64,555	65,924	1,368
中小企業者向け証券化支援買取業務	579	657	77
信用保険等業務	285,621	102,845	182,776
危機対応円滑化業務	6,531	1,625	4,905
特定事業等促進円滑化業務	306	311	4
合計	418,118	251,615	166,502

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

平成26年3月期における設備投資等の概要は、以下のとおりであります。

(1) 設備投資の総額

(単位：百万円)

業務	設備投資の総額	目的及び内容
国民一般向け業務	2,855	店舗新築工事、情報システム関連投資等
農林水産業者向け業務	857	情報システム関連投資等
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	1,884	情報システム関連投資等
中小企業者向け証券化支援買取業務	-	-
信用保険等業務	287	情報システム関連投資等
危機対応円滑化業務	2	情報システム関連投資等
特定事業等促進円滑化業務	1	情報システム関連投資等
計	5,888	

(2) 処分（売却及び除却）した設備の総額

(単位：百万円)

業務	処分（売却及び除却） した設備の総額	目的及び内容
国民一般向け業務	740	店舗移転等
農林水産業者向け業務	543	情報システム関連等
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	6	情報システム関連等
中小企業者向け証券化支援買取業務	-	-
信用保険等業務	0	情報システム関連等
危機対応円滑化業務	-	-
特定事業等促進円滑化業務	-	-
計	1,290	

2【主要な設備の状況】

平成26年3月末における当公庫の主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 国民一般向け業務

店舗名 その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
			面積 (㎡)	帳簿価額(百万円)				
本店ほか	東京都 千代田区等	事務所・舎宅等	240,107	67,472	27,128	512	95,113	4,376

(注) 動産は、事務機器等の其他有形固定資産です。

(2) 農林水産業者向け業務

店舗名 その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
			面積 (㎡)	帳簿価額(百万円)				
本店ほか	東京都 千代田区等	事務所・舎宅等	58,696	24,987	8,598	140	33,727	831

(注) 動産は、事務機器等の其他有形固定資産です。

(3) 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

店舗名 その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
			面積 (㎡)	帳簿価額(百万円)				
本店ほか	東京都 千代田区等	事務所・舎宅等	88,813	35,821	12,705	296	48,824	1,633

(注) 1. 動産は、事務機器等の其他有形固定資産です。

2. 従業員数については、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務及び中小企業者向け証券化支援買取業務の合計の人数を記載しております。

(4) 中小企業者向け証券化支援買取業務

該当事項はありません。

(5) 信用保険等業務

店舗名 その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
			面積 (㎡)	帳簿価額(百万円)				
本店ほか	東京都 千代田区等	事務所・舎宅等	4,698	13,968	5,456	62	19,486	301

(注) 動産は、事務機器等の其他有形固定資産です。

(6) 危機対応円滑化業務

該当事項はありません。

(7) 特定事業等促進円滑化業務

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

平成26年3月末現在において計画中である主要な設備の新設・除却等は、以下のとおりであります。

(1) 国民一般向け業務

新設・改修等

店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
本店ほか	東京都千代田区等	改修等	事務所・情報システム等	10,085	1,840	自己資金	-	-

(注) 既支払額は平成25年4月から平成26年3月までのものであります。

(2) 農林水産業者向け業務

新設・改修等

店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
本店ほか	東京都千代田区等	改修等	事務所・情報システム等	1,806	780	自己資金	-	-

(注) 既支払額は平成25年4月から平成26年3月までのものであります。

(3) 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

新設・改修等

店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
本店ほか	東京都千代田区等	改修等	事務所・情報システム等	2,840	1,876	自己資金	-	-

(注) 既支払額は平成25年4月から平成26年3月までのものであります。

(4) 中小企業者向け証券化支援買取業務

該当事項はありません。

(5) 信用保険等業務

新設・改修等

店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
本店ほか	東京都千代田区等	改修等	事務所・情報システム等	404	287	自己資金	-	-

(注) 既支払額は平成25年4月から平成26年3月までのものであります。

(6) 危機対応円滑化業務

該当事項はありません。

(7) 特定事業等促進円滑化業務

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,683,925,630,964
計	12,683,925,630,964

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成26年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年6月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	10,733,565,407,741	10,798,110,407,741	非上場	権利内容になんら限定のない 当公庫における標準的な株式 であります。なお、単元株制 度は採用しておりません。
計	10,733,565,407,741	10,798,110,407,741	-	-

(注) 1. 公庫法第3条の規定に基づき、当公庫の発行済株式の総数は、政府が保有することとされております。

2. 統合前の国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行は公庫法附則第8条、第15条第2項、第16条第2項、第17条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、平成20年10月1日付けで当公庫に現物出資しており、同法附則第12条の規定に基づき取得した株式(3,170,981,407,741株)を日本国政府に無償譲渡しております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本剰余金 増減額 (百万円)	資本剰余金 残高 (百万円)
平成21年 6月5日 (注) 2.	665,000,000 450,000,000 52,300,000,000 10,960,000,000	4,207,519,407,741	665 450 - 10,960	2,464,242	- - 52,300 -	1,524,938
平成21年 6月15日 (注) 26.	-	-	-	2,464,242	1,119,135	405,803
平成21年 8月6日 (注) 3.	105,163,000,000 85,000,000,000 1,053,600,000,000 384,700,000,000	5,835,982,407,741	105,163 85,000 - 384,700	3,039,105	- - 1,053,600 -	1,459,403
平成22年 3月23日 (注) 4.	6,000,000,000 20,000,000,000	5,861,982,407,741	6,000 20,000	3,065,105	- -	1,459,403
平成22年 3月24日 (注) 5.	59,992,000,000 58,400,000,000 945,700,000,000 68,300,000,000	6,994,374,407,741	59,992 58,400 - 68,300	3,251,797	- - 945,700 -	2,405,103
平成22年 6月4日 (注) 27.	-	-	-	3,251,797	999,052	1,406,051
平成22年 6月14日 (注) 6.	450,000,000 61,700,000,000 557,000,000	7,057,081,407,741	450 - 557	3,252,804	- 61,700 -	1,467,751
平成22年 9月27日 (注) 7.	120,000,000	7,057,201,407,741	120	3,252,924	-	1,467,751
平成22年 11月25日 (注) 8.	33,000,000,000	7,090,201,407,741	-	3,252,924	33,000	1,500,751
平成23年 2月2日 (注) 9.	11,223,000,000 11,200,000,000 506,600,000,000 9,600,000,000	7,628,824,407,741	11,223 11,200 - 9,600	3,284,947	- - 506,600 -	2,007,351
平成23年 3月25日 (注) 10.	32,100,000,000 35,500,000,000	7,696,424,407,741	32,100 35,500	3,352,547	- -	2,007,351
平成23年 6月6日 (注) 28.	-	-	-	3,352,547	812,011	1,195,339
平成23年 6月30日 (注) 11.	100,000,000,000	7,796,424,407,741	100,000	3,452,547	-	1,195,339
平成23年 7月4日 (注) 12.	74,614,000,000 8,973,000,000 62,500,000,000 358,400,000,000 44,100,000,000	8,345,011,407,741	74,614 8,973 62,500 - 44,100	3,642,734	- - - 358,400 -	1,553,739

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本剰余金 増減額 (百万円)	資本剰余金 残高 (百万円)
平成23年 9月26日 (注)13.	600,000,000 400,000,000 119,000,000	8,346,130,407,741	600 400 119	3,643,853	- - -	1,553,739
平成24年 2月2日 (注)14.	69,131,000,000 7,490,000,000 61,550,000,000 340,200,000,000 112,485,000,000	8,936,986,407,741	69,131 7,490 61,550 - 112,485	3,894,509	- - - 340,200 -	1,893,939
平成24年 3月23日 (注)15.	100,000,000,000	9,036,986,407,741	100,000	3,994,509	-	1,893,939
平成24年 3月26日 (注)16.	102,700,000,000 147,500,000,000 342,300,000,000 122,000,000,000	9,751,486,407,741	102,700 147,500 - 122,000	4,366,709	- - 342,300 -	2,236,239
平成24年 4月1日 (注)29.	-	-	1,291,000	3,075,709	-	2,236,239
平成24年 6月5日 (注)30.	-	-	-	3,075,709	301,357	1,934,882
平成24年 7月5日 (注)17.	157,000,000 59,300,000,000 68,000,000	9,811,011,407,741	157 - 68	3,075,934	- 59,300 -	1,994,182
平成24年 9月26日 (注)18.	28,000,000	9,811,039,407,741	28	3,075,962	-	1,994,182
平成24年 12月4日 (注)19.	17,500,000,000 5,995,000,000 17,700,000,000 39,200,000,000 30,647,000,000	9,922,081,407,741	17,500 5,995 17,700 - 30,647	3,147,804	- - - 39,200 -	2,033,382
平成25年 2月18日 (注)20.	15,200,000,000 14,257,000,000 9,100,000,000 95,050,000,000	10,055,688,407,741	15,200 14,257 9,100 -	3,186,361	- - - 95,050	2,128,432
平成25年 3月25日 (注)21.	31,614,000,000 850,000,000 155,800,000,000 50,000,000,000 80,390,000,000	10,374,342,407,741	31,614 850 155,800 - 80,390	3,455,015	- - - 50,000 -	2,178,432
平成25年 6月4日 (注)31.	-	-	-	3,455,015	231,423	1,947,008
平成25年 7月3日 (注)22.	7,640,000,000 59,700,000,000 68,000,000	10,441,750,407,741	7,640 - 68	3,462,723	- 59,700 -	2,006,708

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本剰余金 増減額 (百万円)	資本剰余金 残高 (百万円)
平成26年 1月15日 (注)23.	27,500,000,000 29,500,000,000 23,500,000,000	10,522,250,407,741	27,500 29,500 23,500	3,543,223	- - -	2,006,708
平成26年 3月5日 (注)24.	53,866,000,000 3,049,000,000 55,900,000,000 45,000,000,000 13,500,000,000	10,693,565,407,741	53,866 3,049 55,900 - 13,500	3,669,538	- - - 45,000 -	2,051,708
平成26年 3月25日 (注)25.	40,000,000,000	10,733,565,407,741	40,000	3,709,538	-	2,051,708

(注)1. 資本剰余金には、資本準備金に加え、経営改善資金特別準備金(国民一般向け業務)が含まれております。

2～25. 日本国政府に対する有償株主割当によるものです。当公庫では、公庫法第4条第3項の規定に基づき、日本国政府の出資により増加する資本金及び資本剰余金について業務ごとの経理区分に整理することとされており、上表については業務別の表示をしており、業務ごとの取締役会決議を経て各日付において出資金を受入れております。

なお、株式発行価格はすべて1円であります。資本組入額は信用保険等業務を除き全額であり、信用保険等業務はその全額を資本剰余金(資本準備金)組入れとしております。

2. (農林水産業者向け業務) 増加株式数: 665百万株(割当比率1:0.00016)
- (中小企業者向け業務) 増加株式数: 450百万株(割当比率1:0.00011)
- (信用保険等業務) 増加株式数: 52,300百万株(割当比率1:0.012)
- (危機対応円滑化業務) 増加株式数: 10,960百万株(割当比率1:0.0026)
3. (国民一般向け業務) 増加株式数: 105,163百万株(割当比率1:0.018)
- (中小企業者向け業務) 増加株式数: 85,000百万株(割当比率1:0.015)
- (信用保険等業務) 増加株式数: 1,053,600百万株(割当比率1:0.18)
- (危機対応円滑化業務) 増加株式数: 384,700百万株(割当比率1:0.066)
4. (中小企業者向け業務) 増加株式数: 6,000百万株(割当比率1:0.0010)
- (国際協力銀行業務) 増加株式数: 20,000百万株(割当比率1:0.0034)
5. (国民一般向け業務) 増加株式数: 59,992百万株(割当比率1:0.0086)
- (中小企業者向け業務) 増加株式数: 58,400百万株(割当比率1:0.0083)
- (信用保険等業務) 増加株式数: 945,700百万株(割当比率1:0.14)
- (危機対応円滑化業務) 増加株式数: 68,300百万株(割当比率1:0.0098)
6. (中小企業者向け業務) 増加株式数: 450百万株(割当比率1:0.000064)
- (信用保険等業務) 増加株式数: 61,700百万株(割当比率1:0.0087)
- (危機対応円滑化業務) 増加株式数: 557百万株(割当比率1:0.000079)
7. (特定事業等促進円滑化業務) 増加株式数: 120百万株(割当比率1:0.000017)
8. (信用保険等業務) 増加株式数: 33,000百万株(割当比率1:0.0047)
9. (国民一般向け業務) 増加株式数: 11,223百万株(割当比率1:0.0015)
- (中小企業者向け業務) 増加株式数: 11,200百万株(割当比率1:0.0015)
- (信用保険等業務) 増加株式数: 506,600百万株(割当比率1:0.066)
- (危機対応円滑化業務) 増加株式数: 9,600百万株(割当比率1:0.0013)
10. (中小企業者向け業務) 増加株式数: 32,100百万株(割当比率1:0.0042)
- (国際協力銀行業務) 増加株式数: 35,500百万株(割当比率1:0.0046)
11. (国際協力銀行業務) 増加株式数: 100,000百万株(割当比率1:0.013)

12. (国民一般向け業務)	増加株式数:	74,614百万株 (割当比率 1 : 0.0089)
(農林水産業者向け業務)	増加株式数:	8,973百万株 (割当比率 1 : 0.0011)
(中小企業者向け業務)	増加株式数:	62,500百万株 (割当比率 1 : 0.0075)
(信用保険等業務)	増加株式数:	358,400百万株 (割当比率 1 : 0.043)
(危機対応円滑化業務)	増加株式数:	44,100百万株 (割当比率 1 : 0.0053)
13. (国民一般向け業務)	増加株式数:	600百万株 (割当比率 1 : 0.000072)
(中小企業者向け業務)	増加株式数:	400百万株 (割当比率 1 : 0.000048)
(特定事業等促進円滑化業務)	増加株式数:	119百万株 (割当比率 1 : 0.000014)
14. (国民一般向け業務)	増加株式数:	69,131百万株 (割当比率 1 : 0.0077)
(農林水産業者向け業務)	増加株式数:	7,490百万株 (割当比率 1 : 0.00084)
(中小企業者向け業務)	増加株式数:	61,550百万株 (割当比率 1 : 0.0069)
(信用保険等業務)	増加株式数:	340,200百万株 (割当比率 1 : 0.038)
(危機対応円滑化業務)	増加株式数:	112,485百万株 (割当比率 1 : 0.013)
15. (国際協力銀行業務)	増加株式数:	100,000百万株 (割当比率 1 : 0.011)
16. (国民一般向け業務)	増加株式数:	102,700百万株 (割当比率 1 : 0.011)
(中小企業者向け業務)	増加株式数:	147,500百万株 (割当比率 1 : 0.015)
(信用保険等業務)	増加株式数:	342,300百万株 (割当比率 1 : 0.035)
(危機対応円滑化業務)	増加株式数:	122,000百万株 (割当比率 1 : 0.013)
17. (農林水産業者向け業務)	増加株式数:	157百万株 (割当比率 1 : 0.000016)
(信用保険等業務)	増加株式数:	59,300百万株 (割当比率 1 : 0.0060)
(危機対応円滑化業務)	増加株式数:	68百万株 (割当比率 1 : 0.0000069)
18. (特定事業等促進円滑化業務)	増加株式数:	28百万株 (割当比率 1 : 0.0000029)
19. (国民一般向け業務)	増加株式数:	17,500百万株 (割当比率 1 : 0.0018)
(農林水産業者向け業務)	増加株式数:	5,995百万株 (割当比率 1 : 0.00060)
(中小企業者向け業務)	増加株式数:	17,700百万株 (割当比率 1 : 0.0018)
(信用保険等業務)	増加株式数:	39,200百万株 (割当比率 1 : 0.0040)
(危機対応円滑化業務)	増加株式数:	30,647百万株 (割当比率 1 : 0.0031)
20. (国民一般向け業務)	増加株式数:	15,200百万株 (割当比率 1 : 0.0015)
(農林水産業者向け業務)	増加株式数:	14,257百万株 (割当比率 1 : 0.0014)
(中小企業者向け業務)	増加株式数:	9,100百万株 (割当比率 1 : 0.00090)
(信用保険等業務)	増加株式数:	95,050百万株 (割当比率 1 : 0.0095)
21. (国民一般向け業務)	増加株式数:	31,614百万株 (割当比率 1 : 0.0030)
(農林水産業者向け業務)	増加株式数:	850百万株 (割当比率 1 : 0.000082)
(中小企業者向け業務)	増加株式数:	155,800百万株 (割当比率 1 : 0.015)
(信用保険等業務)	増加株式数:	50,000百万株 (割当比率 1 : 0.0048)
(危機対応円滑化業務)	増加株式数:	80,390百万株 (割当比率 1 : 0.0077)
22. (農林水産業者向け業務)	増加株式数:	7,640百万株 (割当比率 1 : 0.00073)
(信用保険等業務)	増加株式数:	59,700百万株 (割当比率 1 : 0.0057)
(危機対応円滑化業務)	増加株式数:	68百万株 (割当比率 1 : 0.0000065)
23. (国民一般向け業務)	増加株式数:	27,500百万株 (割当比率 1 : 0.0026)
(中小企業者向け業務)	増加株式数:	29,500百万株 (割当比率 1 : 0.0028)
(危機対応円滑化業務)	増加株式数:	23,500百万株 (割当比率 1 : 0.0022)
24. (国民一般向け業務)	増加株式数:	53,866百万株 (割当比率 1 : 0.0050)
(農林水産業者向け業務)	増加株式数:	3,049百万株 (割当比率 1 : 0.00029)
(中小企業者向け業務)	増加株式数:	55,900百万株 (割当比率 1 : 0.0052)
(信用保険等業務)	増加株式数:	45,000百万株 (割当比率 1 : 0.0042)
(危機対応円滑化業務)	増加株式数:	13,500百万株 (割当比率 1 : 0.0013)
25. (中小企業者向け業務)	増加株式数:	40,000百万株 (割当比率 1 : 0.0037)
26. 資本剰余金の減少は、信用保険等業務に係る平成21年3月期の利益剰余金	1,119,135百万円について、資本準備金を減額して整理したことによるものであります。	
27. 資本剰余金の減少は、信用保険等業務に係る平成22年3月期の利益剰余金	999,052百万円について、資本準備金を減額して整理したことによるものであります。	
28. 資本剰余金の減少は、信用保険等業務に係る平成23年3月期の利益剰余金	812,011百万円について、資本準備金を減額して整理したことによるものであります。	

29. 資本金の減少は、株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）に基づき、平成24年4月1日付けで国際協力銀行が分離したことに伴い、国際協力銀行業務に係る資本金1,291,000百万円について、減額して整理したことによるものであります。
30. 資本剰余金の減少は、信用保険等業務に係る平成24年3月期の利益剰余金 301,357百万円について、資本準備金を減額して整理したことによるものであります。
31. 資本剰余金の減少は、信用保険等業務に係る平成25年3月期の利益剰余金 231,423百万円について、資本準備金を減額して整理したことによるものであります。
32. 平成26年6月3日において、信用保険等業務に係る平成26年3月期の利益剰余金 13,229百万円について、資本準備金を減額して整理しております。
33. 平成26年6月13日において、日本国政府（財務大臣）に対する59,033百万株の有償株主割当の払込を完了し、333百万円を資本組入れ、58,700百万円を資本剰余金（資本準備金）組入れとしております。
- （農林水産業者向け業務） 増加株式数 265百万株（割当比率 1：0.000025）
- （信用保険等業務） 増加株式数 58,700百万株（割当比率 1：0.0054）
- （危機対応円滑化業務） 増加株式数 68百万株（割当比率 1：0.0000063）
34. 平成26年6月13日において、日本国政府（農林水産大臣）に対する5,512百万株の有償株主割当の払込を完了し、全額を資本組入れとしております。
- （農林水産業者向け業務） 増加株式数 5,512百万株（割当比率 1：0.00051）
35. 本書提出日現在の業務別の状況は以下のとおりであります。

	発行済株式 総数残高（株）	資本金残高 （百万円）	資本剰余金残高 （百万円）
国民一般向け業務	1,212,073,000,000	1,030,573	181,500
農林水産業者向け業務	379,588,000,000	379,588	-
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	1,347,985,000,000	1,347,985	-
中小企業者向け証券化支援買取業務	24,476,000,000	24,476	-
信用保険等業務	5,610,227,407,741	-	1,915,679
危機対応円滑化業務	932,494,000,000	932,494	-
特定事業等促進円滑化業務	267,000,000	267	-
国際協力銀行業務	1,291,000,000,000	-	-

1. 業務別に区分する当公庫の発行済株式は、すべて同一の普通株式であります。
2. 上記（注）29に記載のとおり、国際協力銀行業務に係る資本金を1,291,000百万円減額して整理しております。

（６）【所有者別状況】

（平成26年3月31日現在）

区分	株式の状況								単元未満株式の状況（株）
	政府及び 地方公共団体	金融 機関	金融 商品 取引 業者	その他 の法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人 以外	個人			
株主数 （人）	4	-	-	-	-	-	-	4	-
所有株式数 （株）	10,733,565,407,741	-	-	-	-	-	-	10,733,565,407,741	-
所有株式数 の割合 （％）	100.00	-	-	-	-	-	-	100.00	-

- （注）1. 定款において1単元の株式数の定めはありません。
2. 上記発行済み株式に加えて、平成26年5月20日開催の取締役会決議により、平成26年6月13日付で財務省（財務大臣）及び農林水産省（農林水産大臣）を引受先とした新株式の発行を実施しております。

(7) 【大株主の状況】

(平成26年 3 月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数の 割合 (%)
財務大臣	東京都千代田区霞ヶ関三丁目 1 番 1 号	10,433,977,407,741	97.21
経済産業大臣	東京都千代田区霞ヶ関一丁目 3 番 1 号	273,380,000,000	2.55
農林水産大臣	東京都千代田区霞ヶ関一丁目 2 番 1 号	23,077,000,000	0.21
厚生労働大臣	東京都千代田区霞ヶ関一丁目 2 番 2 号	3,131,000,000	0.03
計	-	10,733,565,407,741	100.00

(注) 上記発行済み株式に加えて、平成26年 5 月20日開催の取締役会決議により、平成26年 6 月13日付で財務省 (財務大臣) 及び農林水産省 (農林水産大臣) を引受先とした新株式の発行を実施しております。

(8) 【議決権の状況】

イ【発行済株式】

(平成26年 3 月31日現在)

区分	株式数 (株)	議決権の個数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式 (その他)	普通株式 10,733,565,407,741	10,733,565,407,741	株主として権利内容になんら限定 のない株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	普通株式 10,733,565,407,741	-	-
総株主の議決権	-	10,733,565,407,741	-

(注) 議決権の個数については、定款において 1 単元の株式数の定めがないことから、株式数をもって議決権の個数としております。

ロ【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当公庫は、公庫法第47条に基づき、配当の制限を受けており、配当を実施していません。

当公庫の剰余金の額の計算は、区分経理を行っているそれぞれの勘定において会社法第446条を準用することとされております（公庫法第42条第1項）。

当公庫は、毎事業年度の決算において計上した各業務勘定の剰余金の額が、

零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3カ月以内に国庫に納付しなければならないとされております（公庫法第47条第1項）。

零を下回るときは、準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないとされております（公庫法第47条第2項）。

当公庫の剰余金の処分は 又は のほか、経営改善資金特別準備金への戻入（公庫法第47条第6項）以外の方法をもって処分・配当を行ってはならないとされております（公庫法第47条第7項）。

なお、平成26年6月25日に中小企業者向け証券化支援買取業務勘定において10百万円の国庫納付を実施しております。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

当公庫株式は、金融商品取引所に上場されていません。また、店頭売買有価証券として金融商品取引業協会に登録されていません。よって該当事項はありません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

当公庫株式は、金融商品取引所に上場されていません。また、店頭売買有価証券として金融商品取引業協会に登録されていません。よって該当事項はありません。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 総裁	-	細川 興一	昭和22年 6月17日生	昭和45年 4月 大蔵省入省 平成19年 4月 財団法人新エネルギー財団顧問 平成20年10月 当公庫代表取締役副総裁 平成25年10月 同 代表取締役総裁（現職）	(注) 1.	-
代表取締役 副総裁	-	皆川 博美	昭和27年 9月15日生	昭和50年 4月 農林漁業金融公庫入庫 平成18年 4月 同 顧客支援部長 平成19年 9月 同 理事 平成20年10月 当公庫取締役 平成23年 6月 同 常務取締役 平成25年10月 同 代表取締役副総裁（現職）	(注) 1.	-
代表取締役 専務取締役	中小企業事業 本部長	豊永 厚志	昭和31年 8月18日生	昭和56年 4月 通商産業省入省 平成19年 7月 経済産業省大臣官房審議官 平成22年 7月 中小企業庁次長 平成23年 8月 経済産業省大臣官房商務流通審議官 平成24年 9月 同 大臣官房商務流通保安審議官 平成25年 6月 当公庫代表取締役専務取締役・中小企業事業本部長（現職）	(注) 1.	-
代表取締役 専務取締役	国民生活事業 本部長	上野 善晴	昭和34年 5月10日生	昭和57年 4月 大蔵省入省 平成21年 7月 福岡財務支局長 平成22年 8月 財務省大臣官房参事官 平成22年 9月 岩手県副知事 平成25年 7月 財務省理財局次長 平成26年 6月 当公庫代表取締役専務取締役・国民生活事業本部長（現職）	(注) 1.	-
代表取締役 専務取締役	農林水産事業 本部長	高橋 洋	昭和36年 2月 1日生	昭和58年 4月 農林水産省入省 平成21年 7月 同 大臣官房文書課長 平成23年 8月 同 大臣官房参事官兼経営局 平成26年 6月 当公庫代表取締役専務取締役・農林水産事業本部長（現職）	(注) 1.	-
専務取締役	企画管理 本部長	紀村 英俊	昭和35年 1月 2日生	昭和57年 4月 通商産業省入省 平成21年 7月 環境省大臣官房総務課長 平成23年 7月 中部経済産業局長 平成25年 3月 経済産業省大臣官房付 平成25年 4月 当公庫常務取締役・企画管理本部長 平成26年 6月 同 専務取締役・企画管理本部長（現職）	(注) 1.	-
常務取締役	-	原田 高道	昭和27年 2月12日生	昭和51年 4月 中小企業金融公庫入庫 平成20年10月 当公庫中小企業事業本部事業企画部長 平成22年 4月 同 企画管理本部事業サポート部門長 平成22年 6月 同 特別参与 平成24年 6月 同 取締役 平成25年 6月 同 常務取締役（現職）	(注) 1.	-
常務取締役	-	平松 幹弘	昭和29年 1月25日生	昭和51年 4月 国民金融公庫入庫 平成20年10月 当公庫国民生活事業本部人事部長 平成22年 8月 同 南近畿地区総括 平成24年 4月 同 国民生活事業本部長付 平成24年 6月 同 特別参与 平成25年 6月 同 常務取締役（現職）	(注) 1.	-
常務取締役	-	野崎 与四郎	昭和30年 7月14日生	昭和54年 4月 農林漁業金融公庫入庫 平成20年10月 当公庫広報部長 平成23年 4月 同 広報部長兼農林水産事業本部長付 平成23年 5月 同 農林水産事業本部長付兼総合支援部長 平成23年 6月 同 特別参与 平成25年10月 同 常務取締役（現職）	(注) 1.	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務取締役	-	岡部 修	昭和33年 8 月26日生	昭和56年 4 月 厚生省入省 平成21年 7 月 年金積立金管理運用独立行政法人理事 平成24年 9 月 東北厚生局長 平成26年 6 月 厚生労働省大臣官房付 平成26年 6 月 当公庫常務取締役（現職）	(注) 1 .	-
取締役	-	小池 敏広	昭和27年11月 1 日生	昭和51年 4 月 国民金融公庫入庫 平成20年10月 当公庫国民生活事業本部審査部長 平成22年 4 月 同 審査企画部長 平成23年 4 月 同 国民生活事業本部長付 平成23年 6 月 同 特別参与 平成24年 6 月 同 取締役（現職）	(注) 1 .	-
取締役	-	和田 修一	昭和33年 5 月30日生	昭和58年 4 月 通商産業省入省 平成20年 7 月 独立行政法人中小企業基盤整備機構理事 平成23年 7 月 北海道経済産業局長 平成24年 6 月 当公庫特別参与 平成25年 3 月 経済産業省大臣官房付 平成25年 4 月 当公庫取締役（現職）	(注) 1 .	-
取締役	-	山口 博澄	昭和31年11月 1 日生	昭和55年 4 月 株式会社日本長期信用銀行入行 平成11年 3 月 中小企業金融公庫入庫 平成20年10月 当公庫中小企業事業本部事業管理部長 平成23年 4 月 同 企画管理本部長付 平成23年 6 月 同 特別参与 平成25年 6 月 同 取締役（現職）	(注) 1 .	-
取締役	-	高木 隆	昭和36年 2 月11日生	昭和59年 4 月 大蔵省入省 平成21年 7 月 財務省大臣官房付兼内閣府本府企業再生支援機構準備室参事官 平成21年10月 株式会社企業再生支援機構執行役員 平成24年 7 月 福岡国税局長 平成25年 6 月 福岡財務支局長 平成26年 6 月 財務省大臣官房付 平成26年 6 月 当公庫取締役（現職）	(注) 1 .	-
取締役	-	西嶋 勝之	昭和31年10月13日生	昭和56年 4 月 農林漁業金融公庫入庫 平成20年10月 当公庫農林水産事業本部地域・再生支援部長 平成22年 4 月 同 熊本支店農林水産事業統轄 平成25年 4 月 同 九州地区営業統轄 平成25年10月 同 特別参与 平成26年 6 月 同 取締役（現職）	(注) 1 .	-
取締役	-	橋本 元秀	昭和34年 5 月19日生	昭和58年 4 月 大蔵省入省 平成22年 7 月 札幌国税局長 平成24年 7 月 当公庫特別参与 平成26年 6 月 財務省大臣官房付 平成26年 6 月 当公庫取締役（現職）	(注) 1 .	-
取締役	-	鵜澤 静	昭和21年 1 月30日生	昭和44年 4 月 日清紡績株式会社入社 平成21年 4 月 日清紡ホールディングス株式会社取締役専務執行役員 平成21年 6 月 同 代表取締役社長 平成25年 6 月 同 代表取締役会長（現職） 平成25年10月 当公庫取締役（現職）	(注) 1 .	-
取締役	-	渡辺 善子	昭和23年12月13日生	昭和46年 4 月 日本アイ・ピー・エム株式会社入社 平成15年 1 月 同 理事 平成16年 1 月 一般社団法人PMI日本支部理事 平成18年 3 月 日本アイ・ピー・エム株式会社常勤監査役 平成24年 7 月 同 顧問 平成24年10月 同 名誉顧問 平成26年 1 月 一般社団法人PMI日本支部監事（現職） 平成26年 6 月 当公庫取締役（現職）	(注) 1 .	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
常勤監査役	-	金森 潤	昭和29年2月19日生	昭和52年4月 国民金融公庫入庫 平成20年7月 国民生活金融公庫福岡支店長 平成22年4月 当公庫国民生活事業本部東海北陸地区 総括 平成23年4月 同 国民生活事業本部長付 平成23年6月 同 監査役(現職)	(注)2.	-
常勤監査役	-	黒田 尚	昭和31年8月2日生	昭和54年4月 日本火災海上保険株式会社(現日本興 亜損害保険株式会社)入社 平成17年4月 同 東京業務部長 平成20年4月 同 関西業務部長 平成22年4月 同 常勤監査役 平成24年6月 当公庫監査役(現職)	(注)3.	-
監査役	-	池田 敏夫	昭和25年3月13日生	昭和50年11月 新和監査法人(現あずさ監査法人)入 社 平成20年10月 当公庫監査役(現職)	(注)3.	-
監査役	-	高橋 伸子	昭和28年11月17日生	昭和51年4月 株式会社主婦の友社入社 昭和61年4月 生活経済ジャーナリストとして独立 平成21年6月 当公庫監査役(現職)	(注)4.	-
計						-

- (注) 1. 任期は、平成26年6月19日から平成27年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
2. 任期は、平成23年6月22日から平成26年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
3. 任期は、平成24年6月21日から平成27年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 任期は、平成25年6月20日から平成28年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 取締役 鷗澤静及び渡辺善子は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
6. 監査役 黒田尚、池田敏夫及び高橋伸子は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

イ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当公庫は、政策金融機関としての使命を果たすため、社会的責任を常に認識しながら、適切かつ健全な業務運営に努めるとともに、経営の基本理念を実現するため、「透明性・公正性・迅速性」の3つの視点からガバナンス態勢の構築に取り組んでおります。

「透明性・公正性・迅速性」を実現するために、外部からの評価・審査（評価・審査委員会）並びに内部及び外部の監査（監査部、監査役会、会計監査人）を受ける態勢を構築しております。

また、取締役会が総裁に権限を委任し、意思決定の迅速化を図りつつ、重要事項を総裁決定審議会等の会議体で審議することにより、透明性・公正性を確保しております。

<基本理念>

○政策金融を的確に実施します。

国の政策の下、民間金融機関の補完を旨としつつ、社会のニーズに対応して、種々の手法により、政策金融を機動的に実施します。

○ガバナンスを重視します。

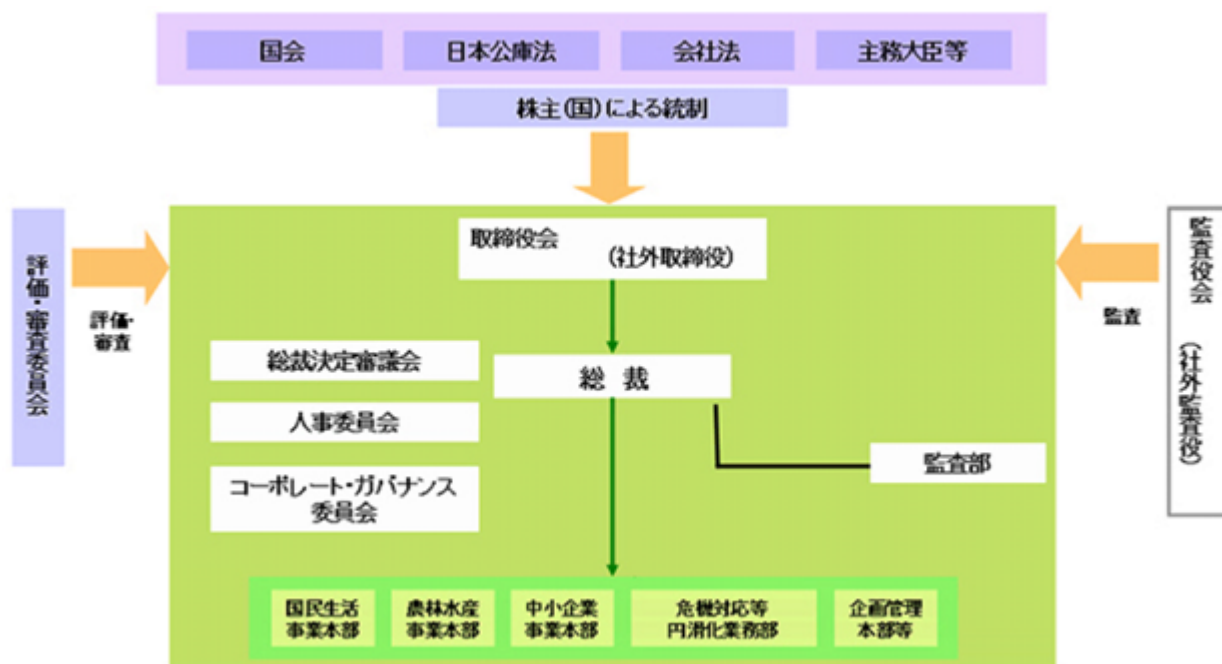
高度なガバナンスを求め、透明性の高い効率的な事業運営に努めるとともに、国民に対する説明責任を果たします。

さらに、継続的な自己改革に取り組む自律的な組織を目指します。

ロ 会社の機関及びその他のコーポレート・ガバナンス体制の内容

当公庫は、一般の株式会社とは異なり、特別の法律に基づき設立された株式会社です。

国による強い統制を受けるという特殊性を踏まえつつ、株式会社のガバナンスの仕組みを活用して、以下の体制を構築しております。



(イ) 取締役会及び取締役

取締役会は、18名の取締役で構成しており、うち2名を、意思決定の透明性確保と業務執行を担う取締役への監督・牽制を目的に社外取締役としております。

(ロ) 監査役会及び監査役

当公庫は、監査役会を設置しております。監査役会は社外監査役3名を含む4名の監査役で構成しております。監査役は、毎月1回程度、監査役会を開催し、監査に関する審議や主な監査活動の報告等を行っております。社外監査役は、監査役実務経験者、公認会計士、生活経済ジャーナリストとしての高い見識に基づいた発言を行っております。

(ハ) 総裁決定審議会

総裁の諮問により当公庫の経営に関する重要事項の審議及び検討を行い、並びに報告を受ける総裁決定審議会を設置しております。総裁決定審議会は、当公庫の関係役員で構成し、毎月2回程度開催しております。

(ニ) 人事委員会

役職員に関する重要事項及び懲戒に関する事項を審議しております。人事委員会は、当公庫の関係役員で構成し、審議事項発生の都度、開催しております。

(ホ) 評価・審査委員会

政策目的に沿って事業が適切かつ効率的に行われているかという観点から、業務及び運営の評価・審査を行うとともに、業務執行に責任を負う取締役の業績評価を行っております。また、役員人事の公平性及び透明性の確保を目的に取締役及び監査役の候補者の評価・審査を実施しております。

評価・審査委員会は、外部の有識者及び社外取締役で構成し、業務及び運営に関する評価・審査の基準及び結果は、外部に公表しております。

(ヘ) コーポレート・ガバナンス委員会

当公庫は、高度なガバナンスの追求に向けて、内部管理上重点的に取り組むべき6つの重点分野を定めております。また、事業本部等(注)ごとにそれぞれ執行責任者を定め、権限と責任を明確にしております。各執行責任者は、所掌する事業本部等ごとに必要な態勢を整備しております。

6つの重点分野に関する事項のうち、当公庫全体の経営として把握し、又は管理すべきものを審議するため、コーポレート・ガバナンス委員会を設置しております。コーポレート・ガバナンス委員会は、当公庫の総裁以下役員6名で構成しております。

(注) 国民生活事業本部、農林水産事業本部、中小企業事業本部、危機対応等円滑化業務部及び企画管理本部等をいいます。

八 内部管理上の重点6分野

イ コンプライアンス

当公庫は、透明性の高い効率的な事業運営を目指し、法令を厳格に遵守することはもとより、社会的規範を十分にわきまえたコンプライアンス態勢を整備しております。

(イ) コンプライアンス・マニュアル

コンプライアンスを実践するための手引書としてコンプライアンス・マニュアルを策定し、全役職員に周知徹底しております。

(ロ) 内部通報制度

コンプライアンス上問題のある行為やそのおそれのある行為を的確に把握し、解決することを目的として、職員が当該行為を直接通報できるコンプライアンス・ヘルプラインを当公庫内及び弁護士事務所に設置しております。

(ハ) 反社会的勢力への対応

断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除することが、当公庫に対する公共の信頼を維持し、当公庫の業務の適切性及び健全性の確保のために不可欠であることを認識し、警察等関係機関とも連携して適切に対応しております。

(二) インサイダー取引の防止

役職員によるインサイダー取引を未然に防止するため、役職員が遵守すべき基本的事項を定めた規定を整備し、全役職員に周知徹底しております。

ロ リスク管理

当公庫は、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するため、直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

管理対象リスク

管理対象リスク	定義
信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含みます。）の価値が減少又は消失し、損失を被るリスク
信用保険引受リスク	保険事故の発生率、回収率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスク
市場リスク	金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含みます。）の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債（オフ・バランスを含みます。）から生み出される収益が変動し損失を被るリスク
流動性リスク	運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）
オペレーショナル・リスク	業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク
事務リスク	役職員が正確な事務を怠る、又は事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク
システムリスク	コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い損失を被るリスク及びコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク
人的リスク	不適切な就労状況、不適切な職場・安全環境、人材の流出・喪失、士気の低下、不十分な人材育成等により損失を被るリスク
法務リスク	法令や契約等に違反すること、不適切な契約を締結することその他法的原因等により損失を被るリスク
有形資産リスク	災害その他の事象から有形資産のき損・損害が発生するリスク
風評リスク	評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから損失・損害が発生するリスク

(イ) 国民一般向け業務におけるリスク管理

a 統合的リスク管理

当業務では、業務の特性を踏まえた「統合的リスク管理規則（国民）」を定め、業務上発生しうるさまざまなリスクを適切に管理する体制を整備しております。

具体的には、業務上認識すべきリスクを、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等のカテゴリーに区分し、個別のリスクを主管する部署を定めて管理するとともに、必要な措置について事業本部長を議長とした「国民生活事業本部事業運営会議」で審議するなど、全体のリスクの把握や管理を適切に行うよう努めております。

また、平成20年10月に、統合的リスク管理部署であるリスク管理部を設置し、当業務の各部におけるリスク管理が有効に機能しているかどうかを検証するとともに、不備がある場合には適切な措置を講じるように求めています。

さらに、事業運営会議での審議を踏まえ、リスク管理の態勢や具体的な方法について適宜見直しを行っております。

b 信用リスク管理

当業務においては、事業資金融資、教育資金融資等の業務を行っており、これらの業務における与信先の信用状態の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

当業務の与信ポートフォリオは小口の事業資金、小口の教育資金で構成されており、特定の地域や業種等への与信集中はなく、リスク分散が図られているという特徴があります。個別与信管理では、融資審査時の適正な融資判断、融資後の債務者の実態に応じたきめ細やかな債権管理を行っているほか、統計手法を用いた管理の導入等、管理手法の高度化に努めております。

(a) 個別与信管理

当業務では、融資審査にあたり、融資対象としての適格性、資金使途の妥当性並びに事業者等の収益性及び維持力といった財務状況はもとより、技術力、販売力、事業の将来性、事業者等の資質等についても検討し、適正な融資判断に努めております。

また、債権管理にあたっては、今後の事業見通しや返済能力等の把握を行い、実態に応じたきめ細かな管理に努めております。

(b) 自己査定

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定結果は適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

(c) 信用リスク計量化

当業務では、長年にわたり蓄積した信用供与先との取引データ分析に基づき信用スコアリングモデルを開発し、平成19年度から、信用供与先に対し信用スコアの付与を始め、平成20年度から審査手続や与信ポートフォリオのモニタリングに活用しております。当業務のスコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

また、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、小口分散されているという当業務のポートフォリオの特性に応じた手法により、信用リスクの計量化に取り組んでいます。

c 市場リスク管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務は、このギャップを原因とした金利リスクを負っているため、マチュリティ・ラダー分析及びデュレーション分析等の手法により金利リスクの把握に努め、社債発行年限の多様化等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、外貨建ての資産・負債は保有していないため、為替リスクに起因した損失を被る可能性はありません。

d 流動性リスク管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

e オペレーショナル・リスク管理

(a) 事務リスクについて、当業務では、事務リスクの軽減のために、マニュアルの整備、事務手続におけるチェックの徹底、システム化の推進などを通じ、事務処理の正確性確保に努めております。

(b) システムリスクについて、システムリスクや情報セキュリティに関する規定を定め、担当部署において適切に管理し、システムリスクの極小化を図っております。

また、災害等に伴うシステム停止への対応策としてバックアップセンターを設置し、被災時訓練を実施するなど、緊急時対応の実効性向上にも努めております。

(c) また、人的リスク、法務リスク、有形資産リスク等について管理担当部を定め、これらのリスクを含め、オペレーショナル・リスク統括部署をリスク管理部として、総合的なオペレーショナル・リスク管理を実施しております。

(ロ) 農林水産業者向け業務におけるリスク管理

a 統合的リスク管理

当業務は、国の農林漁業政策に基づく長期の設備資金等の融資を取り扱っており、当業務に伴うリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は民間金融機関と異なりますが、金融機関として適切なリスク管理を行っていくことが必要であると認識しております。

従って、当業務は、リスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、統合的リスク管理規則（農林）を制定しております。同規則の中で、当業務が政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するため、計量化するリスク及び計量化しないリスクも含め当業務が損失を被るリスクを総合的に管理することを定めております。

具体的には、リスクカテゴリー（統合的リスク、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク）ごとに管理部署を定め、当業務に設置している農林水産事業本部コーポレート・ガバナンス分科会に各リスクの管理状況の報告等を行い、リスクに関する重要事項を集約することにより、総合的にリスク管理する態勢としております。

b 信用リスク管理

当業務は、(a) 個別与信管理、(b) 信用格付、(c) 自己査定、及び(d) 信用リスク計量化により、信用リスクを適切に管理しております。

(a) 個別与信管理

当業務では、融資にあたって、融資対象としての適格性、融資条件の妥当性、事業の長期的見通しを踏まえた返済の確実性について審査します。特に、返済の確実性については、業種（農林漁業等）のリスク特性を十分踏まえた審査基準の下、対象者の信用力、投資リスク及び投資効果を精査し、収支・償還計画の実現可能性及び融資条件の適切性を総合的に勘案して返済可能性を検証・確認しております。

また、顧客の経営状況の継続的な把握に努め、積極的かつ丁寧な支援活動に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上を図っております。

(b) 信用格付

当業務では、信用格付により、経営悪化が懸念される顧客を早期に発見し、経営支援に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上に取り組んでおります。格付は、内部データに基づき構築したモデルにより付与しております。当業務のスコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

信用格付は、上記のほか、自己査定、個別与信の判断、信用リスク計量化等にも活用しており、当業務の信用リスク管理の基礎をなしております。このため、信用格付体系は必要に応じ、適時見直しを行っております。

(c) 自己査定

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。

自己査定にあたっては、支店による一次査定、審査管理部による二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。

自己査定結果は、適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

(d) 信用リスク計量化

当業務では、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行い、内部管理に活用しております。

c 市場リスク管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせること等により、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、農林漁業政策の必要性から償還期間が長期、金利は固定となっているなどの特性があり、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務は、このギャップを原因とした金利リスクを負っているため、マチュリティ・ラダー分析及びデュレーション分析等の手法により金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、外貨建ての資産・負債は保有していないため、為替リスクに起因した損失を被る可能性はありません。

d 流動性リスク管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

e オペレーショナル・リスク管理

(a) 事務リスクについて、当業務では、事務リスクの軽減のために、マニュアルの整備、事務手続におけるチェックの徹底、システム化の推進などを通じ、事務処理の正確性確保に努めております。

(b) システムリスクについて、システムリスクや情報セキュリティに関する規定を定め、担当部署において適切に管理し、システムリスクの極小化を図っております。

また、災害等に伴うシステム停止への対応策としてバックアップセンターを設置し、被災時訓練を実施するなど、緊急時対応の実効性向上にも努めております。

(c) また、人的リスク、法務リスク、有形資産リスク等についても、各リスク管理担当部を定め、適切なリスク管理に努めております。

(ハ) 中小企業者向け業務及び信用保険等業務におけるリスク管理

a 統合的リスク管理

当業務は、中小企業者の行う事業の振興に必要な長期資金について、一般の金融機関が供給することを困難とするものの供給を自ら行い、又は一般の金融機関による供給を支援するための貸付債権の譲受け、債務の保証等を行うもののほか、中小企業者等に対して海外で行われる貸付けに係る債務の保証、中小企業者の株式又は持分の取得、中小企業者に対する貸付けに係る債務の保証等についての保険及び信用保証協会に対する資金の貸付けを行っております。

当業務を行うにあたっては、政策金融機関としての健全性を確保するため、統合的リスク管理規則及び同細則を制定し、当業務が管理するリスクの種類及びその内容並びにその所管部室を明らかにしてリスク管理に対する組織としての基本姿勢と役職員の責務を明らかにしております。リスク管理の状況については、各リスク管理部署が中小企業事業本部最高リスク管理責任者（ＣＲＯ）へ報告を行うとともに、統合的リスク管理部署が集約し、総合的にリスクを管理する態勢を整備しております。また、リスクを総合的に評価・管理するために、主要なリスクについては、ストレス・テストを実施しております。

b 信用リスク管理

(a) 個別与信管理

融資業務は、公平・中立な立場から借入申込企業の実態を把握し、償還の確実性と資金使途の妥当性を検討し、融資などの判断を行っております。

融資業務では、事業用の長期資金の融資などを専門とすることから、審査にあたっては、今後の事業収益を中心とする長期的返済能力を検討し、償還の確実性について総合的に判断しております。

単に財務諸表を中心とする定量分析にとどまらず、企業の構成要素である「ヒト」「モノ」「カネ」とその組合せである経営の様々な活動について、申込企業の置かれている環境を含めて多面的な実態把握を行うとともに、申込企業の将来性を勘案し総合的な企業力を判断しております。

また、融資後も決算書などの提出を受けるほか、定期的な訪問などにより継続的な業況把握に努めております。自己査定の債務者区分や必要に応じ提供を受ける経営改善計画書の検討結果などを踏まえ、取引方針を明確にし、適切な事後フォローを実施しております。

さらに、融資先企業の成長発展を支援するため、審査結果をできる限りフィードバックしているほか、経営課題解決のためのコンサルティングに努めております。特に、事業環境の変化などへの対応に苦慮する企業に対しては、経営改善提案書の作成・提供などにより経営の改善や経営計画の策定を支援しております。

(b) 信用格付

融資業務では、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づく当事業独自のスコアリングモデルと、実態把握等による定性分析に基づき、取引先等の信用状況を把握する信用格付制度を構築、取引方針の策定や審査手続等に活用しております。

(c) 自己査定

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。

営業部店が債務者区分の一次査定を実施し、営業部門とは分離した審査部門において二次査定を行います。査定結果については、他のセクションから独立した監査部が内部監査を行い、その正確性を検証しております。

また、査定結果に基づき、担保処分等による回収見込額及び貸倒実績率等を勘案した貸倒引当金を計上しております。

(d) 信用リスク計量化

融資業務では、信用リスク計量について信用格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体のリスク量を計量し、モニタリングを行っています。こうしたモニタリングを通じて、リスクの制御について検討を進めております。

(e) 証券化支援業務における信用リスク管理

証券化支援業務についても、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した当事業独自のスコアリングモデルやCRD（注）などの外部モデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法によりの確に把握し、信用リスクに応じた適切なリターンや保証料率の設定を行っております。

買取型組成後は、原債権の償還状況を確認し、モニタリングを行うとともに、公庫が保有している信託受益権等の格付により信用リスクを的確に把握しています。保証型組成後は、保証先の決算データなどの提出を受けるとともに、保証先の延滞倒産状況を確認し、信用リスクを的確に把握しております。

（注） Credit Risk Databaseの略です。

c 信用保険引受リスク管理

信用保険等業務では、信用保険制度の持続的な運営に資するため、信用保険引受ポートフォリオや保険事故の状況など信用保険引受リスクの状況を定期的にモニタリングしております。また、長年蓄積してきた信用保険引受に関するデータを活用し、信用保険引受リスクの計量モデルを構築しており、信用保険引受リスクの数量的な計測及び分析を行っております。

d 市場リスク管理

金利リスク

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務は、このギャップを原因とした金利リスクを負っているため、中小企業者向け業務においては、マチュリティ・ラダー、デュレーション、VaR及びBPVを計測・分析することにより、金利リスクの把握に努め、社債発行年限の多様化や借入期間の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

e 流動性リスク管理

(a) 中小企業者向け業務における流動性リスク管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

(b) 信用保険等業務における流動性リスク管理

当業務では、預金受入を行っておらず、国からの出資金により長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めております。

f オペレーショナル・リスク管理

(a) 事務リスクについて、当業務では、事務リスクの軽減のために、マニュアルの整備、事務手続におけるチェックの徹底、システム化の推進などを通じ、事務処理の正確性確保に努めております。

(b) システムリスクについて、システムリスクや情報セキュリティに関する規定を定め、担当部署において適切に管理し、システムリスクの極小化を図っております。

また、災害等に伴うシステム停止への対応策としてバックアップセンターを設置し、被災時訓練を実施するなど、緊急時対応の実効性向上にも努めております。

(c) また、人的リスク、法務リスク、有形資産リスク等を含め、オペレーショナル・リスク統括部署であるリスク管理部の下に各リスク管理担当部を定め、総合的なオペレーショナル・リスク管理を実施しております。

(二) 危機対応等円滑化業務におけるリスク管理

a 統合的リスク管理

危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務は、政府機関として政策目的実現のための金融を業務としており、これらの業務に伴うリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は民間金融機関と異なりますが、金融機関として適切なリスク管理を行っていることが必要であります。

具体的には、リスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、統合的リスク管理規則（危機・企管）を制定して統合的リスク管理を行っております。

b 信用リスク管理

危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定に当たっては、監査部門による監査を受けております。

c 流動性リスク管理

危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金等による長期・安定的な資金を確保するとともに、借入期間と貸付期間を一致させております。また、危機対応円滑化業務では、指定金融機関に対する補償金支払資金等についての十分な手元流動性を確保しております。以上から、これらの業務における流動性リスクは限定的と考えます。

一方で、資金計画の精緻化に努め、流動性リスクを最小化する努力を継続しております。

d オペレーショナル・リスク管理

危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務においては、直接的、間接的にさまざまなオペレーショナル・リスクが存在し、このようなリスクの把握、分析及び管理を積極的に進めていく方針であります。

特に、事務リスクについては、事務リスクの軽減のために、マニュアルの整備、事務手続におけるチェックの徹底、システム化の推進などを通じ、事務処理の正確性確保に努めております。

ハ 情報資産の保存及び管理

当公庫では、セキュリティポリシー及びプライバシーポリシーを定め公表するとともに、高い水準の情報セキュリティを確保し、適正かつ効率的な業務運営を行うための態勢を整備しております。

ニ 緊急時対策その他の危機管理

当公庫では、地震・火災等の災害、事件・事故、感染症などの緊急事態の発生時における、適正な業務遂行体制の維持・復旧を図るため、災害・事故等対策本部や海外危機管理委員会などを整備しております。また、首都直下型地震や新型インフルエンザが発生した場合を想定し、想定災害が業務に与える影響を可能な限り回避し、その早期回復を図るための事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定しております。

ホ お客さまサービスの向上

当公庫では、お客さまの利益を保護し利便性の向上を図るため顧客保護等管理方針を策定し、本方針に基づいたお客さまの視点に立った取組みに努めております。

ヘ 職場環境の向上

当公庫では、職員の職場環境等に対する評価や意識を明確にし、職場環境の向上等に資する対策について企画立案・実施することを目的に、年に一度、全職員を対象に意識調査を行っています。本調査によって得た、職員の意見や評価等を職場環境の改善等に積極的に役立てています。

二 内部統制基本方針

当公庫は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役及び職員の職務執行についての法令等遵守や業務の適正を確保するための体制の整備等について内部統制基本方針を定めております。

内部統制基本方針

（取締役及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制）

第1条 公庫は、取締役及び職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）の職務の執行が法令及び定款（以下「法令等」という。）に適合することを確保するため、法令等の遵守に関する規程その他のコンプライアンスに関する規定を定め、これらの規定を公庫の取締役及び職員に周知する。

2 取締役及び職員は、コンプライアンスに関する諸規定を遵守する。

3 公庫は、コンプライアンスに関する責任者を置き、法令等遵守態勢の整備及び強化を図る。

4 公庫は、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、法令等遵守状況のモニタリングを行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。

5 公庫は、コンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう、有効な内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。

6 公庫は、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶する。

（取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制）

第2条 公庫は、取締役の職務の執行に係る情報、お客さまの情報その他の公庫が取扱う情報の保存及び管理を適切に行うため、情報資産管理規程その他の情報資産の保存及び管理に関する規定を定める。

2 公庫は、法令又は情報資産の保存及び管理に関する諸規定に従い、取締役会の議事録のほか、取締役の職務の執行に係る文書を適切に保存し、及び管理する。

3 取締役及び職員は、情報資産の保存及び管理に関する諸規定に基づき、情報資産を適切に保存し、及び管理する。

（損失の危険の管理に関する規程その他の体制）

第3条 公庫は、リスク管理を行うことの重要性を認識し、業務遂行上認識すべきリスクの種類に応じたリスク管理及び統合的リスク管理を行うための組織体制等について、統合的リスク管理規程その他のリスク管理に関する諸規定を定め、各種リスクに関して適切なリスク管理を行う。

2 公庫は、各種リスクの管理に関する責任者を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議、検討等を行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。

3 公庫は、災害その他の危機事象の発生に備え、あらかじめ危機管理規程その他の危機管理に関する規定を定め、危機管理の態勢整備に努める。

4 公庫は、危機事象が発生し正常な業務遂行に支障が生じる場合又はそのおそれがある場合には、危機管理に関する諸規定に従い、必要に応じて対策本部を設置して、業務の迅速かつ効率的な回復に向けた対応を行う。

（取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制）

第4条 公庫は、毎月及び必要に応じて臨時に取締役会を開催し、公庫全体の業務運営の基本方針に関する重要な事項について決議するとともに、取締役の業務執行の状況について報告を受ける。

2 公庫は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、総裁決定審議会その他の会議体を設置する。

3 公庫は、総裁、事業本部長その他の業務を執行する取締役、特別参与、本店の部長等の職務権限を明確に定め、それぞれの者は定められた職務権限に基づき、効率的に業務を遂行する。

（業務の適正を確保するための内部監査体制）

第5条 公庫は、業務の適正性及び健全性を確保するため、内部監査規程その他の内部監査に関する規定を定める。

2 公庫は、被監査部門から独立し、総裁に直属して内部監査に関する事務をつかさどる監査部を置く。

3 監査部は、総裁の指示の下、内部監査に関する諸規定に基づき内部監査を行い、その結果を総裁に報告する。

4 監査部は、総裁の指示により定期的に若しくは必要に応じて、又は他の取締役若しくは監査役の求めに応じて、取締役会その他の機関又は会議体に対し、内部監査の結果を報告する。

5 監査部は、総裁の指示の下、監査役及び会計監査人と必要な情報交換を行い、内部監査の効率的な実施に努める。

（監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項）

第6条 公庫は、監査役の職務を補助すべき者として、専任の職員を置く。

2 前項の職員は、監査役の指示に従いその職務を行う。

3 監査役は、必要と認めるときは、総裁の承諾を得て、第1項の職員以外の職員を臨時に監査の補助に従事させることができる。

（監査役の職務を補助する職員の取締役からの独立性に関する事項）

第7条 公庫は、監査役の職務を補助する職員の人事考課、異動その他の人事に関する事項の決定について、事前に常勤監査役の承認を得る。

（取締役及び職員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制）

第8条 代表取締役及び業務を執行する取締役は、取締役会その他の監査役が出席する重要な会議において、随時、その職務の執行状況等を的確に報告する。

2 取締役及び職員は、公庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したときは、当該事実について監査役に速やかに報告する。

（監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制）

第9条 監査役は、監査を実効的に行うために必要と判断したときは、取締役及び職員に職務の執行状況についていつでも報告を求めることができる。報告を求められた取締役及び職員はその求めに応じて速やかに報告しなければならない。

2 監査役は、取締役会のほか、総裁決定審議会その他の重要な会議に出席し、必要な意見を述べることができる。出席しない会議についても、議事録その他の関係書類を閲覧することができる。

3 総裁は、監査役と定期的な会合を実施し、意見交換を行う。

4 監査役は、リスク管理及びコンプライアンスを統括する部署並びに監査部に協力を求めることができる。

5 監査役は、実効的な監査の実施のため必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めることができる。

ホ 内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

(イ) 内部監査の状況

当公庫では、業務全般に係る内部管理態勢について、その適切性、有効性を評価するとともに改善への提言を行うことなどを通じて、業務運営の円滑化や業務目的の達成に資するための部署として、監査部を設置しております。

監査部は、他の部署から独立した総裁直属の内部監査担当部署として、当公庫の本店、支店、海外駐在員事務所などすべての部署を対象とした内部監査を行っております。

監査に当たっては、各部署における内部管理態勢の適切性・有効性、業務処理の適切性、資産査定の妥当性、法令や内部規定等の遵守状況などを検証・評価し、必要に応じて業務改善の提言を行っております。

内部監査の年度計画については総裁が決定し、また、内部監査の結果についても総裁に報告することで、対応が必要な事項について速やかな措置がとられることになります。

このように、監査部による内部監査が適切かつ効果的に実施されることにより、当公庫の政策金融機関としての適正な業務運営の確保と健全性の維持が図られることになります。

平成26年5月31日現在の監査部の人員は41名となっております。

(ロ) 監査役監査の状況

監査役は4名の体制となっており、うち3名を社外監査役としております。

監査役は、監査役会で策定した監査基本方針及び監査計画に基づき、取締役会その他重要な会議への出席、重要書類の閲覧、取締役との定期的な意見交換、支店往査等を通じて、取締役の執行状況を監査しております。

また、監査役は、会計監査人や内部監査部門と定期的に情報や意見を交換しており、相互に補完・協力しながら、監査の実効性及び効率性の向上を図っております。

(ハ) 会計監査の状況

当公庫の当事業年度の会計監査業務を執行した公認会計士は、岡村俊克氏、長尾礎樹氏、伊澤賢司氏の3名であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当公庫の会計監査業務に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。また、当公庫の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士27名、その他28名の計55名となっております。

ヘ 社外取締役及び社外監査役との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要

当公庫の社外取締役及び社外監査役と当公庫の間には、特別な利害関係はありません。

ト 社外取締役及び社外監査役との間の会社法第427条第1項に規定する契約（責任限定契約）の概要

当公庫は、会社法第427条第1項及び定款の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外取締役及び社外監査役（常勤監査役を除く。）がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする旨の契約を、社外取締役及び社外監査役（常勤監査役を除く。）と締結しております。

チ 取締役の定数

当公庫の取締役は、18名以内とする旨、定款に定めております。

リ 取締役の選解任の決議要件

公庫法第6条の規定により、当公庫の取締役の選解任の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこととなっております。

ヌ 役員報酬の内容

平成25年4月1日から平成26年3月31日における当公庫の取締役及び監査役に対する報酬等は、以下のとおりであります。

- (イ) 取締役に対する報酬等 286百万円 (うち社外取締役 16百万円)
(ロ) 監査役に対する報酬等 43百万円 (うち社外監査役 29百万円)

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 報酬等の額には、取締役及び監査役に対する役員賞与引当金繰入額20百万円(取締役18百万円、監査役1百万円)が含まれております。
3. 報酬等の額以外に、取締役及び監査役に対する役員退職慰労引当金繰入額23百万円(取締役20百万円、監査役2百万円)を計上しております。
4. 報酬等の額以外に、平成25年4月1日開催の臨時株主総会、平成25年6月20日開催の第5回定時株主総会及び平成25年10月11日開催の臨時株主総会の決議に基づき、退任取締役に対し役員退職慰労金を以下のとおり支給しております。
退任取締役 5名 61百万円

(2) 【監査報酬の内容等】

イ【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	227	13	227	13

- (注) 「監査公認会計士等」とは、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4に規定する監査公認会計士等であります。なお、上記報酬の内容は、当公庫の監査公認会計士等である新日本有限責任監査法人に対する報酬であります。

ロ【その他重要な報酬の内容】

前事業年度

該当事項はありません。

当事業年度

該当事項はありません。

ハ【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前事業年度

当公庫は、監査公認会計士等に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である「監査人から引受事務幹事会社への書簡」及び「財務諸表等以外の財務情報に関する調査の報告」作成業務等を委託し、対価を支払っております。

当事業年度

当公庫は、監査公認会計士等に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である「監査人から引受事務幹事会社への書簡」及び「財務諸表等以外の財務情報に関する調査の報告」作成業務等を委託し、対価を支払っております。

二【監査報酬の決定方針】

当公庫の監査公認会計士等に対する報酬は、監査日数・業務の内容等を勘案し、監査役会の同意のもと適切に決定しております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当公庫の財務諸表は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令（平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第3号）及びエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第6条に規定する業務を行う場合における株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令の特例を定める省令（平成22年財務省・経済産業省令第1号）（以下、「株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令等」という。）に準拠しております。

なお、当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）の財務諸表に含まれる比較情報については、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当公庫は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。

3．連結財務諸表について

当公庫は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
現金預け金	4,083,438	3,732,555
現金	72	79
預け金	4,083,366	3,732,476
有価証券	270,922	460,156
国債	268,054	458,020
社債	465	105
株式	1 2,030	1 2,030
その他の証券	372	-
貸出金	2, 3, 4, 5, 6 21,232,320	2, 3, 4, 5, 6 20,660,457
証書貸付	21,232,320	20,660,457
その他資産	63,667	59,557
前払費用	4,192	2,001
未収収益	26,910	25,291
代理店貸	2,392	2,050
その他の資産	30,171	30,213
有形固定資産	8 204,458	8 199,448
建物	57,015	53,889
土地	143,472	142,249
リース資産	2,099	1,553
建設仮勘定	777	743
その他の有形固定資産	1,093	1,012
無形固定資産	14,885	14,859
ソフトウェア	3,587	8,328
リース資産	1,272	620
その他の無形固定資産	10,025	5,910
支払承諾見返	3,126	3,741
貸倒引当金	451,674	477,349
資産の部合計	25,421,145	24,653,427

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
負債の部		
借入金	16,904,622	16,397,195
借入金	16,904,622	16,397,195
社債	7 2,359,261	7 2,058,498
寄託金	36,498	31,490
保険契約準備金	1,622,928	1,371,312
その他負債	43,769	41,706
未払費用	24,311	20,373
前受収益	6,613	6,515
リース債務	3,565	2,304
その他の負債	9,279	12,513
賞与引当金	3,913	4,369
役員賞与引当金	16	20
退職給付引当金	196,918	199,313
役員退職慰労引当金	105	81
補償損失引当金	10 65,512	10 37,938
支払承諾	3,126	3,741
負債の部合計	21,236,672	20,145,668
純資産の部		
資本金	3,455,015	3,709,538
資本剰余金	2,178,432	2,051,708
経営改善資金特別準備金	181,500	181,500
資本準備金	1,996,932	1,870,208
利益剰余金	1,448,974	1,253,487
利益準備金	2,655	2,655
その他利益剰余金	1,451,630	1,256,143
繰越利益剰余金	1,451,630	1,256,143
株主資本合計	4,184,472	4,507,759
純資産の部合計	4,184,472	4,507,759
負債及び純資産の部合計	25,421,145	24,653,427

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
経常収益	665,597	788,255
資金運用収益	340,552	321,355
貸出金利息	335,800	317,274
有価証券利息配当金	1,168	748
買現先利息	16	14
預け金利息	3,566	3,054
その他の受入利息	0	263
役務取引等収益	3,566	3,714
損害担保補償料	3,525	3,675
その他の役務収益	41	38
保険引受収益	268,432	411,844
保険料	146,345	143,243
責任共有負担金収入	17,742	16,983
保険契約準備金戻入額	104,343	251,616
政府補給金収入	46,333	43,065
一般会計より受入	46,313	43,036
特別会計より受入	20	28
その他経常収益	6,712	8,276
補償損失引当金戻入益	-	69
償却債権取立益	2,387	3,030
株式等売却益	0	31
その他の経常収益	2 4,324	2 5,145
経常費用	951,453	824,072
資金調達費用	156,085	132,882
コールマネー利息	153	107
借入金利息	127,759	112,744
社債利息	25,199	19,767
その他の支払利息	2,973	262
役務取引等費用	16,549	16,288
損害担保補償金	11,091	11,385
その他の役務費用	5,457	4,902
保険引受費用	495,694	419,688
保険金	615,973	537,092
回収金	120,278	117,404
その他業務費用	8,660	11,663
国債等債券償却	16	-
社債発行費償却	812	738
利子補給金	7,827	10,925
その他の業務費用	4	-
営業経費	112,906	112,875
その他経常費用	161,557	130,674
貸倒引当金繰入額	128,746	109,137
補償損失引当金繰入額	14,981	-
貸出金償却	12,731	15,387
株式等償却	39	-
その他の経常費用	5,058	6,150
経常損失()	285,856	35,817
特別利益	634	927
固定資産処分益	634	927
特別損失	1,046	1,047
固定資産処分損	369	904
減損損失	1 676	1 142
当期純損失()	286,268	35,936

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
		経営改善資金特別準備金	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	3,075,709	181,500	2,054,739	2,236,239	2,655	1,466,719	1,464,063	3,847,885	3,847,885
当期変動額									
新株の発行	379,306		243,550	243,550				622,856	622,856
資本準備金の取崩（欠損填補）			301,357	301,357		301,357	301,357		
当期純利益						286,268	286,268	286,268	286,268
当期変動額合計	379,306	-	57,807	57,807	-	15,088	15,088	336,587	336,587
当期末残高	3,455,015	181,500	1,996,932	2,178,432	2,655	1,451,630	1,448,974	4,184,472	4,184,472

当事業年度（自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
		経営改善資金特別準備金	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	3,455,015	181,500	1,996,932	2,178,432	2,655	1,451,630	1,448,974	4,184,472	4,184,472
当期変動額									
新株の発行	254,523		104,700	104,700				359,223	359,223
資本準備金の取崩（欠損填補）			231,423	231,423		231,423	231,423		
当期純利益						35,936	35,936	35,936	35,936
当期変動額合計	254,523	-	126,723	126,723	-	195,487	195,487	323,286	323,286
当期末残高	3,709,538	181,500	1,870,208	2,051,708	2,655	1,256,143	1,253,487	4,507,759	4,507,759

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
当期純損失()	286,268	35,936
減価償却費	7,824	8,822
減損損失	676	142
貸倒引当金の増減()	44,530	25,674
保険契約準備金の増減額(は減少)	104,343	251,616
賞与引当金の増減額(は減少)	661	456
役員賞与引当金の増減額(は減少)	0	3
退職給付引当金の増減額(は減少)	1,248	2,395
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	9	23
補償損失引当金の増減額(は減少)	6,451	27,573
資金運用収益	340,552	321,355
資金調達費用	156,085	132,882
有価証券関係損益()	56	-
為替差損益(は益)	0	0
固定資産処分損益(は益)	264	23
貸出金の純増()減	78,132	571,862
借入金の純増減()	51,546	507,426
寄託金の純増減()	517	5,007
預け金の純増()減	101,560	184,380
買現先勘定の純増()減	13,238	-
普通社債発行及び償還による増減()	316,000	301,000
資金運用による収入	342,321	322,692
資金調達による支出	159,283	136,487
その他	3,047	5,635
小計	707,374	331,502
営業活動によるキャッシュ・フロー	707,374	331,502
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	1,822,541	1,622,688
有価証券の償還による収入	2,029,999	1,433,732
有形固定資産の取得による支出	4,069	1,865
有形固定資産の売却による収入	6,033	2,380
無形固定資産の取得による支出	8,362	3,695
無形固定資産の売却による収入	4	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	201,063	192,136
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	622,856	359,223
リース債務の返済による支出	2,283	2,086
財務活動によるキャッシュ・フロー	620,572	357,136
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	114,260	166,502
現金及び現金同等物の期首残高	303,857	418,118
現金及び現金同等物の期末残高	¹ 418,118	¹ 251,615

【注記事項】

【重要な会計方針】

	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)				
1. 有価証券の 評価基準及び 評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。				
2. デリバティブ取引の評価 基準及び評価 方法	クレジット・デフォルト・スワップ取引のうち市場価格に基づく価額又は合理的に算定された価額がなく時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、債務保証に準じて処理しております。				
3. 固定資産の 減価償却の方 法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>建 物</td> <td>2年～50年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2年～50年</td> </tr> </table> (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。	建 物	2年～50年	その他	2年～50年
建 物	2年～50年				
その他	2年～50年				
4. 繰延資産の 処理方法	社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。				
5. 外貨建の資 産及び負債の 本邦通貨への 換算基準	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。				

	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。 なお、破綻先及び実質破綻先等に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は314,950百万円（前事業年度末は355,407百万円）であります。 債権額から直接減額したものについては、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令第4条の規定に基づき主務大臣から承認を受けて、取立不能見込額に対する貸倒引当金と債権額を相殺し、翌事業年度期首に当該貸倒引当金と債権額を振り戻す洗い替え方式によっております。 (2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。 過去勤務費用 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から損益処理 (追加情報) 当公庫は厚生年金基金の代行部分について、平成25年4月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。 厚生年金基金の代行部分返上に関し、当事業年度末日において測定された返還相当額（最低責任準備金）は43,407百万円であり、当該返還相当額（最低責任準備金）の支払いが当事業年度末日に行われたと仮定して「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という。）第46項を適用した場合に生じる利益の見込額は77,126百万円であります。 (5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。 (6) 補償損失引当金 補償損失引当金は、損害担保契約に関して生じる損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
7. 保険契約準備金の計上基準	保険契約準備金は、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令第9条第1項に基づき、次に掲げる金額の合計額を計上しており、また、同条第2項に基づき当該保険契約準備金では将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、追加して保険契約準備金を計上しております。 責任準備金 保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した額 支払備金 保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金及びまだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認められる保険金から、当該保険金に基づく回収金の見込額を控除した金額
8. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
9. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び流動性預け金であります。

【表示方法の変更】

当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
(退職給付に関する会計基準) 「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。)及び退職給付適用指針(以下、「退職給付会計基準等」という。)を当事業年度末より適用し(ただし、退職会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)、(退職給付関係)注記の表示方法を変更しております。 退職給付会計基準の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な扱いに従っており、注記の組替えは行っておりません。

【未適用の会計基準等】

当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
退職給付会計基準等 (1) 概要 当該会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものであります。 (2) 適用予定日 当公庫は退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成26年4月1日に開始する事業年度の期首から適用する予定であります。 (3) 当該会計基準等の適用による影響 当該会計基準等の適用による影響は、現在評価中であります。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式の総額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
株式	2,030百万円	2,030百万円

2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

国民一般向け業務勘定

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
破綻先債権額	25,295百万円	17,863百万円
延滞債権額	147,286百万円	138,922百万円

農林水産業者向け業務勘定

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
破綻先債権額	19,973百万円	793百万円
延滞債権額	72,968百万円	69,291百万円

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
破綻先債権額	16,619百万円	13,054百万円
延滞債権額	557,793百万円	563,517百万円

中小企業者向け証券化支援買取業務勘定、信用保険等業務勘定、危機対応円滑化業務勘定及び特定事業等促進円滑化業務勘定には該当する債権はありません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

国民一般向け業務勘定

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	97百万円	66百万円

農林水産業者向け業務勘定

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	2,304百万円	1,474百万円

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	-	16百万円

中小企業者向け証券化支援買取業務勘定、信用保険等業務勘定、危機対応円滑化業務勘定及び特定事業等促進円滑化業務勘定には該当する債権はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

国民一般向け業務勘定

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
貸出条件緩和債権額	555,662百万円	525,598百万円

農林水産業者向け業務勘定

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
貸出条件緩和債権額	27,603百万円	18,114百万円

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
貸出条件緩和債権額	71,292百万円	83,618百万円

中小企業者向け証券化支援買取業務勘定、信用保険等業務勘定、危機対応円滑化業務勘定及び特定事業等促進円滑化業務勘定には該当する債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

国民一般向け業務勘定

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
合計額	728,342百万円	682,452百万円

農林水産業者向け業務勘定

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
合計額	122,849百万円	89,674百万円

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
合計額	645,705百万円	660,205百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 6．当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。なお、未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
貸付け未実行残高	164,109百万円	133,278百万円

- 7．株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第52条の規定により、当公庫の総財産を社債の一般担保に供しております。なお、社債の残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
社債	2,359,261百万円	2,058,498百万円

- 8．有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
減価償却累計額	14,353百万円	19,227百万円

- 9．当公庫は株式会社国際協力銀行が承継した次の株式会社日本政策金融公庫既発債券について、連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）附則第17条第2項の規定により、当公庫の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
財投機関債	170,000百万円	170,000百万円
政府保証外債	892,905百万円	977,740百万円

- 10．損害担保契約の補償引受額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
補償引受残高	(87,852件) 2,757,556百万円	(102,364件) 2,793,332百万円
補償損失引当金	65,512百万円	37,938百万円
差引額	2,692,044百万円	2,755,394百万円

- 11．株式会社日本政策金融公庫法第47条（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成22年法律第38号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

1. 次の資産について減損損失を計上しております。

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

地域	主な用途	種類	減損損失(百万円)
首都圏	遊休資産 4物件	土地、建物、その他の有形固定資産	0
その他	遊休資産 31物件	土地、建物	676

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

地域	主な用途	種類	減損損失(百万円)
首都圏	-	-	-
その他	遊休資産 20物件	土地、建物	142

当公庫の事業用資産には、減損損失の認識が必要となるものはなく、遊休資産について、当事業年度末における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。

減損損失を認識した遊休資産のグルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。

また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は原則として不動産鑑定評価額に基づき、重要性が乏しい不動産については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて算定しております。

なお、今後、使用が見込めない資産については、回収可能価額を0円としております。

2. 関係会社との取引による収益は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
その他の経常収益	0百万円	0百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	9,751,486,407	622,856,000	-	10,374,342,407	
種類株式	-	-	-	-	
合計	9,751,486,407	622,856,000	-	10,374,342,407	
自己株式					
普通株式	-	-	-	-	
種類株式	-	-	-	-	
合計	-	-	-	-	

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 622,856,000千株

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	10,374,342,407	359,223,000	-	10,733,565,407	
種類株式	-	-	-	-	
合計	10,374,342,407	359,223,000	-	10,733,565,407	
自己株式					
普通株式	-	-	-	-	
種類株式	-	-	-	-	
合計	-	-	-	-	

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 359,223,000千株

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
現金預け金勘定	4,083,438百万円	3,732,555百万円
定期性預け金等	3,665,320百万円	3,480,940百万円
現金及び現金同等物	418,118百万円	251,615百万円

2. 重要な非資金取引の内容

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
当期に増加したファイ ナンス・リース取引	1,029百万円	785百万円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

動産であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画（財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等）についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定（以下、「業務勘定」という。）を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておられません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

国民一般向け業務勘定は、小口主体の事業資金融資及び教育資金融資等の業務を行っています。これらの業務を行うため、財政融資資金の借入のほか、社債の発行によって資金調達を行っています。これらの金融資産及び金融負債について、金利変動による不利な影響が生じないように、当業務では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

農林水産業者向け業務勘定は、農林漁業者や食品の製造等の事業を営む者に対し、農林漁業の持続的かつ健全な発展又は食料の安定供給の確保に資する事業について、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、長期かつ低利の資金の供給を主な業務として行っております。当該業務を行うため、財政融資資金の借入のほか、社債の発行等によって資金調達を行っています。このような金融資産及び金融負債を有しているため、これらに伴うリスクを総合的に管理しております。

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定は、中小企業の成長発展を支援するため、民間金融機関を補完して長期資金の安定的な供給を行っております。当該業務を行うため、政府からの借入による間接金融を主とする他、社債の発行による直接金融によって資金調達を行っております。

中小企業者向け証券化支援買取業務勘定は、証券化手法を活用した民間金融機関等による中小企業者への無担保資金供給の促進及び中小企業者向け貸付債権の証券化市場の育成を目的としております。これらの業務を行うため、社債の発行による直接金融によって資金調達を行っております。

信用保険等業務勘定は、中小企業者に対する貸付けに係る債務の保証等についての保険等を行っております。当該業務を行うため、国からの出資金によって資金調達を行っております。

危機対応円滑化業務勘定は、主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、主務大臣が指定する指定金融機関に対して、貸付け、損害担保（指定金融機関が行う貸付け等（出資を含む。）に損失が発生した場合において、当公庫が一定割合の補てんを行うもの）、利子補給（当公庫による信用供与を受けて指定金融機関が行った貸付け等について、当公庫が指定金融機関に対し利子補給金を支給するもの）の業務を行っております。これらの業務を行うため、貸付けについては、必要資金の調達は財政融資資金借入及び政府保証債の発行によっておりますが、借入期間と貸付期間を一致させており、また、調達コストは貸出金利息等で回収しております。損害担保、利子補給に係る必要資金については、政府からの出資金により調達しております。

特定事業等促進円滑化業務勘定は、エネルギー環境適合製品を開発又は製造する事業の実施に必要な資金及び産業競争力強化の観点から事業再編等の実施に必要な資金の調達の円滑化に資するため、主務大臣が指定する指定金融機関に対して貸付けの業務を行っております。この業務を行うため、必要資金の調達は財政融資資金借入によることとしておりますが、借入期間と貸付期間を一致させて、調達コストは貸出金利息で回収することとしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しており、各業務勘定の保有する金融資産及び金融負債の内容及びそのリスク等は次のとおりです。

イ 国民一般向け業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に国内の小企業等に対する貸出金であり、金融負債は、主に借入金及び社債であり、次のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定においては、事業資金融資、教育資金融資等の業務を行っており、これらの業務における与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

当業務勘定では、融資審査時の適正な融資判断、融資後の債務者の実態に応じたきめ細やかな債権管理を行っているほか、統計手法を用いた管理の導入等、管理手法の高度化に努めております。また、与信ポートフォリオは小口の事業資金、小口の教育資金で構成されており、特定の地域や業種等への与信集中はなく、リスク分散が図られております。しかしながら、今後の経済動向等、与信先を取り巻く環境の変化によっては、信用状況が悪化する与信先が増加したり、貸出条件緩和等の金融支援を求められたりすることなどにより、当業務の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、日々の資金繰りに備え、複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど適切な対策をしており、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

ロ 農林水産業者向け業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に農林漁業及び食品産業に対する貸出金であり、金融負債は、主に借入金、社債及び寄託金であり、次のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定は、農林漁業及び食品産業向けの与信業務を行っており、与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

このため、適切な融資審査及び期中管理の実行により、資産の健全性の維持・向上に努めております。

しかし、融資先の大多数を占める農林漁業は、零細経営が多く、気象災害などの自然条件の制約を受け易いという特徴を有しているので、今後の情勢によっては、当業務の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせること等により、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、農林漁業政策の必要性から償還期間が長期、金利は固定となっているなどの特性があり、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

八 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に中小企業者に対する貸出金、有価証券であり、金融負債は、主に借入金、社債であり、次のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定においては、中小企業者に対する貸付け、中小企業者が発行する社債の取得、中小企業者に対する貸付債権・社債の証券化、民間金融機関等の貸付債権等の部分保証、証券化商品の保証を行う業務、中小企業者の株式又は持分の取得を行っております。当業務勘定では、適切な貸付審査への取組並びに各種モニタリングを通じた信用リスクの把握及び評価等を行い、必要な管理を実施して信用コストの抑制に向けた対応を着実に進めております。しかしながら、国内外の経済動向の変化等に伴う、貸出先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動、その他想定外の事由が発生した場合には、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

二 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に有価証券であり、次のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定は、民間金融機関等の貸付債権を譲り受け証券化する業務、証券化商品の一部買取りを行う業務を行っており、これらの業務において中小企業者への与信に取り組んでいることから、当該中小企業者の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、その結果保有する証券化商品が毀損し、損失を被る可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っております。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財投機関債などにより長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

ホ 信用保険等業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に預け金であり、次のリスクがあります。

(イ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

当業務勘定では、国からの出資により調達した資金については、財政融資資金への預託等の安全性の高いもので運用していることから、金利リスクは限定的と考えております。

(ロ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、国からの出資金により長期・安定的な資金を確保していることから、流動性リスクは限定的と考えております。

ヘ 危機対応円滑化業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に指定金融機関に対する貸出金であり、金融負債は借入金であり、次のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行う危機対応業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

また、指定金融機関が事業者に対して行う貸付け等により発生する損害額の一部の補てんを行っております。事業者の信用状況や経済状況等の大幅な変化等により、補償金の支払額が補償料設定時の予測に反して変動することにより損失を被る可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸出金利息で回収していることから、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定は、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金等による長期・安定的な資金を確保しております。また、指定金融機関に対する補償金支払資金等についての十分な手元流動性を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられますが、借入金は、不測の事態において支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されています。

ト 特定事業等促進円滑化業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に指定金融機関に対する貸出金であり、金融負債は借入金であり、次のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行う特定事業促進業務、事業再構築等促進業務及び事業再編促進業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定は、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸出金利息で回収していることから、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定は、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金による長期・安定的な資金を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられますが、借入金は、不測の事態において支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

各業務のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 国民一般向け業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

(イ) 信用リスクの管理

当業務は、融資業務・債権管理業務に関する諸規定及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、()個別与信管理、()自己査定、()信用リスク計量化により、貸出金の信用リスクを管理する体制を整備し運営しております。これらの信用リスク管理は、各支店のほか審査企画部、リスク管理部等により行われ、定期的に事業本部長を議長とした事業運営会議を開催し、審議・報告を行っております。

具体的な管理方法は次のとおりです。

() 個別与信管理

当業務では、融資審査にあたり、融資対象としての適格性、資金使途の妥当性並びに事業者等の収益性及び維持力といった財務状況はもとより、技術力、販売力、事業の将来性、事業者等の資質等についても検討し、適正な融資判断に努めております。

また、融資後の債権管理にあたっては、今後の事業見通しや返済能力等の把握を行い、実態に応じたきめ細かな管理に努めております。

() 自己査定

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、支店による一次査定、審査企画部による二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。自己査定結果は適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

() 信用リスク計量化

当業務では、長年にわたり蓄積された信用供与先との取引データ分析に基づき信用スコアリングモデルを開発し、平成19年度から、信用供与先に対し信用スコアの付与を始め、平成20年度から審査手続や与信ポートフォリオのモニタリングに活用しております。当業務のスコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

また、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、ポートフォリオが小口分散されているという当業務の特徴を踏まえた手法により、信用リスクの計量化に取り組んでおります。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務は、資産と負債の間でのキャッシュ・フロー・ギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当業務では、マチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、社債発行年限の多様化等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務においては、リスク管理上、金利リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成26年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は12,756百万円増加(前事業年度は金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、時価は13,160百万円増加)するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、13,746百万円減少(前事業年度は金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、13,902百万円減少)するものと考えられます。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は、財政融資資金、政府保証債及び財投機関債など長期・安定的な資金を確保しているほか、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備え複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

ロ 農林水産業者向け業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

(イ) 信用リスクの管理

当業務は()個別与信管理、()信用格付、()自己査定及び()信用リスク計量化により、信用リスクを適切に管理しております。

() 個別与信管理

当業務では、融資にあたって、融資対象としての適格性、融資条件の妥当性、事業の長期的見通しを踏まえた返済の確実性について審査します。特に、返済の確実性については、業種(農林漁業等)のリスク特性を十分踏まえた審査基準の下、対象者の信用力、投資リスク及び投資効果を精査し、収支・償還計画の実現可能性及び融資条件の適切性を総合的に勘案して返済可能性を検証・確認しております。

また、顧客の経営状況の継続的な把握に努め、積極的かつ丁寧な支援活動に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上を図っております。

() 信用格付

当業務では、信用格付により、経営悪化が懸念される顧客を早期に発見し、経営支援に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上に取り組んでおります。格付は、内部データに基づき構築したモデルにより付与しております。当業務のスコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

信用格付は、上記のほか、自己査定、個別与信の判断、信用リスク計量化等にも活用しており、当業務の信用リスク管理の基礎をなしております。このため、信用格付体系は必要に応じ、適時見直しを行っております。

() 自己査定

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、支店による第一次査定、審査部による第二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。自己査定結果は、適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

() 信用リスク計量化

当業務では、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行い、内部管理に活用しております。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務は、資産と負債の間でのキャッシュ・フロー・ギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当業務ではマチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務においては、リスク管理上、金利リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」、「社債」及び「寄託金」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成26年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は、4,478百万円減少(前事業年度は金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、時価は2,274百万円減少)するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、663百万円増加(前事業年度は金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、1,327百万円減少)するものと考えられます。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスクの管理に努めております。

八 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

(イ) 信用リスクの管理

() 個別与信管理

当業務のうち融資業務は、公平・中立な立場から借入申込企業の実態を把握し、償還の確実性と資金使途の妥当性を検討し、融資などの判断を行っております。

融資業務では、事業用の長期資金の融資などを専門とすることから、審査にあたっては、今後の事業収益を中心とする長期的返済能力を検討し、償還の確実性について総合的に判断しております。

単に財務諸表を中心とする定量分析にとどまらず、企業の構成要素である「ヒト」「モノ」「カネ」とその組合せである経営の様々な活動について、申込企業の置かれている環境を含めて多面的な実態把握を行うとともに、申込企業の将来性を勘案し総合的な企業力を判断しております。

また、融資後も決算書などの提出を受けるほか、定期的な訪問などにより継続的な業況把握に努めております。自己査定 of 債務者区分や必要に応じ提供を受ける経営改善計画書の検討結果などを踏まえ、取引方針を明確にし、適切な事後フォローを実施しております。

さらに、融資先企業の成長発展を支援するため、審査結果をできる限りフィードバックしているほか、経営課題解決のためのコンサルティングに努めております。特に、事業環境の変化などへの対応に苦慮する企業に対しては、経営改善提案書の作成・提供などにより経営の改善や経営計画の策定を支援しております。

() 信用格付

融資業務では、長年にわたり蓄積された中小企業者との取引データ分析に基づく独自のスコアリングモデルと、実態把握等による定性分析に基づき、取引先等の信用状況を把握する信用格付制度を構築、取引方針の策定や審査手続等に活用しております。

() 自己査定

融資業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。営業部店が債務者区分の一次査定を実施し、営業部門とは分離した審査部門において二次査定を行います。査定結果については、他のセクションから独立した監査部が内部監査を行い、その正確性を検証しております。

また、査定結果に基づき、担保処分等による回収見込額及び貸倒実績率等を勘案した貸倒引当金を計上しております。

() 信用リスク計量化

融資業務では、信用リスク計量について信用格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体のリスク量を計量し、モニタリングを行っています。こうしたモニタリングを通じて、リスクの制御について検討を進めております。

() 証券化支援業務における信用リスク管理

当業務のうち証券化支援業務では、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルやCRD (Credit Risk Database) などの外部モデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法によりの確に把握し、信用リスクに応じた適切な保証料率の設定を行っております。

保証型組成後は、保証先の決算データなどの提出を受けるとともに、保証先の延滞倒産状況を確認し、信用リスクを的確に把握しております。

(ロ) 市場リスクの管理

() 金利リスク

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務は、このギャップを原因とした金利リスクを負っているため、マチュリティ・ラダー、デュレーション、VaR及びBPVを計測・分析することにより、金利リスクの把握に努め、社債発行年限の多様化や借入期間の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

() 市場リスクに係る定量的情報

当業務においては、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析は利用しておりません。

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成26年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント（0.5%）低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は29,489百万円増加（前事業年度は金利が50ベース・ポイント（0.5%）低ければ、時価は30,333百万円増加）するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント（0.5%）高ければ、30,702百万円減少（前事業年度は金利が50ベース・ポイント（0.5%）高ければ、32,848百万円減少）するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

融資業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

二 中小企業者向け証券化支援買取業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

(イ) 信用リスクの管理

当業務は、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルやC R D (Credit Risk Database) などの外部モデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法により的確に把握し、信用リスクに応じた適切なリターンの設定を行っております。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っており、金利リスクは限定的と考えております。

なお、当業務においては、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析は利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成26年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント（0.5%）低ければ、当該金融資産の時価は72百万円増加（前事業年度は金利が50ベース・ポイント（0.5%）低ければ、時価は88百万円増加）するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント（0.5%）高ければ、320百万円減少（前事業年度は金利が50ベース・ポイント（0.5%）高ければ、429百万円減少）するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクを極小化する制度設計を行っていること、及び国からの十分な支援が見込まれることから、流動性リスクは限定的と考えております。

ホ 信用保険等業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

(イ) 市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

当業務では、国からの出資により調達した資金については、財政融資資金への預託等の安全性の高いもので運用し、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」であります。当該金融商品は、当業務を行うために国から出資により調達した資金を主として短期で運用しているものであり、金利の変動に対する感応度の重要性はありません。

(ロ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金調達は国からの出資金によっております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めております。

ヘ 危機対応円滑化業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

(イ) 信用リスクの管理

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、監査部門による監査を受けております。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「貸出金」及び「借入金」であります。

当業務では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一としているため、「貸出金」から発生するキャッシュ・イン・フローと「借入金」から発生するキャッシュ・アウト・フローが一致する結果、総体としては、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務は、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金等による長期・安定的な資金を確保しており、また、借入期間と貸付期間を一致させております。また、指定金融機関に対する補償金支払資金等についての十分な手元流動性を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられます。

一方で、資金計画の精緻化に努め、流動性リスクを最小化する努力を継続しております。

ト 特定事業等促進円滑化業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

(イ) 信用リスクの管理

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、監査部門による監査を受けております。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「貸出金」及び「借入金」であります。

当業務では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一としているため、「貸出金」から発生するキャッシュ・イン・フローと「借入金」から発生するキャッシュ・アウト・フローが一致する結果、総体としては、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務は、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金による長期・安定的な資金を確保しており、また、借入期間と貸付期間を一致させており、流動性リスクは限定的と考えられます。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注３）参照）。

前事業年度（平成25年３月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	4,083,438	4,083,787	348
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	268,204	269,447	1,242
(3) 貸出金	21,116,796		
貸倒引当金（＊）	401,753		
	20,715,043	21,442,240	727,196
資産計	25,066,686	25,795,474	728,787
(1) 借入金	16,763,007	17,091,834	328,827
(2) 社債	2,359,261	2,411,436	52,175
負債計	19,122,268	19,503,271	381,002

（＊） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

当事業年度（平成26年３月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	3,732,555	3,733,417	861
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	458,126	459,054	928
(3) 貸出金	20,435,982		
貸倒引当金（＊）	397,398		
	20,038,584	20,729,653	691,069
資産計	24,229,266	24,922,125	692,858
(1) 借入金	16,252,159	16,513,171	261,012
(2) 社債	2,058,498	2,096,506	38,008
負債計	18,310,657	18,609,677	299,020

（＊） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期が3カ月超の預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、対応する期間のリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

債券は市場価格によっております。ただし、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定及び危機対応円滑化業務勘定における債券については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、次により算定しております。

イ 国民一般向け業務勘定

貸出金は、資本性劣後ローンを除き、すべて固定金利であり、要管理先以上の貸出金について債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

ロ 農林水産業者向け業務勘定

貸出金は、資本性劣後ローンの一部を除き、すべて固定金利であり、債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しております。

ハ 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

貸出金は、資本性劣後ローンを除き、すべて固定金利であり、破綻懸念先以上の貸出金について債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先及び実質破綻先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

ニ 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定及び信用保険等業務勘定

該当ありません。

ホ 危機対応円滑化業務勘定及び特定事業等促進円滑化業務勘定

貸出金は、すべて固定金利であり、債務者及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を、債務者が発行する債券の市場利回りより推定した利率で割り引いて時価を算定しております。

負債

(1) 借入金

借入金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しております。

(2) 社債

社債の時価は、市場価格によっております。

- (注2) 損害担保契約については、与信判断は指定金融機関が行い、当公庫は、貸付時点において個別補償先に対する与信判断に関与しない仕組みとなっていることから、当公庫は個別補償先の財務データを保有しておらず、将来にわたるキャッシュ・フローを合理的に見積ることができません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。
- なお、損害担保契約に係る補償引受額は次のとおりです。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
補償引受残高	2,757,556百万円	2,793,332百万円
補償損失引当金	65,512百万円	37,938百万円

- (注3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) 有価証券」、「資産(3) 貸出金」及び「負債(1) 借入金」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
非上場株式(*1)	2,030	2,030
証書貸付(資本性劣後ローン)(*2)	115,523	224,474
一般会計借入金(*3)	131,300	131,300
産業投資借入金(*4)	10,314	13,736
合計	259,168	371,541

- (*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。
- (*2) 挑戦支援資本強化特例制度等を適用した証書貸付(資本性劣後ローン)については、貸付時において金利は決定されず、毎年の債務者の事業実績に基づく成功判定の結果による利率が適用されるスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。
- (*3) 一般会計借入金については、償還期限の定めはなく、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積ることができないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。
- (*4) 産業投資借入金については、借入時において金利は設定されず、最終割賦金償還後、一括して利息を支払うスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

- (注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
前事業年度(平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	4,083,366	-	-	-	-	-
有価証券(*2)						
満期保有目的の債券	247,108	41	20,983	-	-	-
貸出金(*2)	4,160,742	7,333,769	4,405,285	2,150,092	1,482,632	1,351,109
合計	8,491,217	7,333,811	4,426,268	2,150,092	1,482,632	1,351,109

- (*1) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。
- (*2) 貸出金及び有価証券のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない348,688百万円は含めておりません。

当事業年度（平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金（＊１）	3,687,476	45,000	-	-	-	-
有価証券（＊２） 満期保有目的の債券	437,086	21,002	0	-	-	-
貸出金（＊２）	4,298,522	7,053,848	4,153,045	2,020,755	1,496,322	1,340,883
合計	8,423,085	7,119,851	4,153,045	2,020,755	1,496,322	1,340,883

（＊１） 預け金のうち、要求払預金については、「１年以内」に含めて開示しております。

（＊２） 貸出金及び有価証券のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない297,079百万円は含めておりません。

（注５） 社債及び借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
借入金（＊）	3,793,322	6,307,916	3,305,748	1,445,318	1,156,070	764,945
社債	656,000	853,000	496,000	160,000	85,000	110,000
合計	4,449,322	7,160,916	3,801,748	1,605,318	1,241,070	874,945

（＊） 借入金のうち、償還期限の定めのない一般会計借入金131,300百万円は含めておりません。

当事業年度（平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
借入金（＊）	3,950,550	5,857,746	3,290,591	1,396,833	1,076,927	693,245
社債	518,000	821,000	340,000	150,000	130,000	100,000
合計	4,468,550	6,678,746	3,630,591	1,546,833	1,206,927	793,245

（＊） 借入金のうち、償還期限の定めのない一般会計借入金131,300百万円は含めておりません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

前事業年度(平成25年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	21,069	22,311	1,242
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	246,984	246,984	-
	社債	150	150	-
	小計	247,135	247,135	-
合計		268,204	269,447	1,242

当事業年度(平成26年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	21,047	21,976	928
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	436,972	436,972	-
	社債	105	105	-
	小計	437,078	437,078	-
合計		458,126	459,054	928

3. その他有価証券

前事業年度(平成25年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	592,320	592,320	-

当事業年度(平成26年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	636,140	636,140	-

4. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

6. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券
該当事項はありません。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託
該当事項はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託
該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外)
該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 金利関連取引
該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引
該当事項はありません。

(3) 株式関連取引
該当事項はありません。

(4) 債券関連取引
該当事項はありません。

(5) 商品関連取引
該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引
該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連取引
該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引
該当事項はありません。

(3) 株式関連取引
該当事項はありません。

(4) 債券関連取引
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当公庫の報告セグメントは、当公庫の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高経営責任者及び取締役会が、業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般（生活衛生関係営業者を含む。）、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的とした業務を行っております。

また、エネルギー環境適合製品製造事業の促進に関する法律に基づく業務の特例として、内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に適合した製品等（以下、「エネルギー環境適合製品」という。）を開発し、又は製造する事業のうち、我が国産業活動の発達及び改善に特に資するものを事業者が実施するために必要な資金を銀行その他の金融機関が貸し付ける場合において、当該金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができることとされております。このほか、産業競争力強化法に基づく業務の特例として、産業競争力強化の観点から事業再編等を事業者が実施するために必要な資金を銀行その他の金融機関が貸し付ける場合において、当該金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができることとされております。

したがって、当公庫は、その目的を達成するため、株式会社日本政策金融公庫法その他法令により定められた業務について、業務ごとに経理を区分し運営しており、「国民一般向け業務」、「農林水産業者向け業務」、「中小企業者向け融資・証券化支援保証業務」、「中小企業者向け証券化支援買取業務」、「信用保険等業務」、「危機対応円滑化業務」及び「特定事業等促進円滑化業務」の7つを報告セグメントとしております。

「国民一般向け業務」は、独立して継続が可能な事業について当該事業の経営の安定を図るための資金の貸付け、小口の教育資金の貸付け、生活衛生関係営業について衛生水準を高めるため及び近代化を促進するために必要な資金等の貸付け並びに恩給等を担保とする小口貸付けを行っております。

「農林水産業者向け業務」は、農林漁業者や食品の製造等の事業を営む者に対し、農林漁業の持続的かつ健全な発展又は食料の安定供給の確保に資する事業について、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、長期かつ低利の資金を供給しております。また、民間金融機関が行う農業向け融資の証券化支援業務を行っております。

「中小企業者向け融資・証券化支援保証業務」は、中小企業の成長発展を支援するため、民間金融機関を補完して長期資金の安定的な供給を行っております。融資業務において、中小企業者に対する貸付け、中小企業者が発行する社債の取得並びに中小企業投資育成株式会社及び設備貸与機関に対する貸付け等を、証券化支援保証業務において、証券化支援保証業務、売掛金債権証券化等支援業務等を行っております。

「中小企業者向け証券化支援買取業務」は、中小企業者への無担保資金供給の促進及び証券化市場の育成を目的に、民間金融機関等の中小企業者向け無担保債権等を譲り受け、又はCDS（クレジット・デフォルト・スワップ）契約を活用し、証券化の取り組みを支援するとともに、その信用リスクの一部を引き受ける業務を行っております。

「信用保険等業務」は、信用保証協会が行う中小企業者の金融機関からの借入れ又は中小企業者が発行する社債のうち金融機関が引き受けるものに係る債務等の保証についての保険の引受け、信用保証協会に対する貸付け、機械保険経過業務及び破綻金融機関等関連特別保険等業務を行っております。

「危機対応円滑化業務」は、主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、主務大臣が指定する指定金融機関による事業者への円滑な資金供給を促進するため、当該指定金融機関に対して一定の信用の供与を行っております。

「特定事業等促進円滑化業務」は、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う認定事業者並びに事業再編等を行う認定事業者等に対して、主務大臣が指定する指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けを行っております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と同一であります。報告セグメントの利益（又は損失）は、純利益（又は純損失）ベースの数値であります。

３．報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前事業年度（自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日）

（単位：百万円）

	国民一般向け 業務	農林水産業者 向け業務	中小企業者 向け融資・ 証券化支援 保証業務	中小企業者 向け証券化 支援買取業務	信用保険等 業務
経常収益					
（１）外部顧客に対する経常収益	158,865	63,781	118,889	471	272,851
（２）セグメント間の内部経常収益	258	146	102	0	62
計	159,123	63,928	118,992	471	272,914
セグメント利益又は損失（ ）	1,366	-	25,098	411	231,423
セグメント資産	7,023,768	2,601,392	6,131,914	24,930	3,399,285
セグメント負債	6,513,132	2,235,614	5,364,144	780	1,633,777
その他の項目					
減価償却費	3,783	1,209	2,269	-	516
資金運用収益	141,501	46,052	103,363	406	3,305
資金調達費用	33,055	39,091	38,756	-	-
特別利益	633	-	0	-	-
特別損失	920	46	58	-	21
（減損損失）	(676)	(0)	(0)	-	-
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	45,209	29,263	37,006	-	20,350
貸倒引当金繰入額	49,237	4,843	74,683	-	-

	危機対応 円滑化業務	特定事業等 促進円滑化 業務	調整額	財務諸表 計上額
経常収益				
(1) 外部顧客に対する経常収益	50,465	289	18	665,597
(2) セグメント間の内部経常収益	-	-	570	-
計	50,465	289	589	665,597
セグメント利益又は損失()	28,781	9	-	286,268
セグメント資産	6,186,090	54,581	818	25,421,145
セグメント負債	5,435,698	54,342	818	21,236,672
その他の項目				
減価償却費	44	2	-	7,824
資金運用収益	45,701	221	-	340,552
資金調達費用	44,960	221	-	156,085
特別利益	-	-	-	634
特別損失	-	-	-	1,046
(減損損失)	-	-	-	(676)
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	4	1	-	131,837
貸倒引当金繰入額	-	-	18	128,746

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 調整額は次のとおりであります。

- (1) セグメント収益の調整額589百万円は、セグメント間取引消去及びセグメント間相殺消去589百万円であります。
- (2) セグメント資産の調整額818百万円は、セグメント間取引消去818百万円であります。
- (3) セグメント負債の調整額818百万円は、セグメント間取引消去818百万円であります。
- (4) 貸倒引当金繰入額の調整額は、セグメント間の相殺消去であります。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	国民一般向け 業務	農林水産業者 向け業務	中小企業者 向け融資・ 証券化支援 保証業務	中小企業者 向け証券化 支援買取業務	信用保険等 業務
経常収益					
(1) 外部顧客に対する経常収益	152,315	58,648	113,987	385	414,980
(2) セグメント間の内部経常収益	483	121	63	0	118
計	152,799	58,769	114,051	385	415,098
セグメント利益又は損失（ ）	7,863	-	14,582	346	13,229
セグメント資産	6,967,617	2,609,060	6,022,626	24,516	3,239,518
セグメント負債	6,367,752	2,232,593	5,144,039	19	1,382,539
その他の項目					
減価償却費	4,241	1,358	2,455	-	727
資金運用収益	135,580	42,823	97,724	346	2,597
資金調達費用	25,691	33,437	32,204	-	-
特別利益	927	-	-	-	-
特別損失	468	570	6	-	0
（減損損失）	(115)	(27)	-	-	-
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	7,972	3,511	3,384	-	519
貸倒引当金繰入額	38,689	5,349	65,119	-	-

	危機対応 円滑化業務	特定事業等 促進円滑化 業務	調整額	財務諸表 計上額
経常収益				
(1) 外部顧客に対する経常収益	47,522	436	21	788,255
(2) セグメント間の内部経常収益	-	-	787	-
計	47,522	436	808	788,255
セグメント利益又は損失()	16,329	5	-	35,936
セグメント資産	5,728,392	62,822	1,127	24,653,427
セグメント負債	4,957,262	62,588	1,127	20,145,668
その他の項目				
減価償却費	36	3	-	8,822
資金運用収益	41,923	360	-	321,355
資金調達費用	41,189	359	-	132,882
特別利益	-	-	-	927
特別損失	-	-	-	1,047
(減損損失)	-	-	-	(142)
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	8	4	-	15,401
貸倒引当金繰入額	-	-	21	109,137

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 調整額は次のとおりであります。

- (1) セグメント収益の調整額808百万円は、セグメント間取引消去及びセグメント間相殺消去808百万円であります。
- (2) セグメント資産の調整額1,127百万円は、セグメント間取引消去1,127百万円であります。
- (3) セグメント負債の調整額1,127百万円は、セグメント間取引消去1,127百万円であります。
- (4) 貸倒引当金繰入額の調整額は、セグメント間の相殺消去であります。

【関連情報】

1. サービスごとの情報

当公庫は業務ごとに経理を区分し運営しており、「サービスごとの情報」は、「報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」に記載してありますので、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

本邦の外部顧客への経常収益が損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当公庫は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で損益計算書の経常収益10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報は、「報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」に記載してありますので、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

区分	金額(百万円)
退職給付債務 (A)	305,063
年金資産 (B)	70,409
未積立退職給付債務 (C) = (A) + (B)	234,653
未認識過去勤務債務 (D)	2,962
未認識数理計算上の差異 (E)	40,697
貸借対照表計上額純額 (F) = (C) + (D) + (E)	196,918
前払年金費用 (G)	-
退職給付引当金 (H) = (F) - (G)	196,918

3. 退職給付費用に関する事項

区分	金額(百万円)
勤務費用	6,740
利息費用	5,163
期待運用収益	1,258
過去勤務債務の費用処理額	392
数理計算上の差異の費用処理額	448
その他(臨時に支払った割増退職金等)	-
退職給付費用	10,701

(注) 厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 割引率	1.0%
(2) 期待運用収益率	2.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	10年（その発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき損益処理することとしております。）
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年（各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしております。）

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。当公庫の厚生年金基金制度は複数事業主制度であります。年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

厚生年金基金制度（積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当公庫は、厚生年金基金の代行部分について、平成25年4月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

区分	金額（百万円）
退職給付債務の期首残高	305,063
勤務費用	5,975
利息費用	2,970
従業員からの拠出額	384
数理計算上の差異の発生額	3,806
退職給付の支払額	12,158
過去勤務費用の発生額	7,899
その他	-
退職給付債務の期末残高	298,143

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

区分	金額（百万円）
年金資産の期首残高	70,409
期待運用収益	1,408
数理計算上の差異の発生額	7,122
事業主からの拠出額	3,112
従業員からの拠出額	384
退職給付の支払額	7,058
その他	-
年金資産の期末残高	75,378

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

区分	金額（百万円）
積立型制度の退職給付債務	210,704
年金資産	75,378
	135,326
非積立型制度の退職給付債務	87,438
未積立退職給付債務	222,764
未認識数理計算上の差異	33,130
未認識過去勤務費用	9,679
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	199,313
退職給付引当金	199,313
前払年金費用	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	199,313

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

区分	金額（百万円）
勤務費用	5,975
利息費用	2,970
期待運用収益	1,408
数理計算上の差異の費用処理額	4,251
過去勤務費用の費用処理額	1,182
その他	-
確定給付制度に係る退職給付費用	10,606

(5) 年金資産に関する事項

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	45%
債券	40%
一般勘定	11%
現金及び預金	4%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	1.0%
長期期待運用収益率	2.0%

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用していません。

(持分法損益等)

1. 関連会社に関する事項

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
関連会社に対する投資の金額	2,030	2,030
持分法を適用した場合の投資の金額	1,791	1,807
持分法を適用した場合の投資利益の金額又は投資損失()の金額	2	15

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	財務省 (財務大臣) (注1、2)	東京都千 代田区	-	政策金融 行政	被所有 直接 97.85	資金の借入 等	増資の引受 (注3)	574,557	-	-
							政府補給金収 入	11,491	-	-
							資金の受入 (注4)	3,755,599	借入金	16,711,154
							借入金の返済	3,797,498		
							借入金利息の 支払	130,730	未払費用	18,517
							資金の預託 (注5)	8,640,400	預け金	3,073,000
							資金の払戻	8,804,300		
							社債への被保 証(注6)	1,502,311	-	-

(注) 1. 財務省（財務大臣）以外の省庁の議決権等の所有（被所有）割合は次のとおりであります。

厚生労働省（厚生労働大臣） 0.03%

農林水産省（農林水産大臣） 0.15%

経済産業省（経済産業大臣） 1.97%

2. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

農林水産省 増資の引受 7,699百万円

経済産業省 増資の引受 40,600百万円

厚生労働省 政府補給金収入 1,564百万円

農林水産省 政府補給金収入 15,294百万円

経済産業省 政府補給金収入 67百万円

資源エネルギー庁 政府補給金収入 6百万円

中小企業庁 政府補給金収入 17,908百万円

農林水産省 借入金の返済 9,646百万円

3. 増資の引受は、当公庫が行った増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

4. 資金の受入は、財政融資資金の借入等であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

5. 資金の預託は、財政融資資金への預託であり、財政融資資金預託金利が適用されております。

6. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

7. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	財務省 (財務大臣) (注1、2)	東京都千 代田区	-	政策金融 行政	被所有 直接 97.21	資金の借入 等	増資の引受 (注3)	282,232	-	-
							政府補給金収 入	10,034	-	-
							資金の受入 (注4)	3,656,562	借入金	16,214,058
							借入金の返済	4,153,657		
							借入金利息の 支払	113,004	未払費用	15,541
							資金の預託 (注5)	8,536,700	預け金	2,844,800
							資金の払戻	8,764,900		
							社債への被保 証(注6)	1,194,542	-	-

(注) 1. 財務省(財務大臣)以外の省庁の議決権等の所有(被所有)割合は次のとおりであります。

厚生労働省(厚生労働大臣) 0.03%

農林水産省(農林水産大臣) 0.21%

経済産業省(経済産業大臣) 2.55%

2. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

農林水産省 増資の引受 7,491百万円

経済産業省 増資の引受 69,500百万円

厚生労働省 政府補給金収入 1,527百万円

農林水産省 政府補給金収入 12,880百万円

経済産業省 政府補給金収入 76百万円

資源エネルギー庁 政府補給金収入 4百万円

中小企業庁 政府補給金収入 18,541百万円

農林水産省 借入金の返済 10,331百万円

3. 増資の引受は、当公庫が行った増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

4. 資金の受入は、財政融資資金の借入等であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

5. 資金の預託は、財政融資資金への預託であり、財政融資資金預託金利が適用されております。

6. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

7. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (会社等) が議決権の 過半数を所 有している 会社等	株式会社国際 協力銀行	東京都千 代田区	1,360,000	金融業	なし	連帯債務関 係	連帯債務	1,062,905 (注1、3)	-	-
								1,085,000 (注2、3)	-	-

(注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号に基づき、株式会社国際協力銀行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当公庫が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第17条第2項の規定により、当公庫の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

2. 株式会社日本政策金融公庫法附則第46条の2第1項に基づき、当公庫が償還する株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、株式会社国際協力銀行が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第46条の2第2項の規定により、株式会社国際協力銀行の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。

3. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

4. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (会社等) が議決権の 過半数を所 有している 会社等	株式会社国際 協力銀行	東京都千 代田区	1,360,000	金融業	なし	連帯債務関 係	連帯債務	1,147,740 (注1、3)	-	-
								780,000 (注2、3)	-	-

(注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号に基づき、株式会社国際協力銀行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当公庫が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第17条第2項の規定により、当公庫の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

2. 株式会社日本政策金融公庫法附則第46条の2第1項に基づき、当公庫が償還する株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、株式会社国際協力銀行が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第46条の2第2項の規定により、株式会社国際協力銀行の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。

3. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

4. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	0円40銭	0円41銭
1 株当たり当期純損失金額	0円2銭	0円0銭

(注) 1 . 1 株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、1 株当たり当期純損失金額であり、潜在株式がないので記載しておりません。

		前事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)
当期純損失	百万円	286,268	35,936
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る当期純損失	百万円	286,268	35,936
普通株式の期中平均株式数	千株	9,852,916,583	10,454,776,602

2 . 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度末 (平成25年 3 月31日)	当事業年度末 (平成26年 3 月31日)
純資産の部の合計額	百万円	4,184,472	4,507,759
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	-	-
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	4,184,472	4,507,759
1 株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数	千株	10,374,342,407	10,733,565,407

(重要な後発事象)

普通株式の募集

当公庫は、平成26年5月20日開催の取締役会決議により、平成26年6月13日付で次のとおり財務省（財務大臣）及び農林水産省（農林水産大臣）を引受先とした新株式の発行を実施いたしました。

新株式の発行の概要

(1) 農林水産業者向け業務勘定

発行する株式の種類及び数	普通株式5,777,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	5,777,000,000円
資本組入額	一株につき1円
資本準備金組入額	一株につき0円
資本組入額の総額	5,777,000,000円
資本準備金組入額の総額	0円
払込期日	平成26年6月13日
資金の使途	青年等就農資金及び漁業経営改善支援資金の実質無担保・無保証人での貸付に係るもの並びに東日本大震災に関する災害復旧・復興関係資金の実質無担保・無保証人での貸付に係るもの

(2) 信用保険等業務勘定

発行する株式の種類及び数	普通株式58,700,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	58,700,000,000円
資本組入額	一株につき0円
資本準備金組入額	一株につき1円
資本組入額の総額	0円
資本準備金組入額の総額	58,700,000,000円
払込期日	平成26年6月13日
資金の使途	保険基盤の増強及び安定的な制度運営に係るもの

(3) 危機対応円滑化業務勘定

発行する株式の種類及び数	普通株式68,000,000株
発行価額	一株につき 1 円
発行価額の総額	68,000,000円
資本組入額	一株につき 1 円
資本準備金組入額	一株につき 0 円
資本組入額の総額	68,000,000円
資本準備金組入額の総額	0 円
払込期日	平成26年 6 月13日
資金の使途	損害担保の原資に係るもの

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末 減価償却 累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	66,358	1,512	1,029 (65)	66,841	12,952	3,967	53,889
土地	143,472	-	1,222 (77)	142,249	-	-	142,249
リース資産	4,735	540	183	5,092	3,538	1,076	1,553
建設仮勘定	777	1,404	1,438	743	-	-	743
その他の有形固定資産	3,468	327	45	3,749	2,737	405	1,012
有形固定資産計	218,812	3,785	3,920 (142)	218,676	19,227	5,449	199,448
無形固定資産							
ソフトウェア	12,664	7,811	3,075	17,399	9,071	2,476	8,328
リース資産	3,733	245	3	3,975	3,354	896	620
その他の無形固定資産	10,026	3,559	7,675	5,910	0	0	5,910
無形固定資産計	26,423	11,616	10,754	27,285	12,426	3,373	14,859

(注) 当期減少額欄における()内は減損損失の計上額(内書き)であります。

【債券明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限	摘要
政府保証第9回、第12回、第14回、第15回、第17回～第22回国民生活債券、政府保証第22回、第24回、第25回、第29回、第30回日本政策金融公庫債券	平成15年 7月18日 ～ 平成26年 3月18日	359,731	294,839 [104,971]	0.194～1.70	一般担保	平成25年 7月18日 ～ 平成36年 2月20日	
政府保証第2回、第8回、第13回、第16回、第20回日本政策金融公庫債券	平成21年 7月27日 ～ 平成23年 12月19日	140,142	140,104	0.30～0.80	一般担保	平成27年 7月27日 ～ 平成29年 12月19日	
株式会社日本政策金融公庫第23回、第26回、第28回、第31回、第33回、第36回、第38回社債	平成24年 5月10日 ～ 平成25年 11月7日	170,000	310,000 [170,000]	0.140～0.201	一般担保	平成26年 5月9日 ～ 平成27年 11月6日	
株式会社日本政策金融公庫第16回、第19回、第21回社債	平成23年 5月9日 ～ 平成23年 10月28日	160,000	-	0.206～0.31	一般担保	平成25年 5月9日 ～ 平成25年 10月28日	
政府保証第2回農林漁業金融公庫債券	平成15年 11月28日	12,993	-	1.50	一般担保	平成25年 11月29日	
第5回～第13回農林漁業金融公庫債券、株式会社日本政策金融公庫第25回、第30回、第35回社債	平成16年 4月26日 ～ 平成25年 5月8日	126,966	123,970 [12,999]	0.620～2.66	一般担保	平成26年 3月20日 ～ 平成40年 3月17日	
株式会社日本政策金融公庫第4回、第10回、第15回、第18回、第22回社債	平成21年 10月29日 ～ 平成23年 10月28日	59,990	59,990	1.853～2.20	一般担保	平成41年 9月20日 ～ 平成43年 10月28日	
政府保証第176回、第178回～第180回、第182回、第184回、第186回～第188回、第190回～第194回中小企業債券、政府保証第21回、第23回、第26回～第28回日本政策金融公庫債券	平成15年 9月17日 ～ 平成25年 11月28日	434,659	349,800 [109,972]	0.274～1.80	一般担保	平成25年 9月17日 ～ 平成35年 11月28日	

銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限	摘要
政府保証第1回、第3回～第7回、第10回～第12回、第14回、第15回、第17回～第19回日本政策金融公庫債券	平成21年 6月16日 ～ 平成23年 12月19日	554,784	409,797	0.30～1.30	一般担保	平成25年 11月29日 ～ 平成33年 12月17日	
第6回、第12回、第26回、第32回中小企業債券、株式会社日本政策金融公庫第24回、第27回、第29回、第32回、第34回、第37回、第39回社債	平成15年 6月27日 ～ 平成25年 11月7日	169,994	199,995 [50,000]	0.140～1.99	一般担保	平成25年 6月20日 ～ 平成30年 11月7日	
株式会社日本政策金融公庫第2回、第9回、第14回、第20回社債	平成21年 10月29日 ～ 平成23年 8月4日	169,999	169,999 [69,999]	0.371～0.72	一般担保	平成26年 10月29日 ～ 平成28年 9月20日	
合計	-	2,359,261	2,058,498 [517,943]	-	-	-	-

(注) 1. 「当期末残高」欄の[]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。

2. 株式会社日本政策金融公庫法附則第46条の2第1項に基づき、当公庫が償還する株式会社日本政策金融公庫既発債券(前記)に対し、当公庫及び株式会社国際協力銀行が連帯して弁済の責めに任ずることとされております。

3. 決算日後5年以内における償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
金額(百万円)	518,000	475,000	346,000	180,000	160,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率(%)	返済期限
借入金	16,904,622	16,397,195	0.65	-
借入金	16,904,622	16,397,195	0.65	平成26年4月～ 平成46年3月
1年以内に返済予定のリース債務	1,993	1,060	-	
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,571	1,243	-	平成26年4月～ 平成31年3月

(注) 1. 「平均利率」は、借入金の当期末残高から無利子の政府借入金及び産業投資借入金を除いた額に対する加重平均利率を記載しております。

2. 借入金のうち、183,136百万円は無利子の政府借入金であります。

3. リース債務については、簡便法を採用しているため、平均利率は記載しておりません。

4. 借入金及びリース債務等の決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
借入金(百万円)	3,950,550	3,356,202	2,501,543	1,922,569	1,368,021
リース債務(百万円)	1,060	584	395	220	43

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
保険契約準備金	1,622,928	-	-	251,616	1,371,312
貸倒引当金	451,674	477,349	30,722	420,951	477,349
一般貸倒引当金	279,328	299,409	-	279,328	299,409
個別貸倒引当金	172,345	177,939	30,722	141,622	177,939
賞与引当金	3,913	4,369	3,913	-	4,369
役員賞与引当金	16	20	16	-	20
役員退職慰労引当金	105	23	46	-	81
補償損失引当金	65,512	37,938	27,504	38,007	37,938
計	2,144,149	519,700	62,203	710,575	1,891,071

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

保険契約準備金・・・・・・当期首残高と当期末残高の差額による戻入額

一般貸倒引当金・・・・・・洗替による取崩額

個別貸倒引当金・・・・・・洗替による取崩額

補償損失引当金・・・・・・洗替による取崩額

【資産除去債務明細表】

該当事項が無いため作成しておりません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（平成26年3月31日現在）の主な資産及び負債の内訳は、次のとおりであります。

資産の部

預け金	財政融資資金預託金2,844,800百万円その他であります。
未収収益	未収貸出金利息24,771百万円その他であります。
その他の資産	未収金25,573百万円その他であります。

負債の部

未払費用	未払借用金利息15,541百万円その他であります。
その他の負債	仮受金5,314百万円、預り金5,037百万円その他であります。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4 月 1 日から 3 月31日まで
定時株主総会	6 月中
基準日	-
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	-
1 単元の株式数	-
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	東京都千代田区大手町一丁目 9 番 4 号 株式会社日本政策金融公庫本店 - - 無料 -
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	- - - -
公告掲載方法	当公庫の公告は、電子公告により行います。ただし、やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行います。
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当公庫には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当公庫は、当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、以下の書類を提出しております。

(1) 発行登録書及びその添付書類

提出日	提出先
平成26年3月24日	関東財務局長

(2) 発行登録追補書類及びその添付書類

提出日	提出先
平成26年4月25日	関東財務局長

(3) 訂正発行登録書

提出日	提出先
平成26年4月21日	関東財務局長
平成26年5月22日	関東財務局長
平成26年5月30日	関東財務局長

(4) 有価証券報告書及びその添付書類

提出日	事業年度	提出先
平成25年6月27日	第5期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）	関東財務局長

(5) 有価証券報告書の訂正報告書

提出日	提出先	
平成26年5月30日	関東財務局長	第3期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）有価証券報告書の訂正報告書であります。
平成26年5月30日	関東財務局長	第4期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）有価証券報告書の訂正報告書であります。
平成26年5月30日	関東財務局長	第5期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）有価証券報告書の訂正報告書であります。

(6) 半期報告書

提出日	事業年度	提出先
平成25年12月4日	第6期中（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）	関東財務局長

(7) 半期報告書の訂正報告書

提出日	提出先	
平成26年4月21日	関東財務局長	第6期中（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）半期報告書の訂正報告書であります。
平成26年5月30日	関東財務局長	第4期中（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）半期報告書の訂正報告書であります。

(8) 臨時報告書

提出日	提出先	
平成25年10月15日	関東財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号に基づく臨時報告書であります。
平成25年12月18日	関東財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号に基づく臨時報告書であります。
平成26年2月19日	関東財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号に基づく臨時報告書であります。
平成26年5月22日	関東財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月20日

株式会社 日本政策金融公庫

取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岡村俊克
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長尾礎樹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊澤賢司
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本政策金融公庫の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本政策金融公庫の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当公庫が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。